



# 井上毅の天皇観における伝統と近代

林, 珠雪

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

1993-03-31

(Date of Publication)

2015-03-20

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲1188

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3092467>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1001188>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



平成 4 年 9 月 29 日

井上毅の天皇観  
における  
伝統と近代

神戸大学大学院文化学研究科  
社会文化専攻（博士課程）  
林 珠 雪

井上毅の天皇観

における

伝統と近代

【目次】

はじめに	1
第一章 井上毅における前近代と近代	9
第二章 井上毅の伝統的君主観	38
第一節 井上毅の国体観	38
第二節 井上毅の国学的・儒学的君主観	95
第三節 内閣制度確立までの 井上毅の宮府一体論	115
第三章 近代的政治体制の確立と井上毅の君主観	196
第一節 近代的政治体制における 伊藤博文・井上毅の関係	199
第二節 井上毅の近代的君主観	266
第四章 教育勅語の発布と井上毅	299
むすび	332

## はじめに

近代天皇制という巨大なテーマを究明しようとするには、その中心的な問題に携わっていた人物からアプローチする方法が考えられる。そこでその人物が関係した事件や政策から当時の国家の政権確立過程や政治構造を説明することによって、その中心的な課題をとらえたいのである。ゆえに、近代天皇制の二大要素をなす明治憲法と教育勅語の両方を起草した唯一の人物－井上毅を中心テーマとして取り上げよう。

アヘン戦争が中国に与えた衝撃は、清朝を倒壊させる契機となった半面、近隣の日本にも重大な警告となった。欧米列強の軍事的脅威の下で、中国が半植民地に陥ったのを他山の石として、日本の対外独立の必要性が緊急に要請されてきたのである。また、当時の日本は国内においても、諸藩の困窮と身分制の

全体的弛緩による幕藩体制の崩壊に伴って、  
国が瓦解する危機に直面していた。すなわち、  
内憂外患のもとで、国内の統一問題と対外独  
立の要請を達成するために、近代化の推進が  
急がれたのである。

西洋の近代化過程は自生的な発展であり、  
その近代国家を支えていた土台は、「市民社  
会」である。それはいわゆる議会制民主主義  
・ 国民主権を土台とした近代国家である。し  
かし、当時の日本の社会構造と政治体制は、  
何れも前近代的な封建制の影を色濃く残して  
おり、急速な社会の近代化の自生的発展を待  
つことができなかつたので、近代的国家の建  
設が急務となつていた。西洋諸国のように、  
市民社会の基盤が成立してから、その上に近  
代的国家が建設されるという順序とは反対に、  
日本の方は、まず西洋国家に肩を並べるよう  
な統一国家の樹立が第一の急務となつていた  
のである。そして、明治国家の形成は、近代  
市民社会の建設ではなくて、主として、西洋

列強の軍事力の脅威を主要原因として、強力な統一国家の樹立が要請されてきたから、近代化の目的は、欧米のような強い軍事力を有する帝国となることであつたと考えられる。

その際、統一的明治国家の集権的君主の位置は、天皇に帰することになった。だから、大政奉還という方式で王政復古が行なわれ、古代の中央集権的律令制に戻るようなかたちで統一的明治国家体制が築き上げられていくようになった。しかし、律令制には戻つたが、近代化の使命からすれば、やはり西洋のような近代的国家を建設しなければならない。従つて天皇は唯、前近代的な仁君であるだけでは済まず、近代的政治君主として変身しなければならなかつたのである。即ち、西洋に認められるような近代的文明国家を建設するために、その国家の頂点に位置する君主も西洋諸国家に承認され得るような近代的君主でなければならなかつた。

明治四年、太政官制が一応整備されたが、

その後も政府高官らによる欧州視察や招聘学者らの意見聴取などを重ねた後、明治18年内閣制度が確立されたのである。それによって、やっと近代的政治体制の形が整ってきた。残った課題は憲法体制の成立だけである。しかし、そのような過程の中で、まず注目すべきは、明治十四年政変である。すなわち、自由民権運動の圧力の下で、国会開設を約束した一方、この政変によって、伊藤博文が政敵大隈重信を追放したことによって、明治政府は薩長藩閥の天下になっていった。明治18年の内閣制度の確立とその後の帝国憲法の制定とは、藩閥の手によって組み立てられていたのである。

前述した通り、日本近代化の目的は近代的社会を建設するためではなく、強い軍事力を有する近代的帝国国家を成立するためであったから、国家は社会の上に立ち、社会は国家のために存在するようになった。殖産興業や教育の整備などは、すべて国家の意思に従う

ものであり、国家と社会は一元化されようとした。すなわち、人民も国家機構のために働く一分子であるようになったのである。主権の意識も国家のレベルでしか考えられないものであり、民主主義の存在は当時のこの国では体制の側においては見出すことができないと思われる。

しかし、西洋列強に認められるような近代国家としては、西洋の近代的統治原理に従わなければならないのであるから、統治者側の「公」と「私」の区別という問題は起きてこざるをえないようになった。特に、国家の頂点に位置している天皇の国家君主としての「公」と「私」の問題を、まず解決せねばならなくなったのである。幕藩体制の中で長期間非政治化されていた天皇を、再び統治者として持ち出す理由は、その権威によって国民統合の機能を果たさせるためである。だから、天皇統治の正当性は天皇の伝統的統治原理—国学的・儒教的君主観念によって確保しよう

としたのである。天皇の君主としての伝統的統治原理及び当時の日本の国家と社会の関係は、未だ近世的封建色を色濃く残していた。このような実状と、国際的契機の要請のもとで、近代化を短期間に実現しなければならないという現実、こういう状況の中で、その伝統と近代との間の矛盾をどう解決していくかが、明治国家の最大の課題となったのである。

こうして内閣制度の確立と帝国憲法の発布によって、どこまで近代的国家として変身していけるか、この問題をめぐって、明治国家の根本的な矛盾が現われてくる。その伝統と近代の隙間を、明治国家がどうやって埋めてゆくかの探究を、近代日本研究の起点としたいと思う。

井上毅は青年期まで一貫して儒教中心の教育を受けていたが、慶応三年（井上二十三歳）に初めてフランス学に転じて、西洋に接触していった。このような学問的背景から考えて

みると、その思想の根本的なところはやはり儒教的なものである。ゆえに、明治国家の近代化の必要が迫ってきた時に起った矛盾は必然的に、国家のために力を尽くした井上毅の思想上にも現われてくると思われる。従って、明治国家の変身と同様に、井上毅の国家観と君主観も一つの転換期に直面しなければならなかったと考えられる。

井上毅の内面に存在する伝統と近代の矛盾を、井上がいかに解決しようとしたか、明治国家の近代化に取り組んだ時、井上はどのような難題に直面したか、またどのようにこれらを乗り越えていったかの問題を究明することによって、明治国家のジレンマと克服せねばならなかった課題を明らかにしたいと思う。

しかし、現実に運営されている明治国家は、必ずしも井上毅の考えていた明治国家像と合致していたのではなかった。それは現実と理想のズレという原因のほか、支配層に存在する複雑な力関係も関わっていた。したがっ

て、明治国家の真相を探究する場合に、それも併せて考えなければならない。

そこで、本稿は井上毅の天皇観における伝統と近代の融合の論理を借りて、明治国家の特質を映し出してみたい。また、井上の周囲の支配層（特に実力者としての伊藤博文）の政治主張による影響から、井上の考えたあるべき明治国家と現実の明治国家のズレをも考察してみたい。

井上毅と明治国家の関係について、坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版、一九八三年）は、井上の伝統的秩序観念と近代的国家観について、法学の視点から、国法と私法における井上の認識を通して、井上の明治国家観をとらえている。これに対して、私は、やはり日本の特殊性に着目したいが、それを井上の伝統的国体君主像と近代的政治君主像から究明し、それによって明治国家の特殊性と近代化の矛盾を明らかにしていきたいと思う。

## 第一章 井上毅における前近代と近代

明治維新によって、明治国家が封建的な身分序列から四民平等社会に転換した際、たとえば本質にはまだ封建的な要素が存在しても、建前としては必然的に近代社会の姿を示していかなければならない。

近世の幕藩体制における将軍の統治の正当性は、天皇からの大政委任という律令的形式に依存したものであったから、大政奉還によって天皇親政という近代的集権国家に変わってきた時、天皇統治の正当性は、王政復古という古来の律令制に形式上戻ることから説明すれば、十分論証できる。しかし、明治維新の目的は日本を単に律令制時代に戻そうとしたものではなく、西洋列強に並ぶような強大な国家にしようとしたことである。したがって、幕藩体制の崩壊からもたらされた国内の統一課題を解決するために、国家大権を天皇

に集中するような形をとって、政治上の統一的支配体制を備えるようになったが、その国家の頂点に位置した天皇はもはや伝統的な君主ではなく、欧米に認められるような近代的君主でなければならないのである。すなわち、天皇統治の正当性は伝統的律令制のみでは説明できなくなったのである。ゆえに、欧米に認められるような近代的統治原理からこれを説明せねばならなかった。言い換えれば、天皇支配の正当性は、支配層（封建社会の武士階級）向けに説明するだけではなく、新しく成立した一君万民という社会体制の臣民を対象にして、説明せねばならないのである。また、欧米の承認し得る近代的統治原理に符合するような天皇統治の正当性でなければならないのである。ゆえに、近代的明治国家の君主としての天皇統治の正当性が重大な課題となってくるようになった。

明治政府のブレーンと称される井上毅は、明治憲法の起草に参加した際、当然のことと

して明治国家が砂上の楼閣とならないように配慮したと思われる。ゆえに、井上毅がこの問題に関わる時、論証可能な正当性の説明をしなければならないのである。井上毅に関する史料の中で、この問題について最も体系的に説明したものは、明治二十二年二月十六日に、皇典講究所での講演「古言」である（同じ内容の異本「言霊」は明治二十三年三月一日に、『皇典講究所講演録』第二巻として刊行された）。

井上毅は「古言」の中で、まず中国とヨーロッパの統治原理について次のように述べている。「支那にては国を有つといふた、有つとは、我が物にし、我が領分にして手に入るゝことで、即一つの屋敷を手に入れた、或いは一つの山を我が物にしたといふと同じことの意味の文字である、（中略）国土国民を以て一つの私有財産と立てゝ、その財産なる物質を我が物にしたといふ心持で、彼の中庸には富有天下ともいふてある」。（『井上毅伝』

史料編第五、三九五頁) また、「欧羅巴では、国土を手に入れたことを何といつたか、一国を有つ事の初に遡って、一国を占領すと名を付けた、(中略) 即、支那で国を御するといひ、民を牧するといつたのと同じことで、国土人民を一の物質に見立てた意味から転じたものである」(同、三九六頁)。

これに対して、古来日本の統治原理については、まず昔の国土人民に対する働きを名付けた「うしはく」と「しらす」という二つの国語の言葉について説明した。その意味については、本居宣長の解釈に従って、「うしはくと称へたるは、一の土豪の所作であつて、土地人民を勝手に我が私有財産に取入れ居つた所の、大国主命のしわざを画いたものである、正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ所の大御業は、うしはくではない、是をしらすと称へられた」(同、三九七頁)、「即、御国の御先祖伝来の御家法は、国を知らすといふ言葉に存在して居るといふことを考へなけ

ればならぬ、此の国を知り、国を知らすといふことは、各国に例のないこと、各国に比較を取る見合わせにする言葉がない、(中略)支那の人西洋の人は、其の意味を理解することは出来ない、何となれば、支那の人、西洋の人々は、国を知り、国を知らすといふことの意想が初めより其の脳髓の中に存しないからである」(同、三九七頁)。

すなわち、中国・西洋の「うしはく」型の私的領有形態の統治と違って、日本の天皇統治は「しらす」型の統治であり、人民を物質的な私有財産として領有することではなく、「先第一着に天日嗣の大御業の源は、皇祖の御心の鏡で、天下の青人草を知ろしめして、力でない心で御支配遊ばして、御心にかけて、御世話を遊したといふことが、御国の国の成立の初めである」(同、三九八頁)という精神的な心の動きによる自然的な統治形態であるとする。そして、この「しらす」型的な統治形態は各国と違う特殊性であり、ま

た他国にまさるような統治形態でもあると考  
える。

また国家の成立原理について、井上毅によ  
れば、ヨーロッパでは、「国といふものは、  
上に立つ君と下に居る人民との間の約束より  
成立つたもの」（同、三九八頁）という契約  
説や「国の始りは、小き村々が集りて一つの  
大きな国を形造り、即、一人の豪傑が多く  
の土地を占領して、一の政府にて支配したる  
もので、いひかへて見れば、征服の結果であ  
る」（同、三九八頁）という征服説で説明さ  
れるが、これに対して「御国に於ける国家成  
立の原理は、君民の約束でない、兵力の征服  
でない、一つの君徳である、（中略）故に我  
国にては国の始りは君徳である」（同、三九  
九頁）という君徳説から日本国家の成立原理  
を説明したのである。

そして井上毅は、日本国家が以上のような  
特殊性に基づいて自然に近代国家の原理と適  
応し得ることについて、次のような理由を挙

げていたのである。

まず、公法と私法との区別については、ヨーロッパでは「二百年前の奥地利亜帝の連邦各国との条約に、一国の相続は、一統の子孫に伝ふべきものであつて、数多の子孫に分割すべきものでないといふことを始めて明言した、是をかの国の近比の学者が学理的に説いて、昔の人は私法と公法との差別を知らず、国と家との別ちを知らず、一家の財産相続法を以つて、国土の相続に混雑したるものといつた」。(同、三九九頁)

しかし、それと対照的に日本においては「公法・私法などの学理論は、昔にあるべき様はないが、神隨の自の道に於いて、天日嗣の一筋なることは、自然に定つて居つて、二千五百年前より一度もまちがつたことがない」(同、四〇〇頁)。また公法と私法を区別できることと「しらす」型統治の関係を、次のように語っている。すなわち「欧羅巴の人が二百年前に辛うじて発明したる公法・私法の差

別は、御国には大昔より明かに定つて居る、是は何故ぞといへば、即、御国をしらすといふ大御業は、国土を占領すること、全く公私の差別のあるからである」。(同、四〇〇頁)

次に、租税の原理について、「欧羅巴では、君臨の事業を一の私物私法として見立てたもの故に、君位並に君職に付いての入費は、手元の食邑財産の入額を持って賄ひ居ったが、其の後、段々入費がかさなるに従つて、始めて人民に調達金を相談して金額を献納させて、君家の食邑の入額の不足を補つた、」(同、四〇〇頁)とヨーロッパの租税の始まりを説明した。これに対して、日本の場合は「国を知らず、天職の道理が初めより明かであつた故に、君位君職に付いての入用経費は、天下全国に割負せて、是を租税と名づけて、人民の義務として納むることであつた」(同、四〇〇頁)と述べている。そして、両者の差異を「欧羅巴の租税は、元来、約束に成立つたものである、御国の租税は、君徳君職に属し

たる人民の義務である、」（同、四〇〇頁）  
ということに帰結させていた。

そして、結論としては、日本と他国の大なる区別は、他国の「うしはく」型統治と違った「しらす」型の万世一系の天皇統治にあるとした。明治憲法発布後の明治二十三年に刊行した「言霊」では、井上はまた一つの結論を下した。すなわち「我が国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらすして即遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したもの」（『井上毅伝』史料編第三、六四六頁）であると。

明治憲法の発布にあたって、以上のような論述を公表したのは、当時の明治国家の必要に応じたものと見られる。すなわち、一つの近代国家を建設する際に、近代国家の原理と日本君主の統治の正当性原理が整合的であることを証明しようとしたものである。以上の内容から見られるように、井上毅は天皇統治の正当性を、日本の伝統的神話の世界にある「しらす」型の統治原理の中に見いだしたの

である。そして、近代的国家への転換も、無媒介的・即自的な形で適応して行けることを強調したのである。

すなわち、ここで明らかに見られることは、近代的明治国家の成立原理は必然的に、その神話的な世界（と伝統的な仁君の統治形態）に根付かせていかねば説明できないということである。換言すれば、西欧の近代的統治原理－「公」と「私」の区別に適応できる根拠を、日本の神話における天皇の祖先の伝統的な公的統治の中に見いだそうとするのである。しかし、このような説明が本当に矛盾なく、論証し得るかどうかについて、まず疑問を投げかけたいと思う。

第一に、天皇の正当性は、法的根拠の論拠が欠如し、歴史的事実を無視するような情緒的な論じかたは、近代的合理性に反するような前近代的気配を濃く帯びているのである。

天皇を近代的君主として立てようとする時、まずその合法的統治の正当性を証明せねばな

らない。慶応三年十二月九日の王政復古の大号令の冒頭は次のようであった。すなわち、「徳川内府従前御委任大政返上、將軍職辞退之両条、今般断然被聞食候、抑癸丑以来未曾有之国難、先帝頻年被恼宸襟候御次第、衆庶之所知候、依之被決叡慮王政復古、国威挽回ノ御基被為立候間、自今撰関・幕府等廃絶、即今先仮ニ總裁・議定・参与之三職被置、万機可被為行、諸事神武創業之始ニ原キ（傍点ハ引用者、以下同じ）」（注1）。慶応三年九月の山内容堂の大政奉還建白書の中にも「天下ノ大政ヲ議定スル全権ハ朝廷ニ在リ、乃我皇国ノ制度法則方機必ス京師ノ議政所ヨリ出ツヘシ、（中略）朝廷ノ制度法則、従昔ノ律例アリト雖、方今ノ時勢ニ參合シ、<sup>(マコ)</sup>間或ハ当然ナラサルモノアラシ、宜ク其弊風ヲ除、一新改革シテ地球上ニ独立スルノ國本ヲ建ツヘシ」（注2）と述べている。ここで明らかに見られるように、天皇を政治の表舞台に復帰させるためには、唯一の国家公法

として存続してきた律令にその正当性を求めなければならなかった。

周知のように、日本律令は、日本古代の朝廷が中国の律令を模倣して制定した日本最初の法典である。井上光貞氏の指摘したように、「律令の定める個々の規定は、平安時代になって公家法が発達し、鎌倉時代以後、武家法にもとづく法典が制定されるに及んで、ほとんどおこなわれなくなった。しかし、公家法は律令法にもとづいて形成された慣習法であり、武家法も公家法のおこなわれる社会のもとで成長した武士社会の慣習を規範化したものである。したがって、律令は公家法の形成に対してはもちろんのこと、それを通じて武家法の形成にも少なからず作用を及ぼしたとみるべきであろう。また、明治の新政府が王政復古の主旨にもとづく体制づくりにおいて、太政官制の制定ほか、古代の律令を重んじたことも逸することのできないできごとである」

(注3)。つまり、律令的天皇制は、大宝律

令において基本的な骨組みを確立したのであるが、これに手直しを加えた養老律令は、明治維新に至るまで、千年あまりのあいだ、国家公法として存続したのであった。しかし、井上毅はその天皇統治の正当性を論じる時に、律令制について一言も言及しなかった。もっぱら、日本神話と皇室血縁系譜によってその正当性を強調したのである。勿論、そこには「地球上ニ独立スルノ国体」を強調しようとした目的が読み取れるが、そのような国体が世襲的天皇制の正当性を証明しうるかどうかは疑問である。

「律令国家の形成以前にも、日本にはヤマト王権を中心とする原始的な国家が成立しており、ヤマトの大王と各地の首長とは、神話的な擬血縁系譜によって結ばれ、国造制、伴造一品部制を中心とする族制的な国制が成立していた。そしてこのようなヤマト王権の国制を前提とし、基礎として律令国家が形成されたと考えられる」（注4）。中国にあって

の律令制は、その戦国時代における社会的分業の展開によってもたらされた原始的共同体の分解を前提とし、国家对人民の直接的な対立関係を基礎にして生まれてきたものであるのに対して、律令制を取り入れた当時の日本は、まだ原始的共同体の状態を維持している首長制的氏族社会である。ゆえに、その基礎で成立した日本的律令制国家は、国家对公民の関係と、在地における首長層対人民の関係という二元制的支配形態が見られる。すなわち、古代の日本国家はその未分化的原生社会のうえに、すでに高度に発達した社会の支配体制を取り入れたので、必然的に、調和できないズレと矛盾が起きてくるのである。そして、外国文明・制度を日本化する努力のほか、その異質的な部分の共存もなるべくカバーするような形で癒着させられたのである。このような外国文明を取り入れる時のあり方とその二元的な特色は、明治時代において欧米文明・制度を吸収した時にも見られる。井

上毅がこのような特質を見抜いていたかどうかは別の問題であるが、井上はやはりこのような文化構造の中で育った政治家であるから、その矛盾点が出現したときに、これをどのようにカバーするかが、大事な課題となったのである。

井上毅は天皇統治の正当性を、天皇は公的なものしか意思しえないという論理で説明しようとした時、日本の独特な国体を強調するために、中国から輸入した律令制に根拠を求めるところを避けて、律令国家以前の神話の中に求めるようになった。しかし、それは、かえって天皇統治の正当性を神秘化、即ち非合理化することになったのであろう。

第二、かりに神話的な日本国家の起源論が前提的な条件として認められ、そして天皇が公的なものしか意思しえないという伝統性が西欧の近代的統治原理－「公」と「私」の区別に適応するという証明が成立できたとしても、天皇の権力のあり方は、近代国家の権

力のあり方と矛盾なく関係づけられるかどうか、また一つの疑問になる。

井上毅の論じかたによれば、天皇は公的なものしか意思しえないという統治原理の根拠は、「しらす」型統治を保証する天皇の心の働き、つまり君徳にあることになる。そうすると、日本という国家は天皇の主観的意思に基づいて動くものとなり、その主観的意思は「皇祖の御心の鏡」で、人民を慈愛する「君徳」というものである。

以上のような井上の論理は穂積八束（注5）の「団体意思論」を想起せしめる。穂積の「団体意思論」によれば、国家を含む団体の意思は、団体の代表者である自然人の自然意思によって代表されるものである。それはとりもなおさず、「天皇の意思即ち国家の意思である」という天皇＝国家の国体論である。そして、その天皇の「意思」とは、穂積がその『憲法提要』で述べたように、「家ニ於ケル家長ノ位ハ即チ祖先ノ威靈ノ在マス所、現世

ノ家父代リテ其ノ位ニ居リ、其子孫ヲ保護ス、  
家族ノ家長ノ権ニ服スルハ祖先ノ威靈ニ服ス  
ルナリ、国ニ於ケル皇位ハ即チ天祖ノ威靈ノ  
在マエ所、現世ノ天皇ハ天祖ニ代リ天位ニ居  
リ、天祖ノ慈愛セル民族子孫ヲ統治ス、民族  
ノ大権ニ服従スルハ天祖ノ威靈ニ服スルナリ」

(注6) という皇祖皇宗の「意思」である。  
すなわち、天皇の「意思」は「天祖ノ威靈」  
と「天祖ノ慈愛」の意思に従わなければなら  
ないのである。

以上の井上と穗積の国体観から見られるよ  
うに、国体論に基づいた天皇権力のあり方は、  
皇祖皇宗の遺訓に従うような統治である。こ  
の点から見れば、現実の日本国家で行なわれ  
ている天皇の権力の根源は現世に実在してい  
る国制によるものではなく、超世俗的な宗教  
と似たような祖先崇拜に根付いたものと言え  
るのではなからうか。

このような天皇権力のあり方と国家の関係  
から考えて見ると、明治国家が近代国家とし

ける天皇権力のあり方は、近代的国家の君主に適用できるかどうかという問題を検討しなければならない。

これについてまず、国家という概念から論じて見たいと思う。国家の起源については、一つの共通した概念が存在している。すなわち、国家というものは、共同生活を営んでいる人間の紛争を解決するための一つ統制組織である。ゆえに、国家という統制組織は必要があれば物理的強制権力をもって、領土内の一切の団体を服従せしめるという最高で普遍的な規律統制の機能を持っているのである。それでは、このような国家の基本原理に基づいて発展してきた近代国家の原理は、どういうものであるのか。ウェーバーは、『職業としての政治』（脇圭平訳、岩波文庫、一九八八年）において、近代国家の概念を次のように述べている。「近代国家とは、ある領域の内部で、支配手段としての正当な物理的暴力行使の独占に成功したアンシュタルト的な

支配団体である」(P. 18)。そして、近代国家の特徴は、最も合理的に完成された形での官僚制的国家秩序であると指摘した(注7)。ウェーバーの近代的国家の定義は必ずしも明瞭ではない。しかし、合法的そして合理的な政治運営と権力のあり方が、近代国家としての不可欠な要件であることは否定できない事実である。したがって、国家の支配者がその物理的強制権力を持ちうる正当性は必ず合法的・合理的な原則に従わなければならない。勿論その合法的・合理的正当性はいずれも西洋の基準に基づいたものであるが、明治日本にとって、近代国家と言えは西洋のような文明国家であるから、この基準は適用しうると思われる。

ウェーバーは正当的支配の類型について、三つの純粋型に分けている。すなわち「伝統的支配」、「カリスマ的支配」と「合理的支配」である(注8)。天皇権力の正当性を考えてみると、それは家父長制的家秩序に基づ

いた「血的カリスマ」性の統治型であり、「伝統的支配」と「カリスマ的支配」の混合型に属しているものである。しかし、「合理的支配」の基本的原則は合法的支配であり、近代国家における合法的支配は国民によって作られたものか、乃至は国民の承諾を得たものでなければならぬ。すなわち、近代国家といえ、国民主権か君民協約に基づく立憲君主制かの何れかに属さなければならぬのである。ところが、日本の「しらす」型統治はその何れかにも入らないから、「合理的支配」の範疇には入らないのである。ゆえに、天皇統治の正当性を論じる時、合理的根拠がないため、イデオロギー的国体論を正当化するように論じていたのである。結局、論じ方がどんなに完結しても、やはりそれは前近代的なものであって、近代的君主の権力状態とは言えない。

だから、日本の伝統的支配型（「しらす」型）に西洋の近代的統治原理－「公」と「私」

の区別を持ち込んで、天皇の支配を「自然」に近代的統治原理に適応できるという論じ方は、やはり天皇が近代的君主として変身できないということをかえって証明していることになる。このように考えると、井上の天皇観すなわち国体論の中に、近代の君主観と矛盾するものがすでに内在していたと言えるのである。

言うまでもなく、「言霊」は言葉に宿っている祖先の威霊を通し、祖先の自然な感情と通じるような情緒的・国学的なものである。井上毅がこの「古言」と「言霊」の中で表現しようとしたものは、やはり、国学者の本居宣長と同じような皇國論である。すなわち、「古事記」の記述した神話的な日本国家の起源説を認めたいという、そこに日本人の固有の心情の世界を求めようとするのである。こうして、井上は、天皇は公的なものしか意思しえないという「しらす」型統治が、近代的統治原理に適応できることを強調した一方、日

本国家の特色は、その精神的な心の動きによる自然的な統治形態と、皇祖皇宗の人民を慈愛するゆえの「君徳」にあるということを説明し、さらにそれは、他国にまさるような統治形態であると述べていたのである。

鈴木正幸「皇室財産論考」は、井上毅が、「統治権と所有権の概念的区別を明らかにして王土論的名分論を克服しつつ、しかも皇室が私有財産を持つことに極力反対したのは、皇室が私有財産を持つことが、天皇統治の正当性（天皇家が統治権を世襲的に独占することの正当性）と矛盾すると考えたからであった」（注9）ことを論証するために、「古言」と「言霊」を引用し、井上毅の国体論について、次のように述べている。「国体がいかに近代国制の法理に適合的であるかについて、井上が公権と私権、したがって統治権と所有権の峻別の中から説くべく、神代史における「うしはく」型統治と区別される「しらす」型統治を見出し、それによって、ヨーロッパ

における家産制的支配から近代的統治への転換が人為（革命）を媒介とせざるを得なかったのに対して、日本では予定調和的、自然的に近代国制になじむ国柄であることを説得的に説いている」（注10）。すなわち、「しらす」型統治においては天皇家の「私」的存在がないゆえに、西欧の公権と私権を峻別する近代的法理に適応しうるということから、鈴木氏の井上の天皇統治の正当性についての論述は、天皇の「公」＝「私」という「しらす」型統治に集中して論じていた。しかし、「古言」と「言霊」における井上の国体論は、天皇の統治は近代的法理に適応できるという天皇統治の正当性よりも、「地球上ニ独立スルノ国体」という他国にまさるような伝統的天皇統治の優越性を強調しようとするのである。したがって、精神的な心の動きによる自然的な統治形態と、人民を慈愛する「君徳」による国体的天皇統治の優越性こそ、井上の「古言」と「言霊」の精神のではないであろう

うか。

ところで、「古言」と「言靈」で井上は、日本の国体的優越性を強調する一方、その国体が近代的法理に適合的であることを論じていることも確かである。そこには、統治権と所有権を区別すべし（公権と私権の峻別）という近代的統治原理の意識が存在する。

しかし、井上はなぜ前近代的思想を近代的論理として再生産しようと苦心したのか。この問題については、井上自身の考え方のほかに、当時の国際関係や日本人の国際観並びに、国内の社会背景と政治状況も合わせて考えなければ、クリアーできないと思う。国際の観点から見ると、明治日本の文明国家を目指す実質的な目的は、やはり条約改正の問題であり、この問題を解決せねば本当の独立的な近代国家は成り立たないので、西洋列強に認められるような文明国家が要請されていた。ゆえに、明治国家の君主としての天皇の権力のあり方は、西洋の近代的統治原理に合わせな

ければならないのである。そして、日本の国内情勢に目を向けてみれば、民権派・福沢派の議院内閣論に対抗するために、天皇を主体とする立憲君主制の正当性を主張したのである。しかし、井上の国体論はそれのみを考慮の対象にしたのではなからう。井上の国体論を考える場合に留意すべきもう一つの問題は、人民の生存する社会的基盤そのものの性質であろう。市民革命を経ず、短期間での資本主義化が当時の日本社会にもたらした影響は、やはり表面的な変革しかないのである。当時の日本の社会構造はやはり幕藩体制の影響下で、家・共同体の状態はまだ近世的なものである。だから、国家の支配体制はどんな変革があっても、社会構造が変わらない限り、底辺にいる民衆の思想と精神はやはり前近代的なもので、近代的市民思想が受け入れられるような土壌がまだ耕されていなかったのである。そのような社会背景の中で、井上毅が当時の人々に説得できるような論理をつくろう

とすれば、必然的に「言霊」のような論理を  
持ち出さなければなるまいと思われる。

ゆえに、井上の前近代と近代のジレンマは、  
日本の国家と社会のジレンマと二重写しの  
ようになるのである。そのことを逆に言うな  
らば、井上の君主観を検討することによって、  
当時の日本の国家と社会のあり方の中での君  
主の位置を、明らかにすることができるとい  
うことになるのではないだろうか。

【 注 】

- 注 1 『法令全書』、慶応三年十二月九日。  
（大久保利謙『近代史史料』〈吉川弘文館、一九八九年〉四六頁）。
- 注 2 山内家文書一『維新史』第四卷、慶応三年九月。（大久保前掲書、四三～四四頁）。
- 注 3 井上光貞『律令』（日本思想大系3、岩波書店、一九七六年）七四三頁。
- 注 4 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年）一頁。
- 注 5 穂積八束は国法学研究のために、ドイツに留学した時、ラーバントから受けた君主絶対主義を堅持し、自由主義法学に反対した。
- 注 6 穂積八束『憲法提要』、一八五～一八六頁。
- 注 7 マックス・ヴェーバー著 脇 圭平訳  
『職業としての政治』（岩波書店、一九九一年）一七頁。

注 8 「支配の正当性の妥当は、原理的に次のようなものでありうる。すなわち、

- 1・合理的な性格のものであることがある。即ち、制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性に対する、信仰にもとづいたものでありうる（合法的支配）。—あるいは、
- 2・伝統的な性格のものであることがある。すなわち、昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって權威を与えられた者の正当性に対する、日常的信仰にもとづいたものでありうる（伝統的支配）。—あるいは最後に、
- 3・カリスマ的な性格のものであることがある。すなわち、ある人と彼によって啓示されあるいは作られた諸秩序との神聖性・または英雄的力・または模範性、に対する非日常的な帰依にもとづいたものでありうる

（カリスマ的支配）。」（マックス・ヴェーバー著 世良晃志郎著『支配の諸類型』〈創文社、一九八九年〉一〇頁）。

注 9 鈴木正幸「皇室財産論考」（下）一頁、（「新しい歴史学のために」、一九九〇年）。

注 10 鈴木正幸前掲論文、二頁。

## 第二章 井上毅の伝統 的君主観

### 【第一節】 井上毅の国体観

金子堅太郎らが編纂した『伊藤博文伝』は、次のように記している。「明治十五年三月十四日、公（伊藤博文）は、太政官大書記官山崎直胤、参事院議官補伊東巳代治、大蔵権大書記官河島醇、外務少書記官吉田正春、大蔵少書記官平田東助、判事三好退蔵並に参事院議官補西園寺公望、同岩倉具視、同広橋賢光等を従へて東京を出発し」（注1）、渡欧の途についた。伊藤博文は、「欧州に於ける憲法の原理と運用とを調査研究すると同時に、我が国体の淵源と精華とを究明し置くを緊要なりとし、参事院議官井上毅にこの意を銜め、専ら後者の任務を担当せしむることとし、井上を随員に加へなかつた」（注2）すなわち、明治十五年以後、井上毅の政治における

役割が国体面に傾いたことは明らかである。そして、爾後明治憲法の制定や教育勅語の発布に多大な影響力を発揮した井上毅の国体観が、明治国家の針路にとって、きわめて重要な役割を果たしていたことも容易に想像し得る。

しかし、数多くの参事院議官の中で、国体を究明する任務が特に井上に与えられた理由は、どこにあるのか。この点について、明治十五年までの井上の国体観の形成を辿って見たいと思う。

「国体概念は、政治学上使用される場合には、国の主権の存在形態を中心とする概念であるが、日本で言われた国体も、その中心的な内容は天皇統治（主権）の国柄をさすのであるが、それだけではない。」（注3）「国体は社会組織、秩序をも包含するものである」

（注4）。だから、井上の国体観を検討するとき、井上の天皇観や当時日本の社会組織・秩序に対する考え方も併せて考察しなければ

ならない。

井上の国体観の形成については、三つの時期に分けて考えられると思う。第一の時期は、慶応三年までの藩校生活を中心とする井上の儒学の勉強の時期である。この時期の井上は幕府の官学とも言われる朱子学を主として勉強していたのである。第二の時期は、慶応三年、江戸遊学を命ぜられてフランス学を初めて学んだ時期からの西洋諸国への接触と近代法の吸収の時期である。第三の時期は、井上独自の国体観の形成期である。すなわち、井上の国学への転換期である。この時期の井上は、第一の時期と第二の時期で蓄積された学問を基礎にして、日本の独自の国体を求めるために、国学への転換により、その国体観を形成していったのである。その背景として、まず井上毅の儒学を形成した近世の儒学環境と、藩校の学問状況について見ていく必要があると思う。

井上毅は、天保十四年（一八四三年）十二

月、熊本城下竹部に生まれる。父は熊本藩家老米田家の家臣飯田権五兵衛、後に慶応元年（一八六五年）、同じ家中の井上茂三郎の養子となった。幼時米田家家臣のために設けられた学塾必由堂に学んだ後、主人米田（長岡）の命で十四歳頃藩儒木下犀潭の門に学ぶが、やがて陪臣の子弟として異例の抜擢を受けて藩校時習館にむかえられ、その居寮生として慶応三年に至る。藩校での学習は井上の学問の基礎とも言える重要なものである。

「近世教学の中心は漢学であり、学問は儒学が宗主であり、教育は儒教をもって指導原理とした。幕府官学の学科目及び出版書が漢学を主体とし、殊に林家朱子学をもって徳川二百六十余年間の教学主義としたように、諸藩の藩校の学科目及び出版書もまた漢学ことに儒教関係を主体としていた」（注5）。しかし、よく知られているように、近世日本の儒学は中国から受容したままの儒学ではなく、日本の風土に適応し得るような変容した儒学

である。丸山真男『日本政治思想史研究』が指摘したように、中国の朱子学は日本に移入されてから、その「合理主義」（注6）はだんだん「非合理主義」へ進展し、そしてその規範が自然に連続している「連続的思惟方法」（注7）も次第に分解の方向へ進み、「一つは儒教の規範主義を自然主義的制約から純化する方向であり、他は逆に『人欲』の自然性を容認する方向である」（注8）。このような方向に向った日本の儒学は、「連続的思惟方法」への分解過程で、幾つかの流派が形成されていた。例えば、朱子学においては、京学系統の林家朱子学派・木門学派、薩南系統の朱子学派、南学系統の崎門学派・水戸学派であり、陽明学では藤樹の江西学派、執斎・不庵の諸学派、古学では、素行学派・仁斎学派・徂徠学派であり、さらに折衷学・考証学派なども存在していた。幕府官学及び諸藩の藩校はもともと、幕臣あるいは家中藩士子弟を対象とした武士階級の教育機関であるゆえ

に、中央学界における学派の栄枯盛衰が諸藩の教育に影響を及ぼしたが、諸藩では、一つの学統学派の教説を奉じて終始一貫したところは少ない。一つの藩学において、二つ以上の学派を同時に取り入れているところもあって多様多彩である。

近世熊本における儒学の発展状況も例外ではなく、以上に述べた諸藩と共通するように、「陽明学あり、古学古文辞学あり、また朱子学あり、あるいはその折衷されたのもあり、初めは必ずしも一様ではなかったが、異学の禁によって、中央におけると同様、本藩もまたやがて、朱子学一本となった。しかもその朱子学も、後では国学、国体論に結びつき、明治維新をもたらす一つの原動力ともなったのである。」（注9）

熊本藩校時習館の創設は宝暦五年（一七五五年）のことであり、その規模と内容は、享保年中創設の萩藩明倫館と共に、その後長く天下の諸藩にその範を示した。初代教授は秋

山玉山である。玉山は、熊本藩儒水足屏山に  
徂徠学を学んでその篤学を認められ、藩命に  
より家業の医を譲って儒学に専念するに至っ  
た。享保九年（二十三歳）の時、江戸に赴き、  
林大学頭鳳岡に師事し、昌平校に入り、林門  
に研修すること前後十余年であった。また一  
方、玉山は服部南郭に従って護園の詩文も学  
んだ。玉山のこのような勉学過程から見れば、  
彼が時習館の初代教授に就任した時、「諸生  
之業厳立課程、孝経論語一科、春秋三伝一科、  
二礼二戴記一科、是為正業、雖主古義（注1  
0）、不廢新註（注11）、彼此参考、必歸  
正当而止」（注12）という学規を制定する  
のも不思議ではないことである。すなわち、  
時習館学風は、古学を主とするが、朱子新註  
を全廢するのではない、両方とも同等に扱う  
ほうがよい、究極するところ聖賢の道に達す  
ればよい、と言う最も寛容な態度を採ってい  
る。

宝暦十三年（一七六二年）、二代目の教授

となった藪孤山は、時習館学風を程朱に改めようと努めて果たさず、享和二年に没し、ついで高木紫溟教授となるに及び、孤山の意図を一步進め、享和・文化・文政期にかけて、徂徠学を抑え、朱子学を主とする学風を確立し、朱子学派の極盛期を迎えた。「紫溟は秋山玉山に学んだが、朱子学を遵奉し、古学を宗とした時習館学風を漸次朱子学に変換すると共に、皇典に心を潜め、国学に精しく、藩校時習館の教科の中に、新たに國典科を創設し、記紀律令、その他の皇典国書の講義を行い、熊本藩国学隆興の端を開き、これが肥後勤王思想の淵源となった」（注13）。

以上の時習館の歴史背景から見られるように、幕末における時習館の学風は、「朱子の道学的謹厳に加うるに、徂徠学一派の古学的・文芸的洒脱を加味し、さらに加うるに国学に内在する勤王精神と皇道尊崇をもってし、真の朱子ともつかず、古学とも断ぜられず」（注14）と評されても、差支えないと思わ

れる。そして、井上毅の先生であった木下犀潭も「学主程朱、然不肯墨守、以愷悌近情為宗、文思富贍、最巧於詩」（注15）と記されているように、時習館の学風を守って、朱子学を主としながらも敢えて墨守拘泥しない学者である。

慶応三年まで、井上毅はこのような学風の藩校で、儒学を中心とする学問の基礎を築いていたのである。このような藩校の性格は井上の思想の形成にどんな影響を与えたか。次は井上の藩校時代の読書ノート『灯下録』八冊を中心に、第一段階の井上の藩校時代における儒学的政治思想の形成について検討しようと思う。

まずその藩校生活から入って見ると、『灯下録』の作成の趣旨について、「解題」の一文で次のように書かれた。「昧爽起、盥漱<sup>(マ)</sup>節、掃庭内暨居室、正席对机、危坐繙帙、手要恭、頭要正、思要専、声要静、掩卷蔵策、必齐必整、孜々措々、夜以継日、春夏期甲、秋冬期

乙、瞑坐半晌、以思昼所学、思有所得、灯下即録、是為讀書則、困綦須嚴禁、大是耗精神、又費時日、窒欲節食禁綦」（注16）というような真面目な生活態度から、井上の性格の謹直さと学問に対する謹嚴な勉学態度が窺われる。すなわち、儒学に対する勉強は学問に止まらず、生活上の実践にも及んでいるのである。たとえば、『灯下録』第一冊に限って見ても、殆ど各頁ごとに次のような自戒ないし反省の自己修養の言葉が見出される。たとえば「禁妄言、絶妄念、立誠之道」、「致知力行、学者終身之事」、「一日節喜怒、是一日化氣質」、「志学、須先絶苟且之心」、「一切非理之心皆妄念也、一切非理之言皆妄言也」、「其志高者、其心愈小、其行敏者、其言愈訥、其操潔者、其処世愈渾」、「学人事而達天理、聖賢同歸」、「正心是反性之事」等は、その代表的な例であるが、以上と類似した朱子学的な「修身」の言葉はそのノートの中で、まだたくさん存在している。そのよ

うな内容から推察すれば、井上は明らかに朱子学の信徒である。「理」の存する「本然の性」に帰する聖人への道は学問の目的であり、その実践の方法はやはり朱子学の提供する形而下の「氣質」の転化と心を正す「反性之事」という「修身」法である。所謂「存心」と「窮理」の方法によって、人欲を滅尽して本然の性に帰るといふ聖人の道である。それは個人の道徳的精進の究極的目標である。

朱子学の道徳的実現はそれに止まらず、「物格りて后知至り、知至りて后意誠に、意誠にして后心正しく、心正しくして后身修り、身修りて后家斉ひ、家斉ひて后国治り、国治りて后天下平なり。天子より庶人に至るまで苟に是皆修身を以て本となす。その本乱れて未治まるものはあらじ」（注17）という大学の言葉は前述した朱子学の「連続的思惟方法」の全体系の完結であるので、個人の道徳的実現のみならず、一切政治的社会的価値の実現もその道徳実践の範囲である。すなわち、

身から天下まで、心から天理までは、すべて  
道徳の連鎖的配列である。井上も道徳の完成  
は個人の道徳の完成としての「修身」だけ  
ではなく、「治国」という治者への道こそその  
志の帰着である。「明德而仁也、孔門之教使  
人々皆志於仁、堯舜之政使天下之民有皆以明  
其明德」（注18）すなわち、「天下平」の  
前提は堯舜之政という聖人の政治を完成しな  
ければならない。

また「学者少小之時、務在立身、及其壯、  
務在行道、及其老、務在述作」（注19）そ  
して「学而優則仕、蓋十五入学、至四十、道  
明德立、而即仕也」（注20）「大丈夫当為  
国家之用、区々詞章何為」（注21）などか  
ら見られるように、井上の自分に対する期待  
は、やはり治者としての官僚への道である。  
そして、「身踐舜之臣道、方可望人主以堯之  
君道」（注22）と述べたように、国家の政  
治は「堯舜之政」という理想を果たせるため  
に、自分も臣下としての責任を自己要請して

いるのである。

そして、治者としての立場は、人民を管理するだけではなく、人民を「明明徳」という教化の役割も治者の責任であると自ら要求する。井上の考えでは、治者側と被治者側を二分して、治者側はその役目に相応する条件も被治者と違うのである。「乾徳健、坤徳順、故小人順君子、是為治世」（注23）、そして同じ「徳」と言っても、内容が違うのである。「仁義礼智存於無形之前、所謂無極而大極、孝悌忠信生於有形之後、所謂有物有則」（注24）そして「治陽、而氣之長也、聖人所以処之之道有二、曰仁、曰礼、乱陰、而氣之消也、聖人所以処之之道有二、曰義、曰智」（注25）、また「人之所以可教者好善惡惡之良心而已、故聖人教人以忠信為先、使之入好如好色、惡如惡臭、若夫不忠不信蕩無好惡者、雖聖人如之何耶」（注26）、「聖人教人以忠信、使之窮理尽知、善發其好善惡惡之心、不可自己而後提之、以慎独自慊之說以成

其進徳之基耳」(注27)などから見られるように、被治者の「明明徳」と言うのは、必ずしも聖人への完成の道程ではなく、社会の規範に従って、「孝悌忠信」の道德規則を守るだけのことである。しかし、これに対して、「自古大有為之君、未有不体乾徳而能成其志者也、易曰、天行健、君子以自強不息、思孟程朱以堯舜責於其君、亦欲以君道当然之而已、非苟為過高之言也」と述べたような治者側への要求は、「存於無形之前」「無極而大極」の「仁義礼智」という道德である。すなわち、治者の道德は「理」を体现した「本然の性」に帰する「形而上」の徳であるのに対して、被治者の徳は君道に従う「孝悌忠信」の社会秩序を守る「形而下」の徳である。そして、「形而上」の徳は「形而下」の徳を導いて、社会を教化し、安定させる作用がある。言い換えれば、井上は政治と社会を明らかに分けて、政治を社会の上位に置いている。しかし、上述から解るように、両者の関係は断層では

なく、一直線で繋がっているものと思われる。  
次は政治にいる治者と社会にいる被治者の間  
は、いったい何によって繋がっているのかに  
ついて、分析して見たいと思う。

治者と被治者の関係を論じる前に、まず井  
上毅における治者の定義をはっきりしたいと  
思う。同じ治者の立場と言っても、その中に  
また治者と被治者の関係が存在している。す  
なわち、治者の中の治者としての君主と、治  
者の中の被治者としての臣下である。しかし、  
幕藩体制から見れば、一藩の藩主はその藩の  
君主であるが、日本国の視点から見れば、そ  
の身分はまた臣下となる。それは、幕藩体制  
での身分制の問題であるので、ここでは論及  
しない。ここで説明しようとするのは、治者  
の定義は君主と官僚に限定するのであり、官  
僚は治者であると同時に被治者である。君主  
と官僚は、治者の身分であるから、同じ人民  
に対して治者としての徳を守る必要があるが、  
臣下としての官僚はまたその臣下としての徳

と責任が要るのである。この点について、井上毅は「身踐舜之臣道、方可望人主以堯之君道」と述べたが、「舜之臣道」は一体どういうものなのか、これに続く言葉として、「天下無不是底君父、舜於瞽叟、文王於紂、非全不知其過、但君父之怒以為天地之怒、猶怨我誠意未至耳、何暇視君父有不是処乎」（注29）と述べている。以上から見られるように、官僚も君主という治者に対して、従順の「徳」が要求されているのである。そして、「不在其位不謀其政、為臣之道順旧章而簡」（注30）、また「規諫之言、貴簡而忠、質而至、無涕泣而言者、豈暇文飾哉」（注31）などから見られるように、臣下としても、秩序の遵守と君主に対する「忠信」の態度は庶民と同じような守るべき「徳」である。ゆえに、官僚は「二重身分」（治者であると同時に被治者であること）であるから、その実践道徳も二重的なものである。

続いて、治者（君主・官僚）と被治者（人

民)の間を繋ぐものは一体どんなものであるのかについて、検証して見よう。治者が一方的に被治者の従順を要求すれば、覇政となり、井上の主張するような仁政ではない。「夏政忠、殷政質、周政文、皆従民心而已、非故作為之也」(注32)、「智生於習、法一也、先王之法従万民之心」(注33)などと述べたように、「民心」に従うことは仁政の一要件である。「使民各遂其情、使之各得其情耳」(注34)、そして「有道者所見皆天、雖一草一木之微皆是以見生意、況匹夫匹婦之言、固出性情無不是明是理、古之聖人所以有取于雖蕘」(注35)、また「人君不通下情即不了以為法」(注36)などから見られるように、仁君の一つの条件は人民の性情を理解し、人民の性情に逆らわないような政治を施すことである。ここに明らかに、治者への「聖人無私」(注37)、「聖人之心即天理」(注38)の「公」的な要求と相対的に、人民の「私」的な「情欲」に対して寛容な態度を取

っているのである。

ところで、「公」は「私」に対して、管理と教化の任務を有しているので、教化の「徳」を重んじているのみならず、管理の「術」も重視しなければならない。ゆえに、「御吏之道、五分以德、五分以法、御兵亦同」（注39）、「三代之治、文武兼用」（注40）、「天道忌偏於一、（中略）故聖人文武兼用、徳刑両施、不使至偏於一也」（注41）などから窺われるように、井上の強調した「聖人之治」は徳治の要素だけではなく、権力的・制度的な要素も常に併用するのである。そして、後者の要素については、「人情忌変革、新法之出、人尽喜者、急行之可矣、利三而害七者、以漸改之、利害相半者、当因旧章」（注42）、「不循先王旧章、作一事必生一害、若殖貨之計、初只凶官民共利、而吏胥弄法、弊病百端、生於初計之所不及」（注43）、「古人立法非是苟為寛弛、正自有深意、後人多以便捷誤事」（注44）、また「改革之法、

広取公論、綜横条貫、必使有利而無害於民、然後行之、又屢省其成、有所未便隨事變通、使不失本意如此方不失拗」（注45）、「旧俗無害於義者、聖人從而不廢、如鑽燧改火之類是也」（注46）など数多くの言葉から、井上の立法に対する観念が窺われる。すなわち、立法する時、なるべく人民の慣習に沿って、人民の生活秩序を乱さないように配慮しているのである。このような法観念はその後の井上にも影響し続けているのである。この点については、後でまた詳しく論じてみたいと思う。

以上の論述を総合して見れば、治者と被治者の間を繋いでいるものは、やはり社会秩序の安定を図るための「平天下」の理想である。すなわち、人民の生活秩序の安定は政治の最大の目的であるので、君主ないし国家はやはりその社会秩序を維持するために、存在しているのである。そして君主だけではなく、君主の輔弼としての官僚も君主と協力して、「

「治世安民」の理想を貫くべきである。なお、君主は「堯舜」の徳を身につける「仁君」であるべし、そしてそのような「仁君」は人民を教化して、「明明徳」させながらも、君主としての威厳を失わないように、「五分以徳、五分以法」のような「文武兼用」の君主でなければならぬ。だから、君主に期待する役割は、あくまでも社会秩序の維持であるから、君主が人民の秩序道徳を教化することがどうしても必要であるようになったのである。そうすると、君主は余儀なく、人民の良心の自由に干渉しなければならないという考えはすでに若き日の井上毅の君主観の中に存在していたのではなかろうか。

慶応三年までの井上毅の政治観念の形成を述べてきたが、それは井上の政治思想の基盤と言えるほど大切な時期と思うから、紙幅を惜しまず、論じてきたのである。しかし、この時期の井上は、あくまでも、孔孟の儒学を最高の仁義として堅持していた。時習館の学

風は必ずしも朱子学を固持したのではないが、井上自身としては彼なりに朱子学に対する忠実な信仰に傾いていたのである。儒学と相容れない老荘思想や仏教思想に対して厳格な批判を与えたのみならず、國風的・国学的なものにも二次的な地位を与えたのである。たとえば、「詩所以勸善懲惡」（注47）、「詩述人情、人情莫切於男女、故國風之詩、大抵出唱和好合之感、得其正者為閔雝鵲巢、不得其正者為桑間濮上、人君不通下情則不了以為法、鄭衛之詩、所以使人君知曠怨之情也」（注48）などから見られるように、詩を借りて人民の性情を理解するうえに、また人民を教化する機能も果たしていることを認めた。しかし、ここでその価値が称えられた國風の詩は、日本の國風ではなく、やはり漢詩の國風である。

井上は老荘思想に対して、「老荘畢竟是欲廢君臣之義、罷耕而食」（注49）という手厳しい批判を下した。そしてその思想の誤謬

を次のように指摘した。すなわち、「赤子有純一無偽之質、而大人不失其質以成其章者也、非直呱々啞々而止之也、太古純朴民未知機智、此亦如赤子也、三代之君因其純朴以為教、開物成務以為養、所謂修道也、老莊之徒乃欲鳩居鳩食、未如牛馬然、可謂惑矣」（注50）と述べたように、老莊の「無為之治」はただ太古未開の原始に戻るだけのことで、聖人の政と並列できないものである。そして、神道もその類であることを「神道家其説類老莊、亦欲呱々啞々而止者也」（注51）と表していた。また、国学者に対しては、「国学者之言治、大概霸術」（注52）そして「国学之徒不要修德力行、唯義勇之動、其与兵学者流大相近矣」（注53）と批判したのである。

以上から見られるように、この時期の井上は儒教的政治倫理しか正統的なものと認めなかった。だが、このような政治観念を固持していた井上の国体観はいったいどういうものであるのか。この問題について、井上のこの

時期の著述である『交易論』（元治元年頃）から、検討していきたいと思う。

「交易ノ理、易ニモ見エタル如ク、民生日用ノ常道ナルコト、固ヨリニテ、今始ラザル道理ナルベシ、但シ我国ハ農ヲ以テ本トシ、交易ヲバ生道ノ一端トシ、西洋ハ商賈ヲ以テ国ヲ立テ、交易ヲバ生道ノ根本トス、是全ノ国体同カラザルナリ」（注54）。『交易論』において、国際交易に反対する論拠として、まず強調されたものは、日本の「農本主義」という国体である。

また、日本の国体は西洋との具体的な差異について、次のように述べている。「日本ハ日本ノ国体ナリ、西洋ハ西洋ノ国体ナリニ、並一立並一行フテ、相悖害セザル社、是自然ノ道ナラン、況ヤ、日本ト西洋トハ、国土ノ區別、格別ニテ、各其風俗人質モ不同、言語礼法モ不同、教法宗旨モ不同、立國ノ基本モ不同」（注55）。

井上がその差異点について「風俗人質、言

語礼法、教法宗旨、立國の基本」という四つの不同を掲げた。また、進んで「況ヤ、日本ノ国体国制元来万一國ニ秀出スルヲ以テ、綱紀事功、本末並挙、日本ノ人質神智靈明ナルヲ以テシ、技倆器械兼備ヘザル処ナキニ至バ、洋夷モ手ヲ置ク様ニナルベシ、然シテ孔孟仁義ノ道ヲ守リ、日本ノ日本タル処ヲ以テ、宇内ニ中立セバ、誠に、皇國ヲ宇内第一ノ仁義國トナシ、万一國ノ標準モナリ、終ニハ放蕩ノ邪説モ是ガ為ニ熄テ、万国孔孟ノ教ヲ慕フ様ニモナルベシ」（注56）と述べたように、日本を「洋夷」とはつきり区別し、日本は「孔孟仁義ノ道ヲ守」る「宇内第一ノ仁義國」であると考えたのである。

以上の井上の国体論から見れば分かるように、この時期の彼の国体論はやはり儒学の政治倫理に基づいたものである。すなわち、この時期の井上の国体論は国学的な国体論ではなく、あくまでも儒学的な国体論である。このような国体論は、時代の流れにつれて、ど

んな変化を見せてくるのか。この問題を探究する前に、まず井上は熊本から出て、官僚への過程の中で、彼の政治観念がどんな変化を示したかについて、論究したいと思う。そして、次に西洋の近代法を学んだことが、井上の国体観にどんな影響をもたらしたのかについて述べよう。

慶応三年（一八六七年）、井上は江戸遊学に命ぜられて、フランス学を学ぶ。一旦熊本に帰った後、明治三年（一八七〇年）再び東京に出て、南校に入った。明治四年司法省十等出仕となった。ここからその官僚の生涯を始めた。明治五年司法卿江藤新平の渡欧に随員を命ぜられ、江藤は中止したが、井上らは渡仏し、さらにベルリンに赴いて六年九月帰国した。この一年ぐらゐの間、ヨーロッパの刑法、治罪法、司法制度について調査していた。七年西欧治罪法を紹介するために『治罪法備考』を刊行し、同年に大久保利通の中国派遣にあたって意見書を提出して随員に加え

られ、諸文案の起草などでその才能を発揮して大久保に認められ、これが頭角をあらわすきっかけとなった。八年『王国建国法』を翻訳してプロシア憲法を日本に紹介した。十年太政官大書記官、十一年兼地方官会議御用掛、ついで兼内務大書記官となった。このころ、伊藤博文のために「教育議」を起草した。これから、岩倉具視・伊藤らの命で各種の意見書の起案をするようになり、また自分の意見を上申し、これを通じて政府要路者と密着するようになった。そして、それを出発点として、明治十四年政変から明治憲法・教育勅語の起草に至って、多大な影響力を発揮したのである。

西洋の近代法を学んだ後の井上の国体観の変化を探究しようとするれば、まず留学した後の井上の国際感覚とその東洋観の変化から論じなければクリアできないと思う。

明治五年（一八七二年）ヨーロッパに留学した時の「随筆」に、万国公法の起源につい

て、「万国公法の起原ハ、一曰性法、二曰交誼、三曰欧羅巴均勢、四曰耶蘇同教」（注57）と書かれた。そして、明治七年の台湾事件の問題をめぐって、中国と交渉した時の幾つかの意見書の中にも、しばしば万国公法の言葉を取り上げて、中国が国際交誼に違反することを指摘した。「所謂万国公法者、欧州亦非有一定成律之書、一国豈有編成定律宣令他國之權乎、雖從前有作為各國同一定律之議、未果行也、但欧米二州称万国公法者、非定律成書之謂也、即不過于正理直道之薈粹也、既非有成書、則各國交際、必不得不由于此、故西洋諸國、不論平戰、循此条規、莫敢或背、不然、則受請于公議、在于欧州已得公法生于正理直道之上、東洋諸国知而行之、不復假勞才智、西洋諸国、歷次有争訟、戰決之後、繼以条約、於是各國交際典例生焉、東洋諸国、可得取而用之、從前各国法師学士、論研公法、不以彼此内外為掩私、而条規歸一、是名為万国公法」（注58）。そして、中国の「彼万

國公法用ふるに足らず」(注59)という反論に対して、また次のように論説した。「詩云有物有則、夫有國斯有国法、有万國相交、斯有公法、是理之不可已者、且論公法者之言、謂、公法所由而起者有二、一曰、性法、二曰、各國盟約典例是也、在貴国斥為不用、亦無異議、至其出于性法者、則本之於天理之自然、人々相交之情誼不論邦国之遠近、教俗之異同、交際往来必不得不由于是、是猶飢而食、渴而飲者、道德仁義、亦不外于是、今公法論占有之實權者、則其出于性法者、興欧州專行典例無涉、貴国亦当酌而裁之、今一概斥為不足用、本大臣所不解也」(注60)。

以上のような万國公法を持ち出して、中国が国際交誼に違反するという井上の論じ方は、無理であることが明白であるが、ここではその論説の誤謬を論じようとするのではなくて、ただその論じ方から、留学した後の井上の東洋観の微妙な変化を検討したいと思うのである。以上の井上の論説から明らかに見えるよ

うに、万国公法というのは、成典の条規ではなく、一つの曖昧な性法の道德仁義というものである。また、万国公法といっても、あくまでも欧米の基準に立つものである。それは、『交易論』で強調した孔孟の仁義道德からより普遍的且自然的な性法の道德仁義への変換とともに、孔孟の教化外の「洋夷」を、万国公法を遵守しない「半開化の国」である中国と置き換えるようになった。井上の中国に対する印象を次のように述べられている。「支那人の習癖として誇大自尊、好名諱敗、今諸大臣等廟堂において、白昼に議論に屈し、従前の素論を変する事ハ、彼死に至るとも為る事能わざるべし、故に一戦して彼を敗る事ハ易し好意辨法、十分之利を占ル事又易し、彼の宿論を屈せしむる事ハ甚難し、強て其論を敗らんとし、時日を遷延し、彼より洋人の居中を求むるに至らハ、恐ラクは局面又一変すべし、此間取捨に至ては交際家の明智に在て公法家の知らざる所なり、欧州においても人

物を挙るに公法家と称するあり、交際家と称するありて、其ノ所用自ラ別なり、況ンや支那の如キ半開化の国ニ対してハ、公法と交際法、尤も並へ行ふべし」(注61)。勿論それは中国を敵として扱う時の攻撃である。しかし、その内容から井上が、文明開化の点において、西洋諸国と中国を対置させていることが読み取れると思う。また、井上の留学した時の「随筆」で「国政ヲ変易スルコトハ、自己ノ悪習ニ十分ノ一ヲ改変スルヨリモ遙ニ易ルベシ」(注62)という嘆きも見られる。すなわち、日本の文明開化への大きな阻害は、やはり東洋国家の悪習であることを痛感していたのである。

その悪習について、井上の著作で初めて触れたのは明治七年の『治罪法備考』での緒言である。井上はまず国法と私法を区別すべきについて、「欧州ニ、成文民法アラザルノ国アリ治罪法、刑法、アラザルノ国ナシ、何ソ耶、民法ハ、私法ナリ、人民開化ノ度何如ト

視ル、治罪法、刑法ハ、国法ナリ、治罪法、  
刑法ナシ、是国ナキナリ」(注63)と述べ  
た。そして、次は「支那ニ刑法アリテ、治罪  
法ナシ(中略)我カ治獄ノ法、其源隋唐ノ陋  
風ニ出テ、加フルニ武門苟且ノ政ヲ以テス、  
捕一手繩ヲ執テ人ヲ束ヌルコト獸ノ如ク(中  
略)日本支那ノ拷掠法、蓋シニッノ者、明カ  
ニ蛮野ノ徴タルコト、猶瘡ノ痂アリ、病ノ候  
アルカ如シ、此アリテ、自ラ文明ト称ス、笑  
ヲ致サザルモ、亦愧ヲ為サザラン乎」(注6  
4)と述べたように、日本が中国から受けつ  
いでてきた「拷掠法」は野蛮の象徴であり、  
そして中国と同じように治罪法がないことは  
国法がないと同じような意味で、国際社会で  
の一つ独立的・開化的国家として認められな  
いのである。

上述から見られるように、「孔孟仁義ノ道  
ヲ守」る「宇内第一ノ仁義國」の日本を、も  
う孔孟の教化外の「洋夷」とはつきり区別し  
ようとするのではなくて、逆に日本をなるべ

く西洋の近代法に近付かせることが、日本を西洋先進諸国と並ぶ先決の条件となるのである。

しかし、それは儒学の全面的な否定ではなくて、儒学から受けてきた「治世安民」の政治思想はまだ根強く井上の政治観念の中で生き続けているのである。国法は西洋諸国と並べるような近代法でなければならないのに対して、「民法ハ、私法ナリ、人民開化ノ度何如ト視ル」（注65）ものであるから、「百政急ヲ以テ為スベシ、唯タ民法ハ急ヲ以テ為スヘカラス、何ントナレハ、其ノ民ニ害アルヲ以テナリ、法ヲ作ルモノ慎ンテ又之ヲ慎マサル可ラス」（注66）、そして「民法刑法ハ大異アリ、刑法ハ上ヨリ下ニ施ス、民法ハ下ノ好ニ出ツ」（注67）と述べたように、社会秩序を維持するために、あくまでも民情・慣習を重視しなければならないのである。ゆえに、西洋はそれなりの「人民開化ノ度」があるので、日本は自分の国情に合わせるよ

うな漸進の手段を取るべきと井上は終始主張していたのである。

その点について、井上は「欧州模倣ヲ非トスル説」（年紀未詳）で、体系的にその主張を述べていたのである。まず「世ノ論者」は、日本の半開化的な孤立状態を打開するため、「鋭意勇進シテ旧来ノ弊ヲ去リ、改進ノ路ニ就キ、文物制度ヨリ日常百般ノ事ニ至ルマテ、悉ク彼国ノ風ニ倣ヒ以テ第二ノ欧州ヲ創造スヘシ、此ノ如クナレハ、彼ノ我ヲ見ルコト兄弟友朋モ畜ナラス、而シテ同情同感ノ実アルヘシ、我モ亦彼カ指揮ニ従ヒ、彼カ庇蔭ニ由リ隆盛ナラサルノ富強ヲ増シ發達セサルノ知識ヲ進メ以テ併呑ノ禍ヲ免ル、ヲ得ヘシ」（注68）という論調に対して、「欧州模倣ヲ非トスル説」を提出し、その理由を次のように説明した。

「夫目的ヲ達スルニハ、方法ナクンハアルヘカラス、方法ナキノ目的ハ巧妙ナリト雖モ空想タルニ過キサルノミ、論者ハ巧

(マ)

ニ独立ノ目的ヲ説ケモ、未タ之ヲ實際ニ  
施スノ方法ヲ論セス、其所謂第二ノ欧州  
ヲ創造スルハ、彼各国ニ就キ全体ノ形貌  
ヲ学フ乎、若クハ一国若クハ二國其便宜  
ノモノヲ取り以テ之ヲ学フ乎、日常百般  
ノ事ハ如何文物制度ハ如何我邦ノ人民ハ  
異議ナク旧弊ヲ脱スル乎内乱ノ患ナキ乎  
」(注69)

とまず国内の安定を懸念していた。また、国際的視野から見れば、

「欧州ノ有様ヲ観レハ、小国ハ大國ノ間ニ  
(マ)  
周施シテ制度ヲ移シ、風俗ヲ改メ、其愛情  
ヲ買ヒ以テ独立ヲ図ルニ急ナルモノナ  
リ、我邦トテモ其智ヲ襲ヒ其轍ヲ蹈マハ  
、何ノ方法カ得難カラシヤ、是恐クハ論  
者カ根拠トスル所ナルヘシ、然リト雖モ  
彼ハ元来同一ノ種族ナレハ、日ヲ逐フテ  
交情ノ深密ナルハ道理ノ当ニ然ルヘキ所  
ナリ、之ヲ我邦ニ移スヲ得サルナリ、(中略)  
言語ノ勢力ハ、民心ヲ結合シ同一

ノ感覺ヲ起スモノナリ、（中略）宗教ノ  
勢力ハ、各自ノ社会ヲ結合シ、交際ノ路  
ヲ開キ親睦ノ媒介ヲ為シ、開化ヲ促スノ  
効アルモノナリ、（中略）要スルニ種族  
同一ナレハ言語モ宗教モ婚姻モ皆其交際  
ノ機関ト為リ、以テ愛情ヲ厚クスルニ足  
ルモノナリ、之ヲ我邦ニ移スヘカラサル  
ヤ勿論ナリ」（注70）

と、日本と欧州の根本的な差異を説明して  
いたのである。すなわち「種族・言語・宗教・  
婚姻」という四つの要素があるゆえに、日本  
に第二の欧州を創造するすることができない  
のである。そして、「国民ノ性質ニ本来ノ性  
質アリ、外来ノ性質ハ其勢力ヲ恣ニスルコト  
能ハス、（中略）国民ノ性質ハ人民ノ勉強ニ  
由リ数世ノ沿革ヲ経テ、或ハ変シ或ハ移リ或  
ハ盛衰榮枯シテ一定ノ現象ナシ」（注71）  
と、漸進の方法を主張していた。だから、最  
後に「方法ナキノ空想ニ比スレハ、吾儕ハ深  
ク国家ニ裨益アルヲ信ス、『ベンザム』氏云

ク、国家ノ法制ハ善良ナリトテ、之ヲ他邦ニ移スヘカラス、皆其人民ノ為ニ幸福ヲ与ルモノニ非スト、嗚呼僅々タル法制ノ一部尚且ツ然リ、況ンヤ我邦ヲ挙テ彼カ為ス所ニ倣フヲヤ、豈ニ危フカラサランヤ、豈ニ危フカラサランヤ」(注72)という懸念を結論として述べていた。

以上から見られるように、井上は欧州の文明開化を見習うことは、独立進化への道として、必ずしもそれを否定していなかった。しかし、日本と欧州の根本的な差異を見極めていたので、欧州を倣う時、国内秩序の安定と日本の真の独立を求めるために、漸進的な手段を取るべきと強調していたのである。

そして、その欧州との根本的な差異は、井上の『交易論』で強調した「風俗人質・言語礼法・教法宗旨・立國の根本」という四つの国体の不同点を想起させられる。すなわち、井上の観念においては、国体というのは慣習・民情に基づいての歴史から築かれたもので

ある。近代化を進めるため、日本の法律や制度などは西洋の政体を倣うことが余儀なくされても、日本の秩序の本である国体は守るべきものであり、急変すると内乱を起こしかねないので、政体を変化する時にも、漸進主義を取るべきと主張した。しかし、その国体は、もう『交易論』で見られる儒学的国体ではない。西洋文明の発達と東洋文明の半開化状態を認識してきた井上は、国体の精神は「孔孟ノ教」という仁義に基づいたものを強調しようとはしなかった。かえって、「孔孟ノ教」の根源地－中国と同等視されないように、自らの活路を見出そうとしたのである。国際社会での独立的な日本をつくるために、政体の変化だけではなく、「国民ノ性質」である国体も伝統的な儒学から国学的国体への転換が考えられるようになったのである。だから、井上の日本の国体についての表現は『交易論』での儒学的国体論から第一章で述べた「言霊」での国学的国体論へと転換し、その転換の契

機は、西洋の近代法と接触してから自覚した西洋の開化と東洋の遅れというところまで遡れると思う。すなわち、脱亜入欧の願望をかなえるために、政体の近代化と国体の国学化が日本の真の独立に繋がっていくものである。ところが、日本の国体はどんなに国学化しようとしても、その歴史の流れにおいての儒学の影響はもうその体質の一部と化していたので、日本の伝統的国体と言うものは、やはり国学的と儒学的の結合体である。そして、井上は、日本を欧米に比べられるような独立した国家として成り立たせようとする時、伝統と近代を調和させるという方法の中で日本の出口を見出そうとした努力が、その後の井上の政治政策の中にしばしば見られるのである。ゆえに、儒学的・国学的という伝統的な国体と西洋に並ぶような近代的政体とをどう調和させるかということが井上の生涯の課題となってきたのである。

しかし、井上が国学的国体論を持ち出した

のは、国際社会的視野から日本の独立を求め  
るのみならず、国内の民権運動家の活動もそ  
の動機の一つと考えられる。

明治十四年九月、井上は福沢や交詢社の勢  
力が全国的に広がっていたことを憂慮してい  
たので、佐々友房・安場保和らと謀り、熊本  
に紫溟会を結成した。紫溟会という名称は高  
木紫溟から由来することが推定できると思う。  
高木紫溟は、前述した通り熊本藩国学隆興の  
端を開いた人物である。肥後の勤王思想は彼  
から淵源したとも言える熊本の国学の代表的  
な人物である。ゆえに、彼の名前から名付け  
た紫溟会の性質も自明である。紫溟会を設立  
した目的は、民権自由の説を抑えて、勤王国  
体主義を拡張しようとしたのである。明治十  
四年末、井上の起草した「紫溟会結党激文草  
稿」は、次のように掲げていた。

「政論ノ過激ナル者、実ニ淵源ヲ欧州ニ発  
ス社会ハ民約ニ始マルト謂ヒ、君主之権  
ハ国民ニ存スト謂ヒ、法ハ衆庶ノ好欲ニ

成ルト謂フ、其言ノ新奇痛快ニシテ刺激  
扇動ノ勢ニ便ナルヲ以テノ故ニ、一時人  
心ニ感漸シ、潰裂奔潰抑遏スベカラズ、  
殺伐ヲ以テ自由ヲ買フ者アリ、公ケニ弑  
逆ヲ行ヒ、名ケテ天刑トスル者アリ、党  
怨慘結輾轉、相讎トシ、百年ニ至テ未タ  
已マザル者アリ、蓋過激政論ノ勢ハ、原  
ヲ燎クノ火ノ如ク、隣々相扇シ、遠近相  
延ク、寰宇大小ノ国ヲ拳ケテ一タヒ其禍  
ヲ被ラザル者アルコトナシ、我国久シク  
東洋ニ孤立シ、新タニ外交ヲ開ク、而シ  
テ欧州過激ノ政論先ツ防ヲ決シテ入り、  
数年ノ間非常ノ速力ヲ以テ都鄙ニ漫延シ  
<sup>(ママ)</sup>寝クニ羽翼ヲ成ス、医者ノ言ニ曰、始メ  
テ時疫ニ感スルノ邦ハ其病必烈ナリト、  
夫レ勢ノ趣ク所、激ヲ用ウルニ便ナリ、  
言ノ人ヲ感スル者、往往平易ノ説ニ非ス  
シテ、而シテ衆ヲ聚メ、党ヲ結フニハ壯  
快ノ論尤モ速ニ行ヒ易シ、今時勢乃再<sup>(ママ)</sup>リ  
我輩何ヲ苦ンテ必艱險ヲ冒シテ時流ニ逆

ヒ、独リ中正ノ議ヲ執ラント欲スル歟、  
蓋大ニ已ムヲ得ザル者有テ存スレハナリ  
」（注 7 3）

と、欧州に発していた国民主権論が日本に及んでくることを恐れている。そして、井上の恐れていたことはあくまでも国内秩序の破壊ということである。

「過激ノ政論ハ、実ニ人類相妬ムノ私心ニ生スル者多シ、故ニ過激政論ノ結果ハ、朝野ヲ離隔スルニ始マリ、社会ヲ顛覆スルニ終ル、之ヲ欧州各國ノ成跡ニ徴シ、鑿々証スベシ、今ノ時ニ於テ若シ浮躁過激ノ説、隙ニ投シテ起リ、怨讎相乗シ、内変ヲ醸成シ、分崩離析禍<sup>(27)</sup>、一朝ニ止マラザルカ如キアラハ、我国ヲ挙ケテ印度ノ覆轍トナスハ、当ニ遠キニ在ラザルベシ、恭テ惟フ、我カ聖天子夙ニ立憲ノ詔アリ、又漸進ノ旨ヲ以テ廟謨ヲ垂レ玉フ、蓋過激ノ政論ハ、我カ聖天子ノ旨ニ非サルナリ、我輩ハ我カ聖天子ノ旨ヲ以テ

我カ肺腑ニ銘シタリ、將ニ我カ心力ヲ犠  
牲ニシテ、以テ我カ聖天子ノ旨ヲ欽遵恭  
奉スルノ暇アラサラントス、凡我カ国民  
タル者、我カ聖詔ノ旨ニ違ヒ、急激過甚  
、以テ内乱ヲ煽スル者アラハ、則我党ニ  
非サルナリ、我輩ハ立憲尊王ヲ以テ主義  
トス、而シテ雜ユルニ分毫共和ノ説ヲ以  
テスルヲ好マズ、我輩ハ人民ノ参政ノ権  
ヲ得ルコトヲ冀ヒ、其緩急ノ宜キヲ制ス  
ルハ、一ニ我カ皇上ノ聖裁ニ在ルコトヲ  
仰ク、而シテ逼迫ノ蹤アルコトヲ願ハズ  
、我輩ハ国ノ漸次ニ改良スルヲ願フ、而  
シテ急遽ニ変革スルヲ願ハズ」(注74)

と、過激の政論がもたらす社会の顛覆と国の滅亡を懸念し、また国民主権の共和主義が君主主権の君主立憲主義を破壊するのを憂慮しているのである。

すなわち、井上の政治思想の根底に根強く存在している「治世安民」に因んだ井上の慣習法に対する主張と漸進的な改革方法への執

着は井上の君主立憲主義の思想背景であると思う。当時の一部の自由民権運動の母胎はルソーその他のフランスの急進的民権論であるゆえに、井上の自由民権運動の対抗者としての性格も早くから明らかに現れてくるようになった。そして、その憲法思想も日本の慣習に近いと井上が考えたプロシア憲法へ傾倒し、明治八年に『王国建国法』を刊行してプロシア憲法を日本に紹介していた頃からその端緒が見られるのである。明治八年、井上は鹿児島出身の判事一岸良兼養に随行して九州巡廻の報告書を提出し、伊藤博文はその文章の莊重渾厚に驚き、初めて井上毅という人物を知った。(注75) それ以来、井上は伊藤のために、多数の意見書を起草してきたのである。このため、伊藤に使われている井上の政治主張も、伊藤の意向とその所属派閥に左右されるところが多かったことが想像しうる。彼の自由民権運動排撃もこれに影響される側面もあったであろう。

以上は、西洋諸国への接触と近代法の摂取の時期における井上の国体観の変化について述べてきた。すなわち、第一時期の儒学的国体論はどのような過程を経て、第三時期の国学的国体論になったかについての分析である。その過程の中で決定的な影響はやはり西洋観と東洋観の変化にあると思われる。すなわち、井上の新しい時代における国際秩序の変化に対する認識から、日本の新しい針路を見出そうとする努力が見られるのである。しかし、青年時代から執着してきた「治世安民」の秩序観念はやはりその政治観念の根底に存在しているのである。だから、新しい時代に対応できる、しかも日本の秩序を保てるような「治世安民」の新方向をさぐるため日本の独特な国学的国体論に転向したことも不思議ではないと思われる。

そして、第三時期の国学的国体論は次のようなものであった。すなわち、第一章で述べた「言霊」の中で強調した日本と他国の大な

る差別は、他国の「うしはく」型統治と違った「しらす」型の万世一系の天皇統治である。言い換えれば、すでに第一章で述べたように、井上は天皇は公的なものしか意思しえないという「しらす」型統治が近代的統治原理に適應できることを強調した一方、日本国家の特色はその精神的な心の動きによる自然的な統治形態と皇祖皇宗の人民を慈愛する「君徳」にあるということを説明し、さらにそれは他国にまさるような統治形態であることを強調しようとしたのである。そして、そこから日本の自然的に近代化に適應できるような他国に優越する独特の国体を持ち出そうとしたのである。

そのような傾向は、明治二十年（一八八七）三月頃、井上が憲法に関する「初稿」（第一試案）を作成した際、すでに現れてきた。初稿第一章皇室、第一条を「日本帝国八万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」とした。この条についての説明は井上が次のように掲げていた。

「恭テ案スルニ、神祖開国以来年ヲ歴ルコト二千有五百五十、而シテ其間時ニ盛衰アルト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系、寶祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ、（中略）古典ニ天祖ノ勅ヲ拳ケテ瑞穂國ハ是吾カ子孫可王之地、爾皇孫就而治焉トノリタマハリトアリ、倭建命ノ言ニ、吾者纏向ノ日代宮ニ坐テ大八嶋國知ロシメス、大帶日子淤斯呂和氣天皇ノ御子トノタマハリ、文武天皇即位ノ詔ニ、爾<sup>（いづま）</sup>繼繼ニ大八島國知ラサン、次<sup>（つぎ）</sup>トノタマヒ又天下ヲ調ヘ平ケ公民ヲ恵ミ撫テムトノタマハリ、世々ノ天皇皆此ノ義ヲ以テ傳國ノ大訓トシタマハザルハナク、其後御大八洲天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ例式トハナサレタリ、蓋祖宗ノ國ニ於ケルハ其君治ノ天職ヲ重ンシ、國民ヲ愛撫スルヲ以テ心トナシ玉ハリ、謂ハユル國ヲ治ストハ以テ全國王土ノ義ヲ明ニセラルノミナラズ、又君治ノ徳ハ國民ヲ統知スルニ在テ一人一

家ニ享奉スルノ私事ニ非サルコトヲ示サ  
レタリ、此レ亦憲法各章ノ據テ以テ其根  
本ヲ取ル所ナリ」（注76）。

ここにおいて、天皇の神勅による神聖性を強調したほかに、天皇の「私事ニ非サル」という「君治の徳」も強調したのである。すなわち、井上は「言霊」で表現した国学的国体論は明治二十年のこの憲法初稿の中で、すでに定着したのである。

そして、井上の教育勅語の初稿に、その国体論も持ち込んでいたのである。すなわち「其ノ國ニ在リテハ、万衆心ヲ一ニシ義勇公ニ奉シ、山海八道實ニ祖宗ノ窮物ニシテ、即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ、以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス」（注77）というように語って来た。「祖宗ノ窮物」などといっているところに、王土王臣思想が現れているのと同時に、ここに万世一系の天皇に対する最大の忠誠と献身も要請されているのである。教育勅語が「臣民良心ノ自由ヲ干涉スル」の

で、近代的立憲精神に違反するという理由で、井上は教育勅語の発布について、あまり積極的な態度を見せなかった。しかし、日本国家は皇祖皇宗の遺物であり、国家の臣民はこの「窮物」を守る義務があるという王土王臣の思想は井上の国学的国体論の究極的な表現であることが窺われると思う。

すなわち、帝国憲法を制定した時期、井上の国体論はもう完全に国学的国体論に転換してきたのである。ゆえに、第三時期の国体論を形成してから、井上の一番苦心したことはこのような国体論での近代的明治国家の君主としての天皇を、どう位置づけるかという問題であった。すなわち、明治憲法の中での天皇大権の問題である。言い換えれば、政体上の近代立憲君主としての天皇と国体上の伝統的君主としての天皇は憲法上どう統一して位置づけられるかの問題であった。この問題は第三章で検討するが、この問題に入る前に、まず国体上の伝統的君主としての天皇につい

て述べなければならないと思う。次は井上の  
国体論の中心である伝統的な天皇観について  
見て行きたいと思う。

【注】

- 注 1 『伊藤博文伝』中巻、二六三頁。
- 注 2 前掲書、二六三～二六四頁。
- 注 3 鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』（校倉書房、一九八六年）八四頁。
- 注 4 前掲書、八五頁。
- 注 5 笠井助治『近世藩校における学統学派の研究』上冊（吉川弘文館、一九六九年）七六頁。
- 注 6 朱子学の理気説と言えは、「天地万物は悉く『形而上』の理と『形而下』の気の結合より成つてゐるがその際、理は物の性を決定し、気は物の形を決定すると考へられる」。太極＝理は人間に宿つて性である。「これが「本然の性」であつて生れながら之を具へない人間はない。人に聖賢暗愚の差別が生じるのは気的作用に基く。気が人間に賦与されて『氣質の性』となる。氣質の性には清明混濁の差がある。聖人は

その裏けた氣質が全く透明なので本然の性が残るくまなく顕現する。しかるに通常の間人は多かれ少なかれ混濁した氣質の性を持つて居りそれから種々の情欲が生れる。この情欲が本然の性を覆ふて之を曇らすところに人間悪が発生する。」（丸山真男『日本政治思想史』〈東京大学出版、一九八六年〉二三頁）そこで氣質を改善するという朱子学の実践倫理が展開される。すなわち、徳性を尊び、人欲をさつて天理に帰すという修養法である。言い換えれば、朱子学の理の性格においては、自然法則は道德規範と連続して、道德性を優位に置かれて、自然法則は道德規範に対して全く従属しているのである。単に自然だけではなく、歴史文化も道德に従属せしめられる。このような「自然歴史文化の一切が道德的至上命令の下にたつてゐることが朱子学の合

理主義の基本的性格である」。 (丸山真男前掲書、二六～二七頁)。

注 7 すなわち、自然法則は道德規範と連続している連続性である。この連続思惟は朱子哲学の大きな特色である。「天理は人性と、気は人欲と、法則は規範と、物は人と、人は聖人と、知(格物窮理)は徳と、徳(修身齐家)は政治(治国平天下)と悉く直線的に連続せしめられる。さうしてかうしたすべての連鎖が道德性の優位の下に一糸乱れざる配列を示してゐるのである」。 (丸山真男前掲書、二八頁)。

注 8 丸山真男前掲書、二八頁。

注 9 『熊本県史』総説、(一九六六年)六七五頁。

注 10 古義といえは、古註のことである。すなわち、漢時代の馬融・鄭玄などによる経書の註釈書であり、日本の古学者は主として古註書によって講説した。

- 注 1 1 新註というのは宋以後の註釈書で、  
主として程朱の学を指した。
- 注 1 2 笠井助治前掲書、下冊、一七二九頁。
- 注 1 3 笠井助治前掲書、下冊、一七三五頁。
- 注 1 4 笠井助治前掲書、下冊、一七二〇頁。
- 注 1 5 木下子勤碑銘〈安井衡撰〉－笠井助治  
前掲書、下冊、一七四五頁を参照。
- 注 1 6 『梧陰文庫目録』D-1(2)、『灯  
下録』第二冊、一頁。
- 注 1 7 丸山真男前掲書、二五頁。
- 注 1 8 『梧陰文庫目録』D-1(3)、『灯  
下録』第三冊、七頁。
- 注 1 9 『梧陰文庫目録』D-1(4)、『灯  
下録』第四冊、二一頁。
- 注 2 0 『梧陰文庫目録』D-1(8)、『灯  
下録』第八冊、二六頁。
- 注 2 1 『梧陰文庫目録』D-1(2)、『灯  
下録』第二冊、一八頁。
- 注 2 2 『梧陰文庫目録』D-1(5)、『灯  
下録』第五冊、一〇頁。

注 2 3 『梧陰文庫目錄』D-1(1)、『灯  
下錄』第一冊、一頁。

注 2 4 同上、同冊、八頁。

注 2 5 同上、同冊、一四頁。

注 2 6 同上、同冊、二七頁。

注 2 7 同注 2 6。

注 2 8 『梧陰文庫目錄』D-1(8)、『灯  
下錄』第八冊、八頁。

注 2 9 『梧陰文庫目錄』D-1(7)、『灯  
下錄』第七冊、一五頁。

注 3 0 『梧陰文庫目錄』D-1(5)、『灯  
下錄』第五冊、一三頁。

注 3 1 『梧陰文庫目錄』D-1(2)、『灯  
下錄』第二冊、一七頁。

注 3 2 『梧陰文庫目錄』D-1(1)、『灯  
下錄』第一冊、一六頁。

注 3 3 同上、同冊、四七頁。

注 3 4 同上、同冊、三一頁。

注 3 5 同上、同冊、二六頁。

注 3 6 同上、同冊、二頁。

注 3 7 同上、同冊、一〇頁。

注 3 8 同上、同冊、二四頁。

注 3 9 『梧陰文庫目錄』D-1(7)、『灯  
下錄』第七冊、一六頁。

注 4 0 同注 3 9。

注 4 1 同注 3 9。

注 4 2 『梧陰文庫目錄』D-1(4)、『灯  
下錄』第四冊、一三頁。

注 4 3 『梧陰文庫目錄』D-1(6)、『灯  
下錄』第六冊、八頁。

注 4 4 同注 4 3。

注 4 5 同注 4 3。

注 4 6 同注 4 2。

注 4 7 『梧陰文庫目錄』D-1(1)、『灯  
下錄』第一冊、二七頁。

注 4 8 同上。

注 4 9 『梧陰文庫目錄』D-1(2)、『灯  
下錄』第二冊、一八頁。

注 5 0 同上、同冊、一四～一五頁。

注 5 1 同上、同冊、十五頁。

- 注 5 2 同注 4 9 。
- 注 5 3 同上、同冊、二六頁。
- 注 5 4 『井上毅伝』史料篇第三、一四頁。
- 注 5 5 『井上毅伝』史料篇第三、一八頁。
- 注 5 6 『井上毅伝』史料篇第三、二四頁。
- 注 5 7 『梧陰文庫目録』D-4、「随筆」(一八七二年)。
- 注 5 8 『井上毅伝』史料篇第一、二六頁。
- 注 5 9 『井上毅伝』史料篇第一、三六頁。
- 注 6 0 同注 5 9 。
- 注 6 1 同上。
- 注 6 2 同注 5 7 。
- 注 6 3 『井上毅伝』史料篇第三、一一一頁。
- 注 6 4 同上。
- 注 6 5 同上。
- 注 6 6 『井上毅伝』史料篇第三、五〇頁。
- 注 6 7 『井上毅伝』史料篇第三、四九頁。
- 注 6 8 『井上毅伝』史料篇第一、四七頁。
- 注 6 9 『井上毅伝』史料篇第一、四七～四八頁。

注 7 0 『井上毅伝』史料篇第一、四八～四九  
頁。

注 7 1 『井上毅伝』史料篇第一、五二頁。

注 7 2 『井上毅伝』史料篇第一、五四頁。

注 7 3 『井上毅伝』史料篇第五、三七二～  
三七三頁。

注 7 4 『井上毅伝』史料篇第五、三七三～  
三七四頁。

注 7 5 平田信治編『元田井上両先生事蹟講演  
録』、一〇頁。伊藤博文だけではなく、  
伊藤より前に井上はすでに大久保と岩  
倉のために、多数の意見書を起稿して  
いたのである。井上という人物は常に  
文章によって、機会をつかんでいた。

注 7 6 稲田正次『明治憲法成立史』下冊、  
(有斐閣、一九六二年)五〇頁。

注 7 7 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
(講談社出版、一九七一年)一頁。

## 【第二節】 井上毅の国学的・儒学的君主観

明治十四年（一八八一）、井上毅が右大臣岩倉具視の下問に答えた「憲法意見」では、「立憲ノ政ヲ行ヒ民会ヲ開クニハ先ツ其時期ノ適度ト及其立憲政体中、何等ノ制度カ尤モ我国体民俗ニ適スベキヤ否ヲ講究スルハ不可欠ノ要用ナルヘシ」（注1）と述べたように、井上はあくまでも政体の変化は国体の秩序を乱さないように、懸念し続けていたのである。そして、日本の国体に適した立憲政体を立てる主張と同じ理由で、国体上の君主像を損なわないような政体上の君主像を立てるのも大切な課題であった。政体上の君主は近代法に適合した西洋の基準に立つものであるのに対して、国体上の君主は日本の独特の「国体民俗」に適さなければならないのである。ゆえに、国体上の君主像を明らかにせねば立憲政体を取り入れる時の政体上の君主像も明白にならないと思う。第一節で述べてきた井上毅

の国体論に即する井上毅の国体上の君主像は、いったいどういうものなのかについて、引き続きこの節でまとめて見たいと思う。

前節では主として井上の治者としての意識から、彼の国体観を検討した。この節は視野を国家の視点から移して、国家の頂点にある君主に集中したいと思う。すなわち、前節は井上の国家の精神をどの方向に向けるべきか、という彼の内面に存在している政治思想の変化を検討したのに対して、この節は彼の国体思想に対応するような君主像はいったいどういうものなのか、したがって彼の国体論に合致するような君主にはいったいどういう条件が必要なのかについて、探究しよう。彼の国体観の変遷の三つの時期に沿って、その国体的な伝統的君主像を分析しようと思う。

まず、儒学的国体観を持っていた青年期の井上の君主像は、完全に儒学的な「仁君」像である。その「仁君」像は中国の伝統的儒学の「仁君」と殆ど変わらないものである。

中国では古来、「天・地・君・親・師」という順番で君主の偉大さを表現している。しかし、その偉大さの理由はいったいどこにあるのか、すなわち君主が天下を統治する正当性の根拠はどこにあるのか。この問題に対して、中国の政治思想を二千年余りも支配してきた伝統的な儒学的政治思想から見れば、それは西洋の「君権神授」説と似たような「天命」の思想に根拠を得ていることが考えられると思う。しかし、「君権神授」と「天命」は外見としては似ているかも知れないが、内容について見れば、質が違うものである。中国の君主の「天」から授けられた「天命」というものは具体的なものではなく、反対にそれは抽象的な形而上のものである。その「天命」は、前節で検討した「理」というものである。すなわち、自然法則と人性とをそのまま連続させるものである。「天命」を授けられた君主は、天理を体現し、聖人の境地に達することが君主としての必須条件である。そ

これは、君主の備えなければならない個人道徳であるが、それだけではなく、人民を教化し、「明明徳」させるのも、その必須の「君徳」である。したがって、君主の天命は、国家の運営と社会の秩序を天理に順応し、天理に逆らわない「合理」的な政治を行なうことである。ゆえに、中国の儒教的君主観を一言で言えば「君徳」そのものである。しかし、その「天理」に順応するような「君徳」は、ある意味では君主のカリスマ性を修飾し、君主の専制的権力を正当化する道具となるのである。これは朝が改まり、代が換わるにもかかわらず、中国の二千六百年の君主専制政治を続けるうちに、儒学が終始政治思想上の不変な地位を占められた一大要素と思われる。中国での儒学の政治的思想の発生とその持続が中国の君主制度と深く関わっているのに対して、徳川幕府時代に日本に移入してきた儒学は幕府の政権を固めるための手段となったのである。すなわち、中国の政治思想に根付いた儒

学を日本に移入し得た原因は、その現実政治上の「術」としての必要に応じたのである。ゆえに、中国における儒学は、君主が自らの権力を正当化するための道具であったのに対して、日本における儒学は、幕府政権下の天皇と並ぶひとつの権力の正当化の政治手段として使われた。さらに、中国においては、儒学は人民を含む社会全体の秩序思想にまでなっていたが、日本の場合は支配階級の政治道徳の領域に止まっていたのである。この日本と中国の儒学的政治環境の差異から見られるように、儒学が一つのイデオロギーとして、日本の政治思想を支配することが難しかったのである。ゆえに、日本においての儒学の発展は、主として思想上の学問や政治上の便利に止まっていたのである。

藩校生活を背景にした井上毅の儒学の勉強は、一つの学問の世界に閉じこもって、現実の政治にまだ携わらない時の学問であるので、前節ですでに触れたように、当時の井上の政

治理念と統治者の姿は、何れも理念的な道徳像であった。ゆえに、その君主像も必然的に理念的な儒学の「仁君」像であったのだと考えられる。

藩校時習館在校中（一八五七年～一八六六年）に書かれた読書ノート『灯下録』には、「人主種々失徳、莫非從一欲字生者、試視孝文之所以為仁、儉而寡欲云爾、視武帝之所以為武帝、其殖貨聚財、舉利臣、用酷吏、營宮室、求長生、務遠略、事戰伐、詎非欲之所以為乎、北条泰時以無欲二字能致小康、雖其用積氏之說未得為致正、然亦方以見得治道之所本、以此而觀、危微精一之言誠為百代不易之道、而朱子上書往々以遏欲擴理為說者、豈為迂乎」（注2）とあるように、井上の儒学的君主観の中で、朱子学で言われた「遏欲擴理」はその「君徳」の基本項目である。そして、ここで注意したいところは、井上の挙げた「人主」の例から見れば、孝文と武帝は中国の皇帝であるのに対して、日本の人主の例とし

て北条泰時を挙げたのは全く不自然がないとは言えないであろう。この点から見れば、この時期の井上は、天皇が日本の君主であることを、まだ意識していなかったのではなからうか。言い換えれば当時の井上は、やはり日本の政治を実際に運営している幕府の方を「朝」として考えていたのであろう。そして、天皇のような神聖性を持たない幕府に対して、統治者としての道徳を求めたことも不思議ではないと思う。「欲為天下之事、須要先正朝廷、欲正朝廷、須要先除君側之悪、不然則雖營々於措置之末、馳騁於事為之細、而一暴十寒、衆焚難勝、將見随補随潰壅闕日牢、然欲除君側之悪又須先格君心之非、豈強激之所能為乎哉」（注3）と述べたように、「天下」の治を図るために、まず「朝廷」を正し、そして「朝廷」を正す前に、まず「君側之悪」を取り除くべき、なお「君側之悪」を取り除こうとすれば、まず「君心之非」をなくさねばならないという順番で政治の順序を踏むべ

きだと主張した。ここで見られるように、「君心」は一国の政治に関わる最大の重点となる。そして、この「君心」はいったいどういう基準に立つのか。それはすでに上述したように、疑いもなく儒学的な「仁君」の基準である。すなわち、欲をなくし、理を体現しうる道徳がある君主でなければ、君主として失格になるのである。しかし、まだ幕藩体制の枠にはめられていた井上にとっては、その君主と言え、具体的な国家の頂点にある政治的な君主像ではなく、ただ儒学の学問上にある聖人の政を行なう道徳的な君主像である。そして、その君主の個人道徳に対する期待と要請は、まだ現実に存在している天皇と繋がっていなかったことも見られるのである。

前節でも述べたように明治四年、司法省に仕えることによって、井上は官僚の生活を始めた。そして、明治五年から明治六年までの約一年間、ヨーロッパにおいて近代法を視察研究した。すでに述べたように、この時期に

井上が撰取した近代法は、彼の国体思想に大きな影響を与えた。日本の国際的立場を意識したのみならず、半開化国家になった中国と同等視されないように、東洋的な封建と遅れから脱皮しようとする努力が見られた。勿論、明治国家の目標は西洋国家に並ぶような近代国家であるから、儒学的な道德の君主がもうこの時代の潮流に合わないことを、井上はすでに思い知らされたと思われる。しかし、西洋の政治体制を見学してきた井上は、日本と西洋の根本的な国体の差異も体得してきたので、「欧州模倣ヲ非トスル説」を唱えるようにもなったのである。それは、日本の近代への進路が、国体の秩序を妨げないような近代化であることに井上が執着したからである。そして、彼が考えるあるべき国体も儒学的国体だけではなく、国際社会での独立的な日本をつくるための国学的な国体へと転換していったのである。すなわち、政体の近代化と国体の国学化によって、日本の真の独立を目指

そうとしたのである。そして、儒学的国体観を持っていた当時の儒学的君主観は、この時期になると、次第に国学的君主観に転換してきたのである。そして、近代化へ進む時の国体への執着と同じ理由で、日本の君主制が近代的君主制へ脱皮すると同時に、国学的な君主像の確立も肝心なことになったのである。

また、近代へ進む時に避けられない国民主権の思想と政党の設立に関しては、井上は民権派の急進的な姿勢は国内の秩序を乱しかねないという理由で、反対の立場に立っていたのである。国学的国体論を持ち出すもう一つの理由は民権派に対抗するためである。かくして、君主主権の主張と相俟って、国学的君主観の確立はその君主立憲主義の絶対的な要請となったのである。

このような背景で提起された国学的君主観の基本は、万世一系の天皇制に基づいた神聖性である。即ち、儒学的な「仁君」という君主の個人的君徳と違って、国学的君主の「君

徳」は万世一系の皇祖皇宗から与えられたものである。天皇の神聖性という君徳は、個人的な聖人の修養に基づくものではなく、天皇家の祖先から与えられた「靈」である。だから、日本の君主としての天皇に対しては「聖人」の政を要請する必要がない。天皇は当然のこととしてその「君徳」を身に付けているのである。

したがって、幕藩体制に閉じこめられていた青年期の井上においての、その学問の世界にしか存在しえない理想的な伝統の道徳的「仁君」像は、明治維新の変革に際して、大きな変化を遂げてきた。すなわち、まず日本国家の頂点にある君主は、天皇に限られるということを経験してきた。そして、現実の政治に携わった官僚への道、及び西欧との接触などによって、井上が日本の政治状況と、日本が置かれた国際環境を認識したうえで、この激動期を処する日本の安定を確保するため、国体の秩序を保つことが政体の近代化と

同様な重要性を持っていることを痛感した。この時、政体の近代化と国体の秩序の維持を両方とも図ろうとすれば、その間に生ずるジレンマを解決する役割は儒学的「仁君」だけでは足りないのである。ゆえに、政体と国体の両方の頂点に位置した天皇に国民統合の役目を果たさせるためには、国学的な君主像の確立が、当時の日本にとっては不可欠なこととなるのである。この点も井上の儒学的君主観が国学的君主観へ転換していく理由のひとつであると思われる。

しかし、儒学的君主観から国学的君主観へ転換していくと言っても、儒学的君主像を完全に捨て去ったわけではなく、むしろ儒学的君主像と国学的君主像を結合させていくということになるのである。なぜなら、国学的君主像は天皇の生得の神聖性を強調しても、皇祖皇宗から自然に受け継ぐ「君徳」というものは、やはり儒学的な「仁君」の道德である。前述した通り、井上がその「言霊」と明治憲

法の「初稿」の中で度々強調しようとしたのは、日本国家の精神的な心の動きによる自然的な統治形態の神聖性と皇祖皇宗の人民を慈愛する「君徳」は他國にまさる国体であり、また天皇の「私事ニ非サル」という皇室の「しらす」型の統治、すなわち他國に見られない特殊な統治型であった。しかし、その「君徳」により人民を教化する項目は、教育勅語の内容から見れば、次のようなものである。すなわち、「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、親族相睦シクシ、隣里相保チテ相侵サズ、朋友相厚クシテ相欺カズ、自ラ愛シテ他ニ及ホシ、己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」である。以上のような内容から見れば、これは明らかに儒学的五倫道德である。ゆえに、儒学的国体観から国学的国体観に転換していく時、儒学的「仁君」の聖人の質は皇統一系という神聖性によって置き換えられているが、儒学的「仁君」の人民を教化する役割とその教化の内容は儒学的なものであり、そ

れは国学的君主としての天皇にとっても、不可欠なものになるのである。言い換えれば、君主の個人的道徳性は聖人としての修養から天皇の絶対的不可侵の神聖性に置き換えていっても、日本君主としての「治世安民」と人民を教化する任務は変わらないものであった。

以上の叙述から総合して言えば、明治日本の近代化の必要から、井上の国体的君主像は儒学的君主から国学的君主へ転換していくにも拘らず、その国体的君主像の中で儒学的君主のイメージがまだ色濃く残されていたのである。ゆえに、井上の伝統的君主像は、儒学的君主像と国学的君主像の結合体であることが明らかであると思う。すなわち、人民に「明明徳」せしめるという教化の役割を果たす儒学的理想的な「仁君」像の基盤のうえに立てられた皇祖皇宗「ノ遺訓」という「神性」に基づいた国学的君主像が井上の伝統的君主像であった。

近代化の課題に直面した明治国家が、政体

の 変 革 を 急 い で て い た 時 、 国 内 秩 序 を 乱 さ な  
い た め 、 日 本 特 有 の 国 体 の 確 立 が 当 面 の 急 務  
と な っ て い た の で あ る 。 そ し て 、 天 皇 を 近 代  
的 君 主 と し て 立 て よ う と す る 時 、 天 皇 の 国 学  
的 君 主 像 も 要 請 さ れ て き た の で あ る 。 し か し 、  
国 学 的 君 主 を 憲 法 上 で 持 ち 出 せ ば 、 近 代 的 法  
制 に 馴 染 ま な い 非 合 理 的 部 分 が 現 れ て く る よ  
う に な る 。 ゆ え に 、 近 代 的 法 制 に 適 応 さ せ る  
た め 、 大 臣 の 輔 弼 責 任 制 が 必 要 に な っ て く る  
の で あ る 。 す な わ ち 、 天 皇 の 神 聖 性 の た め 、  
君 主 と し て の 政 治 上 の 責 任 を そ の 身 に 加 え る  
こ と が で き な い の で 、 大 臣 に そ の 責 任 を 背 負  
わ せ る よ う に な る の で あ る 。 こ の 大 臣 の 責 任  
の 問 題 に つ い て 、 井 上 が 最 初 に 提 出 し た の は 、  
明 治 八 年 に 彼 が 翻 訳 し た 『 王 国 建 国 法 』 の 小  
引 で あ る 。 「 立 憲 ノ 國 ニ 在 テ ハ 、 獨 リ 王 ノ 身  
位 、 得 テ 侵 ス ベ カ ラ ズ 、 其 ノ 王 命 ニ 至 テ ハ 、  
輔 相 名 ヲ 署 シ 、 事 、 憲 法 ニ 乖 ク 者 ア レ バ 、 直  
ニ 人 主 ヲ 責 メ ズ シ テ 、 罪 其 輔 相 ニ 加 フ 」 ( 注  
4 ) と 述 べ た と こ ろ か ら 見 ら れ る よ う に 、 日

本憲法における大臣の責任制は西洋の近代法を参考にして、取り入れたものである。勿論、それは国学的君主としての天皇の神聖性を維持するために、そのような責任制が日本にとっても必要になる。しかし、井上の伝統的治者の観念から考えれば、その制度は井上の治者的観念の近代への応用と思われる。そこで、井上の伝統的治者の観念に、近代的大臣の責任制という観念を取り入れることによって、彼の独特な宮府一体論を形成していったと考えられる。

前節で述べたように、井上の所謂治者は君主と官僚である。それは、治者の中でまた治者と被治者に分けられ、治者の中の治者としての君主と、治者の中の被治者としての臣下である。ゆえに、君主と官僚は、同じ治者でありながら、守る道徳と責任が違ふ。君主は聖人の道徳を身につけるほか、「治世安民」のために、人民を教化する任務と仁政を行なう責任を有しているのに対して、治者と被治

者の二重的な身分を有している官僚は、その道徳と責任も二重的な基準を持つ。すなわち、人民に対しては、君主と同じような仁徳が必要であるが、君主に対して、臣下としての服従と忠誠心が求められている。そして、君主の仁政を輔弼することが臣下としての官僚の政治的責任である。君主の輔弼と言え、人民を管理するための政治上の行政事務だけではなく、「以正君心為進言」（注5）という君徳の規正もその責任である。ゆえに君主が「失徳」すれば、臣下もその責任を免れないことになる。儒学的治者の観念による責任の観念はまだ道徳の範囲に限られているのである。しかし天皇が国学的神聖性のある君主になると、道徳上の責任に伴う政治上の責任も負わせられない時、臣下としての官僚は道徳上の責任のみならず、実際の政治上の責任も背負わなければならなくなった。

だから、井上の国体観は儒学的国体観から国学的国体観に転換していくにつれて、その

儒学的治者の観念も国学的国体の必要に応じて、修正を加えられなければならなかった。すなわち、近代的政体の成立と相俟って、近代的官僚制度も整備されるようになったが、井上の国学的国体論によれば、その近代的官僚は日本の近代的君主と同じように、日本の国体に適応できるような官僚でなければならなかった。前章で論証した井上の国学的国体論における天皇統治の正当性は、天皇は公的なものしか意思し得ないという統治原理に根拠をおいているのである。ゆえに、官僚は公共権力である国家の官僚でありながら、天皇の官僚にもなるのである。すなわち、国学的国体に適応するため、近代的国家の官僚だけではなく、天皇の家臣にもなってくるのである。だから、皇室と官府は分けられないものである。そして、彼の伝統的治者の観念から考えても、国体の秩序を維持するために、治者としての君主と官僚を一体にしなければならなかった。

以上のような井上の伝統的国体論に基づいた治者の観念は、西洋の近代法との接触にも拘らず、井上が明治十八年の内閣制度の成立まで終始その「宮府一体」論を貫いた重要な思想基盤と考えられる。次節から、井上の国体観とその伝統的な治者の観念に基づいた「宮府一体論」を近代的政体に持ち込もうとする時、どんな矛盾が起きていたかについて分析しようと思う。

【註】

- 注 1 『井上毅伝』史料編第一、二二五頁。
- 注 2 『梧陰文庫目録』D-1(5)、『灯下録』第五冊、九頁。
- 注 3 『梧陰文庫目録』D-1(5)、『灯下録』第五冊、一〇頁。
- 注 4 『井上毅伝』史料編第三、四二二頁。
- 注 5 『梧陰文庫目録』D-1(5)、『灯下録』第五冊、一二頁。原文は次のように書いてある。「以正君心為進言、是直截本根、知我罪我可以決於目下矣、言誠一用、則天下之事可從、以次施行、而禍險之機、姦小之窮、不攻自敗矣、苟不然、而争之於末流、雖言或一用、而不保其化源果澄、而倖門果塞、正使有所措画、人主計慮不定、中道變移、不惟不能成功、紛擾騷搖、祇足引害身己不得高蹈遠去、而橫議飛言之禍隨於其後、朱子曰、正其本音、雖若迂緩而実易為力、揀其末者、雖若功至而実難為功信夫」。

【 第三節 】 内閣制度確立までの井上毅の宮  
府一体論

(1) 明治十四年政変と井上毅の関係について

明治十年八月十五日『明治天皇紀』は、次のように記している。「皇居及び太政官の炎上するや、舊教部省を以て太政官代と為し、が、其の地赤坂假皇居と相隔れるを以て、日々朝政に臨みたまふことを得ず、毎月四度乃至六度の臨幸あるに止まり、万機総攬に便ならざるのみならず、又君臣水魚の親しみ無きの憾なしとせず、是に於て是の月四日参議伊藤博文上奏して曰く、

臣博文誠惶頓首（中略）曠古ノ偉業之ヲ手掌ノ間ニ収ム、実ニ史書ノ曾テ覩サル所トス、然ルニ神功混成ノ速ナル、或ハ名ヲ先ニシ実ヲ後ニシ、難ヲ避ケ易ニ就クノ事無キコト能ハス、而盤根錯節猶ホ斧斤ノ外ニ伏スル者アリ、是レ蓋シ西南ノ変

俄カニ今日ニ起ル所以ニシテ、其由テ来  
ル所ヲ求ムルニ深ク怪ムニ足ラサルナリ  
、（中略）陛下夙トニ維新ノ業ヲ躬ラシ  
万機ヲ臨裁シ玉フ、然ルニ九重深蔽奏聴  
ノ際或ハ未タ細大ヲ悉スコト能ハサル者  
アリ、伏テ願クハ此兵戈新タニ定マルノ  
日ニ当リ、

聖意ヨリ断シ、儉勤自ラ先ンシ、日ニ外  
朝ニ臨ミ四聰ヲ洞達シ献替ヲ批裁シ、以  
テ天下ノ望ヲ慰メ玉ハンコトヲ、今宮府  
処ヲ異ニシ、臨御ニ便ナラヌ、宜ク急ニ  
太政官ヲ宮中ニ移シ、以テ内閣ノ名ニ称  
ハシメ、陛下朝ヲ視ルノ地ヲシテ、近ク  
庭闈ノ間ニ在ラシムベシ、維新ノ功臣晚  
節ヲ完セス、罪ヲ以テ死スル者多シ、是  
レ実ニ昭代ノ美事ニ非ス、（中略）

陛下事艱時ニ起ルヲ以テ叡慮ヲ貳ツニス  
ルコト無ク、多言頻リニ至ルヲ以テ聡明  
ヲ乱ルコト無ク、乾行シテ息マズ、総攬  
シテ喪フコト無クンハ、実ニ天下万世ノ

幸ナリ、是レ皆

陛下ノ扱フ所ニ在ルノミ、臣博文俯仰激切  
ノ至ニ堪ヘス、

大臣等、博文の奏議を賛成して更に奏上する  
所あり、乃ち之れを裁可したまひ、是の日太  
政官を假皇居内に移し、假内閣を御座所に置  
きたまふ、但し假皇居狭隘なるを以て、賞勲  
局・法制局・調査局・式部寮・修史館等は当  
分従前の廳舎に於て執務することとす、是の  
日、太政大臣三條實美・右大臣岩倉具視及び  
諸参議に御座所楼上に於て謁を賜ふ」(注1)。

この上奏文は井上の代草したものである。  
以上の内容から見れば、この時期の伊藤は井  
上と同じく宮府一体を主張しているようであ  
る。伊藤が井上と同様に宮府一体の思想を持  
っていたかどうかは疑わしいが、この問題を  
検討する前に、まず明治十四年政変における  
政治状況から、井上と伊藤の政治理念を分析  
したいと思う。

明治十四年政変の起こった原因について、

一般的に次のように考えられている。すなわち、北海道開拓使官有物払下事件によって民権派の政府攻撃が高まり、その陰には大隈と福沢一派が通謀して薩長派を打倒しようという風説が出て、政府部内の大動揺となった。結局、伊藤博文を始めとする薩長派は大隈放逐のクーデターを企て、この年十月十二日明治天皇の東北・北海道巡行の還幸をまって一挙にこれを決行し、大隈一派の勢力が政府から追われて、これに代わって伊藤博文らを中心とする薩長派が政府内の主導権を確立した。大隈の免官と表裏をなして同じ十二日、勅諭を公にして十年後の国会開設を声明し、同時に開拓使官有物払下の許可を取消した。「この政変は、藩閥関係を中心として成立した明治政権の確立過程において、薩長の藩閥が確立し、その最も有力な対抗者であった肥前派の大隈重信が排除されたという点で大きな段階を劃したのである」（注2）。

しかし、明治十四年政変の歴史的な意義は、

これを単に薩長藩閥の確立という政治的闘争の結末とするだけでは説明しえないのである。なぜなら、この政変が行なわれた原因は、以上のような表面的な原因だけではなく、その根本的な原因は、やはり明治国家の体制に関わる憲法上の主義の問題である。結果から見ると、この政変によって、イギリス型議会政治推進の動きが抑圧され、プロイセン流立憲君主制の方向を確立することの明治国家にとっての意義は、薩長藩閥の政権の確立よりも重大だからである。そして、明治十四年政変において、この問題に最も関心を持った人物こそ井上毅である。それゆえ、この立憲主義上の問題を中心に、明治十四年政変と井上毅の関係を検討していきたいと思う。

たしかに開拓使官有物払下事件を一つのきっかけとして、政変が勃発したのである。しかし、この事件の主な原因は、それより前の同年三月、大隈が伊藤にはからずに、急進的な国会開設の意見を左大臣有栖川宮熾仁親王

をへて上奏したことが六月末伊藤の知るところとなり、伊藤・大隈の正面衝突となったのである。これは、伊藤を中心とする薩長派が大隈放逐のクーデターを行なった直接的な原因である。大隈の行動に対して、伊藤が最も憤激した理由は、大隈のイギリス流議会議主義の主張より、むしろ彼が伊藤にはからずに単独上奏をしたことである。大隈の建議書は当時の交詢社の私擬憲法案の内容と符合しているところから、伊藤はおそらく当時世間の取り沙汰と同じような疑いを持っていたであろう。すなわち、大隈が福沢一派と通謀して、左大臣宮を通して密奏し一挙に憲法制定、国会開設の功を自己の手に収め、薩長政府を倒して、自らこれに取って代わろうとしているのではないかということに懐疑していたのである。そして、その伊藤の憤激を一つのクーデターとして、福沢系のイギリス流議院内閣制の主張を一挙に封じこめ、プロイセン式立憲君主制を確立したのは、井上毅の積極的な

働きかけによるものであった。彼は、派閥間の利害関係を巧みに利用し、岩倉と伊藤の力を借りて、自分の主義を遂行したという面もあるといえよう。

明治十四年三月大隈がその建白書を左大臣有栖川宮に提出した際、他の大臣参議に内示しないように依頼したにも拘らず、有栖川宮は二大臣に内示し、その後三條・岩倉二大臣、更に伊藤参議もこれを閲読するに至った。この間の事情について岩倉の座右日歴覚書は、次のように記している。

「左大臣ヨリ大隈建議ヲ三條及余兩人限り内示アリ。其後、余、大隈ニ向ヒ足下ノ建議左大臣ヨリ兩大臣限リニ内示セラレ、一見セシ処、余ノ意見ト大ニ異ナル旨ヲ話ス。同氏曰ク、時勢今日ニ迫リ、姑息ノ法ハ行ハレズ、例ヘハ門ノ片扉ヲ開ケハ、一時ニ群入スル如シ、寧ロ兩扉ヲ開キ、内ハ百官百司一途ニカヲ尽シ、外(ママ)国会家ニ先達テ国憲ヲ実行セラル、ヲ今

日ノ適當トスル云々ノ意見ヲ陳フ。余思フ事アリ。再ヒ問フ。足下ノ主義ハ伊藤ノ論ト異同如何ン。大異無シト答フ」(注3)

<sup>(71)</sup>「一其後條公ニ面会シ、大隈ト問答ノ事ヲ陳ヘ、大隈伊藤両説大異無之由故、大隈建議書ハ伊藤限リ内示致置テハ如何哉ト内談ス。條公ニモ之ヲ同意セラレ、右建言書御下ケヲ願ハレ、公ヨリ伊藤ヘ内示セラル。尤伊藤ヘハ他ヘ聞見無之旨ヲ堅ク告ク」(注4)

この点について、稲田正次『明治憲法成立史』には次のような推察がある。すなわち、「岩倉は先ず大隈に会って伊藤の論と大異なき旨の大隈の言質をとった上で、伊藤に大隈建議書を見せるよう三條にすすめているが、この行動は井上毅あたりの献策によったものと思われ、とにかく伊藤に憲法問題について役割を演ぜしめる目的でなされたものであることは略々疑いない」(注5)。また、岩倉

は六月二十一日すでに三條、有栖川両大臣に書簡を送り、「(中略)随而各三木<sup>(マツ)</sup>召も明日より被始候旨、恐悦此事ニ候。此決局一局ヲ被立ト其御人選との二つより外無之と存候。大隈建言も断然に候得共、実ニ可恐廉も可有之と存候條、万端極内伊藤江御内談之上、局也名称也、御取極可然哉」(注6)と云つて、大隈の建言に恐るべき点ありとし、伊藤と内密に協議して憲法起草の機関を設けるようすすめている。これも井上毅あたりの入智恵で、暗に伊藤を憲法起草の主な担当者にならせるようにしむけたといえよう。(注7)明治十四年政変は岩倉の工作と深く関わっているのであり、岩倉の工作は、実は彼の知恵袋としての井上毅の献策によるものであつた。この点から見れば、政変後伊藤が憲法制定の主要な担当者として活躍し得ることは、井上毅の積極的な働きかけと深く関係していたのである。

この点について、大久保利謙「明治十四年の政変」は(注8)、岩倉—井上—伊藤のト

リオの形成と政変の関係について詳しい説明をした。すなわち、彼らの関係の形成について一言で言えば、岩倉と井上の関係がまずできて、これに伊藤が参加せしめられたというトリオの関係であった。大久保氏の研究によれば、明治十四年六月井上毅は憲法問題で岩倉と接触し始めていた。それ以来井上は岩倉の憲法問題の唯一の相談相手となった。この年六月二十二日、井上は岩倉に命ぜられて、「憲法起草手続ニ付意見内啓」という意見書を提出した。この意見書は、井上が提出した最初の憲法制定方針であり、且つこれが同年七月五日岩倉が三條・有栖川宮両大臣に提出した意見書の原案であった。「岩倉はこの意見を得て腹がきまり、一步進めて聖断を以て大綱領を定め、早く憲法制定の基本主義を確立するのが眼目だといっている。この六月の中頃からまず岩倉と井上、それに伊藤を加えて憲法制定に関する具体的な方策の協議が開始されている。これが明治憲法制定の、発端

と見られるポイントである（中略）岩倉は大隈の建言があまりの急進論で、到底採用出来ない。それ故に諸参議との一致も困難と見越し、この上は伊藤を立て、伊藤を中心として行く外はないと決心したのである。つまりこの時、伊藤が来るべき憲法制定の立役者として、岩倉から事実上指名を受けたのだと見る事が出来よう。（中略）憲法問題に就いても、三大臣、なかんづく岩倉の威力は大きく、伊藤をはじめ諸参議も三大臣から諮問に預かるという程度であった。かかる関係のもとに三大臣の間では、憲法制定の担当者として恐らく大隈か、伊藤かということが問題となっていたのであろう。ところが大隈の意外な急進論、岩倉の目指すコースとは凡そ反対の議論が現れたので、岩倉の意向は、ここでハッキリ意中の伊藤に傾いて、伊藤が幸運のクジを拾ったのである。」（注9）ゆえに、岩倉と伊藤が結びつくのは、大隈の議院内閣制に反対するという憲法制定上の主義の問題であ

る。そして、岩倉の憲法制定に関する意見は殆ど井上毅の知識から得たものであるから、井上の憲法制定に関する考え方が岩倉と伊藤の懸け橋となったことは明らかである。

(2) 明治十四年時期における井上毅の憲法思想と宮府一体論

明治十四年の六月上旬から六月二十六日頃まで、井上毅が憲法に対する意見として、憲法綱領、意見第一、同第二、同第三、欽定憲法考、などの文章を作成し、岩倉に提出した。これらの意見書は井上の基本的な憲法思想の表現である。そして、以上のような岩倉－井上－伊藤という関係から見られるように、井上のこれらの意見書は政変後の明治国家の憲法制定の針路に対しても、決定的な影響力を持ったのである。次は、これらの意見書の検討によって、この時期の井上の憲法に関する主義を明らかにしたいと思う。

「意見第一」においては、まず「立憲ノ政ヲ行ヒ、民会ヲ開クニハ、先ツ其時期ノ適度ト、及其立憲政体中、何等ノ制度カ尤モ我国体民俗ニ適スベキヤ否ヲ講究スルハ、不可欠ノ要用ナルベシ」（注10）と国体に合わせられるような政体を選択しなければならないことを強調したのである。すなわち、憲法制定の主義を選択しようとする時、まず考えなければならないのは、その主義が日本の国体民情に適應できるかどうかという問題であるとしたのである。

そして、さらに井上はイギリスの制とプロイセンの制を比較する上で、日本はイギリスと国情が違ふから、今イギリスに倣つて急進の方向を取るよりは、むしろプロイセン制の漸進主義を取るべきだと述べている。すなわち「英国ノ習慣法ニ従ヘハ、英国王ハ自ラ政治ヲ行ハズシテ、専ラ内閣宰相責成シ内閣宰相ハ、即チ議院多数ノ進退スル所タリ、内閣ハ多数政党ノ首領ノ組織スル所タリ、議院政

党多数ノ変更アルゴトニ、從テ内閣宰相ノ変更ヲ致シ輾轉相代リ、一輪動イテ二輪之ヲ応スルニ異ナラズ、而シテ国王ハ一ニ議院多数ノ為ニ制セラレ、政党ノ勝敗ニ任シ、式ニ依リ成説ヲ宣下スルニ過キズシテ、一左一右、宛カモ風中ノ旗ノ如キノミ、故ニ名ハ行政權專ラ国王ニ属スト称スト雖トモ、其实ハ行政長官ハ即チ議院中、政党ノ首領ナルヲ以テ、行政ノ実權ハ、実ニ議院ノ政党ノ把握ノ中ニ在リ、名ハ国王ト議院ト主權ヲ分ツト称スト雖モ、其实ハ、主權ハ專ラ議院ニ在リテ、国王ハ徒ニ虚器ヲ擁スルノミ、仏人英国ノ事ヲ贊スルノ語ニ国王ハ統ヘテ而シテ治メズト、其意、国王ハ国民ヲ統率スト雖トモ、自ラ国政ヲ理セズト云ナリ、是レ其实形、我国中古以来、政治ノ実權ハ武門ニ歸シタルト異ナルコトナシ」(注11)と英国の国王の地位は武門政治における天皇の地位に似ているから、イギリスの制を取れば、幕府政治にかえるのと同然であるとの理由で、まず第一にイギリ

スの制に反対したのである。そして、第二にその制度が日本の国情にも合わない理由について、二つを挙げている。一つは「英国ノ慣法ハ、政党ノ結成、大抵両党ニ歸ス、故ニ一党少数ヲ得ルトキハ、即チ他ノ一党多数ヲ得、今我カ国ノ如キ、政党未タ結成セス、縦令結成スルモ必ス(#小)数少党各自ニ分立シテ、一大團結ニ歸スルコト能ハズ、此時ニ於テ、現在ノ内閣、少数ヲ得テ罷免セント仮定センニ、其後ニ代ルノ党、果シテ衆望ノ歸スル所、多数ノ集マル所ナランヤ、数小党必ス競ヲ並ヘ競立シテ、相合一スルコト能ハズ（中略）政務ノ何物タル、国事ノ緩急何様ナルヲ問フニ暇アラズ、其終リカヲ兵刃ニ仮ルニ至ルコトヲ免レザラントス」（注12）である。もう一つの理由については、「今我カ国ノ内閣一変セント仮定センニ、参議及各省ノ長次官、并ニ重要書記官ノ如キ、一時ニ其後任ニ代ルベキノ人ヲ求メンニ、在野ノ俊傑二三著名ノ人ヲ除ク外、果シテ衆望ノ歸スル所、人心ノ属

スル所歟、将ニ少年才子、蹶起シテ争進スルニ任セントスル歟」(注13)と述べている。

以上から見られるように、井上は二つの考慮に基づいて、イギリスの制に反対したのである。第一は天皇大権に基づいた考慮である。すなわち、イギリスの議院内閣制を採用すれば、政権は議院の政党に独占され、それはあたかも政治の実権が武門に握られた幕府体制に戻って、天皇は再び無権利な状態になるという論調で反対したのである。天皇親政は明治国家の王政復古という大原則であるから、明治期の政治家にとって、一つの政策に反対しようとする時、天皇親政に基づいた理由を提出すれば、それが自分の論調にとって最も有効な武器となることが考えられたと思う。そこで、井上はプロイセンの立憲君主制を選ぶべしと主張した時、まず持ち出したのもこの一番普遍的な天皇親政という理由である。また、「普魯西ノ如キハ、国王ハ国民ヲ統フルノミナラス、且国政ヲ理シ、立法ノ権ハ議

院ト之ヲ分ツト雖モ、行政ノ権ハ專ラ国王ノ  
手中ニ在リテ敢テ他ニ譲予セズ。国王ハ議院  
政党ノ多少ニ拘ラズシテ、其宰相執政ヲ撰任  
スルモノトス。但實際ノ事情ニ従ヒ、多クハ  
議院輿望ノ人ヲ採用スト雖モ、其権域ヲ論ス  
ルトキハ、決シテ議院政党ノ左右ニ任スルコ  
トナシ」(注14)という論調から窺えるよ  
うに、井上の気にした天皇の大権は主に「宰  
相執政ヲ撰任スル」権利というものである。  
すなわち、行政長官の任命権は天皇に握らせ  
ようとするのである。したがって、天皇親政  
を行なうために、天皇が自分の輔弼者を選ぶ  
権利を有することはその出発点である。

そして、第二に考慮したのは、当時の日本  
の国情に基づいた事柄である。当時の日本に  
おいて、イギリスなみの大きい政党がまだ結  
成されていなかったため、内閣が少数となっ  
て罷免されてもその後には代るの多数党なく、  
数小党必ず競争の勢をなすという状態であっ  
た。また、内閣が更迭すれば、参議各省次官

並重要書記官の後任に代れる俊傑が少ないから、政権の交代が円満に行かないといふのである。すなわち、国内秩序と政治の安定を確保するための議院内閣反対論である。

天皇大権に基づいた考慮は、その「意見第二」から見ればさらに明らかである。「内閣執政ヲシテ天子ノ選任ニ属セシメ、国会ノ為ニ左右セラレザラント欲セバ、左ノ三項ニ依ル」として、「第一、憲法ニ於テ『天子ハ大臣以下勅任諸官ヲ選任シ、及之ヲ進退ス』トノ明文ヲ掲クベシ、此明文ヲ掲クルトキハ、縱令實際ニ於テハ、執政大臣ハナルベク衆望ノ人ヲ採用シ、其ノ極メテ輿論ニ背クノ人ハ之ヲ罷免セザルヲ得ズト雖モ、進退ノ大権、一ニ天子ニ在ルヲ以テノ故ニ、宰臣タル者亦天子ノ知遇ト国家ノ慶頼トニ倚リ、衆議紛言ノ為ニ左右セラレズ、其意見ヲ一定シ、確然不拔ノ針路ヲ取り、縱令一ニノ議事ニ於テ議院ノ少数ヲ得ルモ、仍ホ終始内閣ノ大局ヲ全クスルコトヲ得テ且夕廟猷ヲ変更スルニ至ラ

ザルベシ（普國ノ国憲ニ依ル）」「第二、憲法ニ於テ宰相ノ責任ヲ定メ、其連帶ノ場合ト各個分担ノ場合ヲ分ツベシ（仏國千八百七十五年ノ憲法ニ、宰相ハ政府ノ大政ニ付テハ連帶シテ其責ニ任スヘク、各個ノ職掌ニ付テハ各自其責ニ任スベシト。）若シ英國ニ倣ヒ、諸大臣ハ一概ニ連帶ノ責ヲ負フ者トセハ、一省長官ノ職務失錯アリテ議院ノ詰責ヲ得ルゴトニ、他ノ各省長官モ從テ一同ニ退職セザルヲ得ス。此ノ如キトキハ内閣ハ容易ニ議院ノ攻撃ヲ致シ更替頻煩一ノ争区トナルニ至ランコト必セリ。」「第三、憲法ニ於テ普國ノ左ノ一條アルニ倣ハザルベカラズナリ（普國憲法第百九條ニ、現行ノ租稅ハ將來ニ其効ヲ有スベシ、若シ歲計予算ニ付テ政府ノ国会ト叶同セザルトキハ前年ノ予算）蓋シ此ノ一條ハ、普國ノ建国憲法ニ於テ專ラ行政權ヲ維持スル所以ノ主腦タリ。此一條ナキトキハ、議院若シ内閣ヲ攻撃シテ内閣ノ重大法案ヲシテ少數ナルニ至ラシメ、而シテ内閣仍ホ天子ノ保護

議院内閣制のような連帯責任による「内閣ハ容易ニ議院ノ攻撃ヲ致シ更替頻煩」というような弊害は、井上が望んでいる政治の安定性を妨害するのであるから、井上はあくまでも議院内閣制に反対するのである。そして、同時に「内閣仍ホ天子ノ保護ニ依リ退職ニ至ラザルトキハ、議院ハ其議ヲ固執スル為ニ独リ徵税ヲ抗拒」する恐れを免れるため、天皇の主権者としての優位を保つための技術上の政策として、普國のように「若シ歳計予算ニ付テ政府ノ国会ト叶同セザルトキハ前年ノ予算」という前年度予算執行の制度も主張するのである。

以上のような主張については、その「意見第三」で元老院の国憲案と交詢社の私擬憲法案を批判の対象として引き続き論述している。まず「元老院上奏ノ憲法草案第八篇第二条ニ、法律ノ承認ヲ得ザル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ズト。此レ乃チ明カニ賦税ノ全権ヲ国会ニ付予スル者ニシテ、此条ニ従ヘハ、政府徵

税ノ法案ニシテ若シ議院異議アリテ議決セザルトキハ、人民ハ租税ヲ課出スルコトヲ免レ、国庫由テ以テ資給スル所無ラントス。賦税ノ全権既ニ議院ニ在ルトキハ、虎ニシテ羽翼アルノ勢アリ、宰相ヲ進退シ、内閣ヲ左右ス熟レカ敢テ之ヲ防カン。此レ乃チ自由政論家ノ十分ニ満足スル所ナリ」(注16)と評している。これは明らかに上述した普國憲法第百九条を基準にした批判であることが読み取れる。次に「交詢社ニ於テ起草セル私擬憲法案第九條ニ、内閣宰相ハ叶同一致シ、内外ノ政務ヲ行ヒ、連帶シテ其責ニ任スベシ云々、第十二條ニ、首相ハ天皇衆庶ノ望ニ依テ、親シク之ヲ選任シ、其他ノ宰相ハ首相ノ推薦ニ依テ之ヲ命スベシ、第十三條ニ、内閣宰相タル者ハ、元老議院若クハ国会議院ニ限ルベシ、第十七條ニ内閣ノ意見立法兩院ノ衆議ト相符セザルトキハ、或ハ内閣宰相其職ヲ辞シ、或ハ天皇ノ特權ヲ以テ国会院ヲ解散スル者トス、以上各條ノ主意ハ内閣執政ヲシテ連帶責任セ

シメ、而シテ議院ト合ハザルトキハ輒チ其職ヲ辞シ、議員中衆望アル者之ニ代ル所謂政党内閣新陳交替ノ説ニシテ、正ニ英国ノ模範ニ倣フ者ナリ」(注17)と交詢社を非難している。そして、「伏シテ惟フ、今日急進ノ論ハ漸クニ朝野ノ間ニ浸染シ、一時風潮ノ勢、積重シテ陞リ、必最上極点ニ至テ而後止マントス。卑生ノ深ク慮ル所ノ者ハ、当局者或ハ理論ニ心酔シテ深ク各国ノ異同ヲ究メズ、永遠ノ結果ヲ思ハズシテ、徒ニ目前ノ新奇ヲ悦ビ、内閣ノ組織ヲ以テ、衆議ノ左右スル所ニ任セント欲スルアラバ、一タヒ予フルノ権利ハ、流汗ノ再タヒ回ラスベカラザルニ同シ、独リ国体ヲ敗ルコトアルノミナラズ、世ノ安寧、国民ノ公福ヲ図ルニ於テ亦或ハ空理臆想ノ外ニ出テ、悔ユトモ追フヘカラザルニ至ラントス」(注18)と述べている。あくまでも漸進主義は「世ノ安寧国民ノ公福」と深く関わっていることを強調し続けているのである。そして、最後に「漸進ノ主義ハ一時世論

ノ満足セザル所、卑生意見三項（意見第二における）ノ如キ、之ヲ實際ニ施スニ於テ、物議ヲ激動シ、囂々喧嘩、臂ヲ攘ケテ相迫ルモ、亦料ルベカラス。其確然不拔、以テ永久ノ固メヲ為ス者、独リ我カ天皇ノ聖断ト輔相大臣、画策誤ラザルトニ倚ルノミ。卑生区々実ニ仰望ニ堪ヘザルナリ」（注19）と結んでいる。

井上毅は上述した意見第一、第二、第三などに基づいて岩倉のため最後に起草したと見られる憲法の「大綱領」も、上に述べた意見三項を重点として掲げた。

「一 漸進之主義ヲ失ハザル事

付欧州各國之成法ヲ取捨スルニ付テハ孝國之憲法、尤漸進之主義ニ適スル事

（中略）

一 聖上親ラ大臣以下文武之重官ヲ採択進退シ玉フ事

付内閣宰臣タル者ハ議員ノ内外ニ拘ラザル事

「内閣ノ組織ハ議院ノ左右スル所ニ  
任セザルベシ」

- 一 大臣執政ノ責任ハ根本ノ大政ニ係ル  
者ヲ除ク外、主管之事務ニ付各自之  
責任ニ帰シ、連帯責任之法ニ依ラザ  
ル事

付法律命令ニ主管之執政署名之事

(中略)

- 一 歳計之予算ニ付、政府ト議院ト叶同  
ヲ得ズシテ徵税期限前ニ議決ヲ終ラ  
ザル歟、或ハ議院解散之場合ニ当ル  
歟、又ハ議院自ラ退散スル歟、又ハ  
議院之集会定メタル員数ニ満たズシ  
テ決議ヲ得ザルトキハ、政府ハ前年  
之予算ニ依リ施行スルコトヲ得ル事  
」(注20)

さて、岩倉だけではなく、井上は伊藤に対  
しても、積極的にその憲法思想を推進しよう  
としたのである。井上が前述した意見第一、  
同第二、同第三を岩倉に提出した外に、彼は

ほぼ同主旨の漢文体の意見書を別につくって伊藤に送っていた。この書の内容の大部分は意見第一、同第二の主旨とほぼ同じであったが、最後の一節は特に伊藤に対する働きかけであった。

井上がまず立憲政の節目の要について、「一日、宰執進退、不可以任民議所左右、二日、徵稅之權、未可以專委民議」（注21）として挙げていた。これが、上述した意見書の強調した重点であることは、再び言を重ねる必要がないと思う。しかし、これまでの岩倉に提出した意見書で見られなかったほどつよく働きかけた意志から、井上の伊藤に対する憲法担当者としての期待が見られると思う。最後の一節において井上は次のように訴えた。

「以上所陳、乃立憲節目之肯綮、得失之幾、間不容髮、漫然放手、不可復回、總此二項、料理得宜、毅窃謂、憲法可及今而設焉、議會可及早而開焉、何耶、以早焉之便于収攬、而遲焉之難于結束也、失此二項、付之他人之手、

毅窃謂、憲法不可以設焉、議會不可以開焉、其遲焉、猶且不可、而況早焉乎、抑立憲大事、兒輩何知、顧毅辱閣下之知、多年于此、非苟佞于当路者、閣下所諒、既為國謀、又為民謀、窃謂、無以易此、惟一身眇然、失頼于衆口、久矣、再以此說、獲罪于世、亦所不辭、披肝瀝膽、心事如火、聊以自殫、非有他也」。(注22)すなわち、伊藤に時機を失わず、速やかにプロイセン流の憲法を起草し、国会を開設すべきだと懇請していたのである。

このような井上と伊藤の関係について、『伊藤博文伝』には次のような記述がある。「明治十二年末より同十四年に亙り、諸参議が勅命に依り立憲政体に関する意見書を奉呈するや、議区々にして帰一する所なく、殊に大隈の英国式議會制度採用意見の上奏に困り、廟堂に一大波瀾を惹起するに至りしかば、公(伊藤一引用者)は憲法制定の前途を憂慮し、快々として楽しまざりしが、従来最も深く公の信任を蒙り、公に心服せる太政官大書記官

井上毅は、この際、公の自ら奮起して憲法起草の任に当るを緊要とし、自分も亦死力を尽して犬馬の勞を執らんと欲し」（注23）次の書簡を伊藤に寄せて、「その意を述べて懇切に懇懇する所あった。

先日は御寛話被賜并喜奉存候。時事漸く變局を現はし、安危の機實に今日に在り。後日風雨震雷交至るの日、生命を犠牲に供するも以て挽回すること能はざるもの、今日に在りて或は一挙手の間に運動轉化すべきもの有之、仰ぎ願くば、明公織芥の瑣事を放却せられ、進で自ら御負担有之、以て戊辰以来の九仞の大業を一簣に成就し給はんことを。若し今日是を么麼無識の徒に委し、局面粗成の後には進退を以て是を争ふも已に不可救と存候。

明公果して自進して丘陵の勢に據り、上流必争の位置を占め、担当尽瘁可被成賢慮に候はゞ、劣々小生が如きも、兼て性弱く謗を得候事遺憾に存候砌に付、此節は必死を

期して微力を致し度志願に堪へず候。勿論  
変乱の時機は已に熟せりと存候へば、是等  
は今更申上候迄も無之候。窃に明公の為に  
謀るに、

第一、憲法取調の大事を自ら御負担有之  
度候。尤三大臣中主任の人可有之歟。

第二、第一の方法若し非なりとならば、  
退て密かに一部の私擬憲法を草創し御  
上奏有之度候。

此二件の内必ず其一に出でられ候事、一步  
も譲るべからざるものと奉存候。

若し明公に於て今日蹙起逡巡せられ、大業  
起手他人の掌中に落ち候様の事有之候は、  
小生輩實に頼む所なし。先日来宿病の為  
めに悩まされ、世用に通ぜず、旁々官を辞  
して熊本の一人民となり、朋輩と共力団結  
し、報國の微志を表明するの心得に御座候  
。此事予め言明いたし候。畢境為知己妄言  
、あしからず御配慮被下度候。再拜。

七月二日（明治十四年）

伊藤参議殿閣下

井上 毅

再申、先日巖右府の求需に応じ拵候欽定憲法考、奉供貴覧候。此書面御一覽の後速に丙丁に附せられ候はゞ大幸奉存候。

右大臣家より参議中両三員取調掛と為す云々下問有之候節は、小生は右不可然と上答可仕候。其意は不費多言。」

(注 2 4)

この書簡から、井上が伊藤を強く押した裏には、自分の憲法主義の実現を伊藤に託するという大きな期待が見られる。

以上から見られるように、井上毅が明治十四政変で積極的に大隈と福沢一派を排斥しようとした最大の理由は、やはり明治国家の立憲体制はイギリス流の急進的議院内閣制を取るか、或いはプロイセン流の漸進的立憲君主制に行くかという憲法上の主義の選択問題である。上述したように、井上の憲法思想、並

びに彼の一贯した国家社会の秩序への配慮に基づく国体と漸進主義への執着は、彼の憲法主義がどうしてもイギリス式の急進的議院内閣制とは相容れないものであることを示している。ゆえに、この時期の井上と伊藤の憲法主義上の同調は、井上にとっては当然の選択であるのに対して、伊藤の方から見ると、主義上の選択というより、むしろ彼が政治上の派閥の利害関係からの考慮や政治的ヘゲモニーのあり方に基づいた選択をしたものであることは、否定しがたいと思う。伊藤の考え方については、次の例から見れば明らかである。明治十三年十二月政府が新聞の発行を企て、伊藤と井上馨・大隈三人が福沢と会談し、福沢にそれを引き受けるよう勧めていたことである（注25）。そして彼らの説得によって、「福沢はイギリス流の政党政治を採用し、当時の政府の連中を有力な政党となして政権を維持させようとの彼の宿志に、大体大隈、井上、伊藤三人の考えは合致していると考えて、

政府の計画した新聞紙発行の事を承諾したのであった」（注26）。つまり、当時の伊藤はあながち政党政治に反対したわけではなかった。そして、その後の伊藤の転向は、やはり憲法についての主義上の選択より、政治上の利害関係における主導権のあり方に基づく選択であったことが考えられると思う。

前述した通りに、井上の天皇大権についての基本的な考慮は、天皇の「宰相執政ヲ選任スル」権利である。これは、前節で述べてきた井上の伝統的な治者の観念から見れば、当然の考慮である。なぜなら、井上の国学的国体論によれば、官僚は公共権力である国家の官僚でありながら、天皇の官僚にもなる。そして、天皇は公的にしか存在しえないという論理から見れば、国の秩序を維持するために、治者としての君主と官僚を一体にしなければならぬ。ゆえに、君主としての天皇が自分の官僚を選ぶ権能を有することは天皇の大権として基本的なものであるとする考慮は当然

である。なお、前節にも述べてきたように、近代化の課題に直面した明治国家にとって、国学的君主を憲法上に持ち出した時、近代的法制に馴染まない非合理的部分を取り除こうとすれば、近代的法制に適應させるための大臣の補弼責任制が必要になってきたが、大臣の責任制についても、前述したように、井上が「内閣ハ容易ニ議院ノ攻撃ヲ致シ交替頻煩一ノ争区トナル」という政治上の不安定性の理由、及び現任内閣各省長次官全部更迭するとしても後任に其人を得ず百揆曠廢するに至るといふ恐れの考慮に基づいて、「大臣執政ノ責任ハ根本ノ大政ニ係ル者ヲ除ク外、主管之事務ニ付各自之責任ニ歸シ連帯責任之法ニ依ラザル事」を主張し、英国の連帯責任制に反対したのである。

井上の宮府一体論についての考え方は、明治十四年政変前の明治十二年の「条岩両公封事」で、すでに提出していたのである。次はその内容の大要である。

「一、御親裁ノ實ヲ舉サセラル、事、

御踐祚ノ初ニハ、猶御幼沖ニ在ラセ  
ラレ、臣等不肖ノ身ヲ以テ黽勉シテ  
大政ニ従事シタリシモ、今 聖徳夙  
成、臣等 当ニ退テ百僚ト共ニ謹テ成  
命ヲ仰クヘシ、臣等伏シテ願フ、

( 中 略 )

一、諸官分任ノ責ヲ重クセラル、事、

今ノ参議、諸省卿ハ皆中興ノ元勳、  
新進輕浮ノ徒ニ非ス、臣等伏思フ明  
君ハ事ヲ統ヘテ事ヲ執ラス、尋常ノ  
政務ハ、舉ケテ之ヲ省閣ニ任シ、  
而シテ其成ルヲ責ルノミ、伏シテ願  
クハ、

皇上陛下賢ニ任シテ疑ハズ、過ヲ略  
シテ功ヲ使ヒ玉ヒ、而シテ宮府ニ体  
、政コト多門ニ出ルノ弊ヲ防キ、事  
大小トナク、聖旨ノ在ル所ハ必ス其  
主任ノ長官ヲ召シテ、親シク之ヲ訓  
諭シ玉ヒ、事聖旨ニ副ハザルカ如キ

アラハ、亦親シク問訊ヲ賜ハ、實ニ  
臣民ノ幸福ナラシ、若シ或ハ廟議ノ  
外、侍御ノ臣別ニ聖旨ヲ奉スルカ如  
キアリテ、万一中外ニ漏洩セハ、毫  
釐千里其害勝テ謂フベカラザルモノ  
アラン、此事夙ニ 聖鑑洞察ノ下ニ  
在リ、但タ臣等区々一タヒ陛下ノ為  
ニ之ヲ挙クルノミ」(注27)

明治十四年の「憲法制定意見案」で、井上  
は「家道ヲ以テ國ヲ統フ」という日本の伝統  
的天皇統治の君主制について次のように述べて  
いた。「我国上古『皇家』相伝フルノ道、  
名分大義炳トシテ日星ノ如シ。此レ乃チ國ト  
俱ニ存亡スル者ニシテ、特ニ之ヲ変スヘカラ  
ザルノミナラズ、又之ヲ変スルコトヲ思フ者  
ナキハ、世ノ謀ラズシテ同キ所ナリ、試ニ之  
ヲ歴挙センニ、一ニ曰、君令シ、臣従フ、二  
ニ曰、大政一君ニ統ヘ『輔クルニ官僚ヲ以テ  
ス』、三ニ曰、君統ハ男系ヲ以テシテ女系ヲ  
以テセズ、四ニ曰、嫡庶ニ先タチ長幼ニ先タ

ツ、五ニ曰、君徳ハ文武ヲ并ス、六ニ曰、人  
臣上ヲ僭スルヲ逆トシ、國ニ典型アリ、<sup>(マ)</sup>ニ  
曰、民ノ皇孫ニ服事スルハ猶皇祖ニ事フルカ  
如ク、万世渝ハルコト無シ、七ニ曰、祖宗考  
ノ祭ヲ敬シ、孝ヲ以テ治ヲ為ス、蓋凡ソ此ノ  
類元氣ノ涵ス所、大化ノ養フ所、数千年ニ涉  
リ、深ク人心ニ入ル『乃國祚國脈ノ係ル所ナ  
リ』、若シ『一モ』之ヲ動ス者アラハ、根本  
一タヒ動キテ幹木立トコロニ枯レン」(注2  
8)。そして、欧州の立憲の制を取り入れ、  
かつこのような国体を存続させるために、宮  
府一体の政体を行なわなければならない理由  
について、次のように述べていた。「政体ノ  
『欧州諸国ト』彼此其趣ヲ同クセザル者、其  
大綱ヲ宮府ノ一体トス。欧州諸国ニ在テ宰相  
ノ會議ハ、国王之ニ臨御セズ。特ニ之ニ臨御  
セザルノミナラズ、之ニ臨御スルハ以テ憲法  
ノ精御<sup>(マ)</sup>ニ乖ク者トス。我国上古以来、天皇朝  
ニ臨ミ、政ヲ聴クヲ以テ相沿ルノ大儀トシ、  
維新以来大政官ノ職制ヲ定メテ天皇親臨ノ所

トナシ、十一年以来更ニ大政官ヲ赤坂ノ離宮ニ移シ、以テ宮府一体ノ義ヲ実行スルコトヲ務メタリ。将来憲法制定ノ日ニ至リ、知ラズ古道ヲ保守シテ以永遠相繼クノ大猷ト為サントスル」(注29)。

前述したように、このような宮府一体論は井上の伝統的な治者の観念に基づいたものである。政変後の政治状況の変化につれて、井上のこのような宮府一体論が変っていくかどうか。そして、伊藤もこのような宮府一体論を持ち続けているかどうかなどの問題について、明治十四年以降の二人の天皇観の変化から検討していきたいと思う。

### (3) 明治十四年政変後における井上毅の憲法主張と宮府一体論

#### 1. 明治十四年時期における宮中関係と岩倉 — 井上 — 伊藤の天皇観

明治十四年政変において、大隈罷免、国会開設の詔勅を公にすることが行なわれたあと、官制の改革も行なわれていた。この官制の改革問題こそ政変のしめくくりである。明治十四年十月二十一日「太政官官制の改正が発表されて、内閣と諸省が再び旧に復して参議の諸省卿兼任制となり、新たに参事院が設けられた。そしてこの改革によって伊藤が自ら参議兼参事院の議長にすわって、事実上内閣の首班に立つにいたった、内閣の顔ぶれは、長が五名、薩が六名、土が二名、肥が二名という割合であるから、政府の実権は全く薩長に帰して、土肥はばん食的地位を保つにすぎない結果となった」（注30）。伊藤はこの政変によって、絶大な権力をかち得た。その蔭での井上毅の工作と支えは伊藤の勝利の一大要素と言っても過言ではないと思う。井上毅もこの政変によって、新設の参事院、自ら創設の企画に関与したこの新設の役所に入って、伊藤議長の下で議官となり、極めて重要な地

位をかち得た。

明治十四年政変後明治十五年にかけて、井上毅は憲法問題の調査を続けていた。この時期において、主権その他憲法の諸原則の問題についての論争が盛んになった。井上もこの主権問題に関する激しい論争に加わっている。明治十四年後半に主権論争が新聞紙上で始まった。同年九月、盛んになった自由民権説に対抗するため、熊本の国権主義者佐々友房らが井上毅・安場保和らと謀って、勤王国体を主義とする紫溟会を結成した。当時同会の主旨を起草したのが井上毅である。その主旨において、第一節の井上の國体論ですでに検討したように、井上はまず欧州に発していた国民主権論の恐るべき破壊力を述べ、その過激な政論が社会の転覆と国家の滅亡を導く危険性を憂慮する理由で、徹底的に立憲君主制を主張し、共和主義を排撃したのである。井上は憲法問題を調査する際にも、主権問題について、特にドイツの主権論を尊重したのであ

る。この点について、井上の遺稿集である梧陰存稿の「主権論序」を見ると、次の通りである。「距今百有余年、仏國有蘆鎖氏者而起、憤世矯俗、放言自快、所著之書、巧刺衝心神、使人去恭敬馴服之志、有激昂不羈之意、聞者攘臂而起、万口響應、要其所說、謂主権在民不在君、民意之所同、可以作法、亦可以敗法、可以奉君、亦可以廢君、顛覆為天権、違衆為悖逆、蓋古今立言之流、未有如蘆鎖氏強悍而且痛快者也、世運<sup>(22)</sup>寢變、人心思亂、民主之說、入人之易、如湯沃雪、及其漸風靡一世、有熱心欲以試之於事實者、有乘機煽亂、藉為口實者、壞舊創新、遂至以架空之理論、揭為典章、名為万世不磨之基、仏國千七百九拾一年憲法曰、主権之大本確存国民、何人非出於国民、不得行政権、白耳義、立王之國也、其憲法仍曰、諸般政権、出於国民、是即蘆鎖之說、其施之於事實者如此也」(注31)とまず歴史的<sup>;</sup>事実としてのルソーの国民主権説を述べている。そして「大別寰宇之歴史為古今、其變

古為今者、蘆鎖氏之力、蓋居第一焉、而其毒之慘、亦未有如蘆鎖氏甚者也、氏之說一試於仏國、人漸厭其禍、論政者亦且心醉其理論、且恐其說太偏、有害于治安、於是乎稍折衷兩間、斟酌理勢、為平和之說、以謀調停、外恥稱為氏之徒、排擊其說、至罵氏為狂、而自局外大觀、則百年學者、拳皆為氏之所籠絡、立論仍在其範圍中、而不自知耳、至若夫分主權於君民之間之說、即正出調停居仲者、左視右顧、兩兩系屬之意、巧而且婉、故其說行於世尤廣且久、數年之間、得占勝於論壇、是亦謬之尤甚者耳、抑主權不可分也、國譬則一生活體也、主權譬則其首領也、未有首領兩分、不喪其生者、如主權分割之說、愈出而愈悖於理、蓋真是之難認如是也」(注32)と主權の分割に反対する。これは明治十九年井上毅が憲法を起草した時に主張した「主權不分割論」と同じであることが明らかに見られる。「隣於仏國、而不染其說者、獨為獨逸各國、獨逸各國憲法、以明文維持其主權、巴威國憲曰、

國王為國之首長、國王總覽竅上國權、而從憲法所定約束施行之、維丁堡國憲曰、國王為國之首長、國王總攬諸般主權、而依憲法所定約束施行之、此則獨逸人之論國體、與仏蘭西及白耳義、夔異其撰、而其學士所論、多可採者、不獨排蘆鎖、孟的斯鳩之說無所遺、斥糊塗兩涉之論、亦無所容匿、蓋摘發百年之狂謬、警覺生民耳目、其功豈尠少乎哉」(注33)と独りルソーの説に染まないドイツ各國に対して、好意を示しているのである。この時期の憲法調査での主権問題については、井上はドイツの主権論に影響され、國王が國の元首であり一切の国權を總攬するような君主主権を主張するのである。

一方明治十四年政変後、主権論争が盛んになると同時に、宮中問題も一つの重点となっていた。明治十四年政変は薩長派對大隈一福沢民権派の競合であっただけではなく、宮中派を中心とする中正党の動きも極めて重要な要素である。この点について、大久保氏は次

のように指摘する。「明治十四年の政変は、この中正派の側面攻撃によってかえって促進されたといっている。してみると大隈の反伊藤的の行動よりも、この中正派の攻撃の方がむしろ政変の直接的な動因であったと解することもできるのである。それゆえこの中正派の運動は、政変史の上で相当重要視しなければならない」（注34）。中正派というのは、元老院一派が佐々木高行を先頭に、宮廷内の元田永孚、それから鳥尾小弥太、曾我祐準、三浦梧楼等の將軍一派が、薩長派に同調するのでもなければ、民権派の味方でもなく、中正の立場から政府の不正を責めるというので、かれらは自ら中正党と唱えた。かれらは政府を攻撃するとともに、民権派に対しても反感を持っていたのである。佐々木・元田らは明治十一年の侍補の親政運動以来、岩倉－薩長派と対立するようになった。しかも、岩倉－伊藤も国憲問題で元老院と対立していた。この対立が薩派の黒田に起因した官有物払下事

件の攻撃となったのである。そして、黒田の行動を非難するだけではなく、「反対の大隈が行動も正しくない。福沢等と結び粗暴なる民権家の力を藉りて一身を保護し、三菱会社と手を握りて私利を図らんとする心事は宜しくない」（注35）と大隈をも攻撃している。このような中正派は、一方で民権派の急進的行動を非難するが、本当の敵はむしろ薩長藩閥の独裁であった。「この派の標榜する『中正』の二字には反薩長の意識がつよく伏在するのである。そこで薩長派は足許から強敵が出現したので、大隈を犠牲してもその独裁を強化しなければならなかった」（注36）。

この中正派が伊藤ら薩長派にとって、恐るべき存在であった原因は、天皇の彼らに対する信任である。周知のとおり、侍補グループの天皇親政運動については、明治十二年岩倉・伊藤らによれば侍補はあくまで宮中内部で天皇の徳育にあたるもので、政策決定の機密に関与すれば『宮中・府中の別』の原則に違

反するといふ理由で、侍補制度を廃止することによって、封じられた。しかし、天皇と侍補グループの関係は親政運動の失敗によって、疎遠になったわけでもなかった。侍補が廃止された時、天皇は元田に対して「将来も在職中の心を以て裨補の意見あらば建言せよ」（注37）と勅諭し、佐々木・吉井・土方の三人にも同様の待遇を与えた。すなわち、侍補廃止にもかかわらず、天皇と侍補グループとの信頼関係がなお維持し続けられている。それに、この事件以後、天皇の国政への発言はむしろ急速に質量ともに増えてきた。明治十三年以降の閣内を二分して争われた外債論及び米納論は「内閣レベルでは調整がつかず、最終的には『宮中』に政策決定が上昇し、天皇の勅諭という形で決裁された。しかもその際、天皇は単なる形式的な裁可者としてではなく、実質的な決定者として登場し、宮中派も天皇のインフォーマルな顧問として重要な役割を演じた。つまり、『宮中』が内閣から

自立した政治意思をもつ主体として浮上し、政策決定の中心となったのである。そして、このような構造の変化を背景に、天皇および宮中派は、従来よりもいっそう政治に意欲的になった」（注38）。このような宮中の政治的活性化は、岩倉や伊藤にとって警戒すべき状態になってきたのである。なぜなら、岩倉はあくまでも太政官制の下で、大臣を主導とする輔弼体制を維持しようとするので、宮中派の政治への発言力は直接に岩倉の地位を脅かしてくるのであると感じた。そして、伊藤が望ましいとする天皇像は、内閣の一元的輔弼を前提とする象徴的な指導者であるので、天皇が自ら政治的意欲を持つことと宮中派が政治に介入することは伊藤にとって、危惧すべき状態である。このことが明治十四年政変において、中正派の存在が薩長派にとって、大問題であった理由である。

しかし、このような宮中の政治的影響力の増大は、藩閥対立に政策対立が交錯して内閣

の内訌が深まったからであった。ゆえに、薩長派の大隈排撃の猛運動が内閣の統合と求心力の増強を求める一つ的手段となった。政変後、宮中問題の処理は主導権を握った伊藤にとって、重要な課題となってくるのである。そして、宮中の制度化問題と並列して、内閣の権力集中も必要な課題となっているのである。すなわち、伊藤が内閣の輔弼を前提にして、天皇との一体化を実現し内閣の政策決定の一元的主体を確立するためには、宮中や太政官制の組織変革をも含む大規模な統治機構の改革が必要となってきた。しかし、薩長派内部にもそれぞれの思惑があったし、政策の実行はなかなか伊藤の望んだ方向へ運んで行かなかった。まず、明治十三年以来宮中の制度化問題に関しては、伊藤はまず元老院改革の前提である華族制度の改革から着手しようとした（注39）が、岩倉と井上毅の反対でうまくいかなかった。井上毅は士族の社会的地位の下落が社会秩序に大きく影響すること

を配慮して、「華族の現称を廃し五等爵を設くる之事に付、議すべき者あり」（注40）と反対の意を表した。岩倉も「伊藤小生大議論に涉り、よほど紛紜有之候末、其後無沙汰之処、今般各三木（参議）建言中、爵位之事有之候より頻りに切迫返答催促御座候、小分には有害益なき而已ならず、華族士族人民等より笑を来而已ならず、怨を請候事に相違無之と確信候」（注41）と堅く反対したのである。

また、宮中の制度改革と並んで内閣制度の改革問題について、明治十四年九月十四日伊藤は井上毅宛ての書簡で次のように述べていた。「内閣組織ノ儀ニ付愚考ヲ抱キ居申候ニ付、乍杜撰左ニ大意相認汚貴聴候、国会開設之時続ヲ公布シ、愈其設備ニ取掛候事ニ至候ヘハ、朝令暮改杯之頻弊ヲ顧慮スルニ暇アラサルコトニ付、公布発表之後、直ニ参議之名称ヲ被廃、各省ノ卿ヲ以テ内閣ヲ組織スルコトニ取極置度、且内閣之下ニ所謂参事院ナル

者ヲ設ケ、今ノ各部ヲ廃シ、其事務ハ悉皆参事院ニ引継、以前ノ左院ノ様ナル者ニ復スル見込ナリ、此儀ハ聊姑息ヲ不免様御察も可有之候へ共、人配リ等ニ頗難渋有之、不得止之一策ニ御座候、又事実上必ス其益ナキトキハ不被考、果シテ此儀ヲ挙行スルニ至レハ、元老参事両院長ヲ今ノ参議ヨリ一人宛長ヲ引受ケサセ、至テ都合ヨキコトニ被考候、往々官員ノ内ニモ内閣ノ人員ヲ減スルノ論有之候へ共、是ハ小子見込ニテハ反对之点ニアリ、閣員ヲ減スルハ今ノ得策ニ非ス、故ニ内閣ハ、太政大臣、左右大臣、各省卿、元老参事両院ノ長、参謀部長ヲ入ル、カ不入乎、欧州各国之内閣組織方ニモ、<sup>(22)</sup>ケ様奇妙ナル内閣ハ無之ト、一時ハ人ノ笑柄ト相成候歟モ不被測候へ共、時ニ取リテ不得止者カト存候間、得ト御思案被下度、為其勿々不尽」(注42)と明らかに、太政官制の組織変革の必要性和内閣制度の導入を主張したのである。すなわち、伊藤は大臣と参議の権限を対等にする内閣制

度を創設しようと考えているのである。この点について、井上毅は伊藤と同調するようになる。現在の太政官制は、井上にとっても改革すべきであった。その理由について、明治十四年九月二十一日の「内閣職制意見」で井上は次のように述べている。「従前各省ヨリ大政大臣へ当テ伺書ヲ以テ指令ヲ取候者、即チ大寶制之精神ニヨリ諸省ハ大政官ノ分司タル政体之遺物歟ト存候、今度諸省卿即チ内閣タル之新制ヲ被用候、上ハ太政官ナル一個ノ最上等官府アルニアラズ、故ニ以後太政官指令之制ハ被廢可然歟、而シテ諸省卿其主任ノ事務内閣ノ会議ヲ経ベク、又皇上陛下之制可ヲ得ベキモノ、又元老院之会議参議院之議可ヲ経ベキモノト思惟スル時ハ、自ラ署名セル文書ヲ懐キ内閣ニ提出スルニ過キザルベシ、従前書記官流ノ文書政事ハ一変イタシ度事ト奉存候、右ノ文書ニ対シ大臣ハ指令ニアラスシテ、即チ他ノ内閣員ト同シク是ニ可否ノ画押アルニ止マルベシ、此ノ如クナラザレバ以

テ諸省卿ノ責任ヲ重クスルニ足ラザラン歟」

(注43)と太政官制の「書記官流の文書政事」の非効率を指摘する。しかし、伊藤の内閣制度改革の主張は井上の支持を受けても、岩倉の納得が得られなかったのである。岩倉はあくまでも大臣主導の立憲政体を望んでいるので、伊藤の大臣と参議との平等化を図る内閣制度改革構想に対して、終始同意しがたいのである。このように、元老院改革問題でも、内閣制度改革でも、伊藤と岩倉の間に深刻な対立が生じたのである。

総合して見れば、明治十四年政変において、井上毅を媒介にして、岩倉－井上－伊藤というトリオが形成され、大隈に対する共同作戦で成功した。しかし、三人はそれぞれ違った政治構想と思惑を持っていたから、その結合はあくまでも一時的なものであった。岩倉は井上毅の推進したプロイセン型の立憲君主制に同意にしたにしても、彼はあくまでも大臣を主導とする太政官制型の立憲君主制を望ん

でいたのである。また、華族・士族・平民という伝統的秩序に対して、岩倉は終始強くこれを守る姿勢を見せた。ゆえに、井上毅の国体と社会秩序を保護するための漸進主義は、岩倉の心をとらえるようになったのに対して、岩倉が宮中の政治活性化の問題で、伊藤との間に共同戦線を形成したにもかかわらず、伊藤の狙った内閣制度の改革と元老院の改革に対しては、井上は強く反対する立場に立つようになった。井上毅の場合は、岩倉や伊藤と違って、政策決定者の立場ではなく、一人の書記官であるから、政治的力関係と勢力の縄張りに対する考慮よりむしろ自分の政治理想や主義に対して、ある種の執着を持っていたのである。井上毅の政治思想と言え、前述してきたとおりに、伝統的秩序を守ろうとする一方、欧米と並ぶような近代的国家の建設をも望んでいたのである。ゆえに、伊藤の華族制度の改革に反対していたにもかかわらず、近代的国家になるための内閣制度の改革に対

しては、伊藤と同調するようになった。ところで、前述したように、井上毅は憲法の主義上の問題について、プロイセンの立憲君主制に固執し、イギリス型の議院内閣制に対して終始敵対姿勢を貫いている。これはやはり井上の伝統的国体秩序に基づいた考慮である。しかし、伊藤の方は、ある面から見れば、岩倉と井上よりも近代的精神を持っているのである。すなわち、伊藤は国体的秩序への重視より、むしろ近代的政治体制の整備に精力を注いでいるのである。言い換えれば、伊藤は自分の国体観を持たないせいか、彼にとって伝統的重荷はかえって捨てやすいものだったかも知れない。そして、国家を建設する時、主義上のイデオロギー問題への考慮より、伊藤はむしろ現実的な政治運営上の行政問題に重点を置いていたことが想像しうらと思う。

三人がお互いに異なる政治観念を持っていても、万世一系の天皇制と明治国家の王政復古の原則、「天皇親政」というスローガン

では同じである。ところが、天皇親政という意味について、三人は必ずしも同じ解釈ではなかった。岩倉にとって最も望ましい天皇親政の形は、「一、三大臣は同心協力して輔弼の責に任じ、万機一途に出でて、大権の下に移らざることに注意すべきこと。一、参議は則ち字義の如く、枢機に参議して各意見を述べしめ、三大臣協和、其利害得失を審思熟考して之を決し、而る後に奏聞宸裁を仰ぐ。然る上は、己れの所見に異なる所あるも、之を遵守し、更に異議を挟むべからざること」（注44）である。すなわち、天皇が国家意志の最終的決定者であるが、政治的責任を負っているのは、輔弼者としての三大臣である。しかし、天皇が最終的決裁を下す前に、その決定を参議からなる内閣で十分検討し、これを三大臣がまとめて奏聞するという手続きを経なければならない。そして、天皇が一旦決裁すれば、その決定は、理非を超えた絶対的なものであり、皆はそれを遵守しなければならない

ない。これはすなわち岩倉の望んでいる大臣を主導とする絶対主義的君主制である。しかし、近代的官僚の思想を持っている伊藤の望んでいる天皇親政は、あくまでも天皇は内閣の一元的輔弼のもとでの象徴的国家意志の決定者である。これはある種の天皇機関説の考えである。しかし、終始自分の政治思想と主義を持っていた井上毅は、前近代的官僚の儒学的道徳を持ちながら、近代的官僚の考え方もそなえているので、その天皇親政は、前述したようなプロイセン式の立憲君主制であると同時に、侍補たちに近いような徳治主義も持ち合わせていると思われる。すなわち、井上の持っている天皇像は儒学的・国学的君主像であると同時に、近代的政治君主でもあったのである。

## 2. 皇室財産の設定問題と井上毅の宮府一体論

政変後、宮中の制度上の問題はほかの内政

改革の問題と同じように、重要視されていた。  
明治十五年三月三日から明治十六年八月三日  
までの間、伊藤は憲法調査のために欧州に出  
掛けた。この伊藤の留守中の明治十五年十二  
月、華族と元老院問題で伊藤と対立していた  
岩倉は、華族の民権派への接近を危惧するゆ  
えに、宮中に内規取調局を設け、自ら華族制  
度の改革に取り掛かっていた。しかし、それ  
はあくまでも伝統的な社会秩序への再確認、  
そして再生産をしようとしたものであった。  
すなわち、伝統的国体秩序を守るための皇室  
制度への改革である。

伊藤は帰国してから、ただちに立憲政治開  
始の準備としてまず内政改革に着手した。岩  
倉死後半年、明治十六年十二月十八日内規取  
調局が廃止され、伊藤は宮中改革の問題を憲  
法その他諸制度の調査と並行させるために、  
明治十七年三月十七日制度取調局を創設し、  
本格的に宮中の改革に取り組んだ。その改革  
政策の中で最も重要なのは、宮中の財政問題

である。すなわち、皇室の私有財産の設定の問題である。

この問題が皇室の位置付けないし天皇の統治権の問題とかかかわっているゆえに、この皇室財産の設定問題をめぐる論争から、政府の政策決定者らの天皇観も明るみに出てくると思う。これまで、明治十四年政変中においての岩倉－井上－伊藤の関係とその連携関係下においてのお互いの対立、及び天皇に対するそれぞれの思惑の違いについて検討してきた。次には彼らの天皇観の相違は皇室の財産問題をめぐって、どう表われてくるか、そして井上毅はその中でどんな特殊性を持っていたのか、について論じてみたいと思う。皇室財産の設定問題とそれにかかわる天皇統治権の問題について、鈴木正幸「皇室財産論考」（注45）ではすでに詳しく論証されているから、この問題に関して、鈴木氏の論文を参照しながら、検討しようと思う。

伊藤は憲法調査のため欧州へ行くまで、政

治の運営については現実面の力関係に重点を置いていたため、まだ自分なりの憲法思想と主義を持っていなかった。ゆえに、明治十五年までの伊藤の政治主張はまだいろいろな変化の要素を持っていたのである。しかし、それに対して、井上毅の政治理念はその国体観を基盤として築かれてきたものであるから、政策の変化に応じて変るところはあるかも知れないが、彼の基本的な政治理念と主張は終始一貫しているのである。

明治十四年政変まで、伊藤と井上が同じような宮府一体論を持っていたかのように見えるが、政変後だんだん変化の兆しが見えてくるようになる。まず、明治十五年七月の『明治天皇紀』から見れば、次のような兆候が出てくる。

「是の年二月参議伊藤博文皇有地設定の議を閣議に上る、曰く、我国は建国の体に由りて地に皇有・官有を分たず、単に官有地の目ありて皇有地の目なし、然れど

も法理的に之れを論ずれば、官有地の中諸官衙の用地及び河港・道路・堤塘等公共一般の關係を有するもの、即ち公権に關する地は之れを国有地と爲し、山林・原野等私権に關するものは皇有地と爲すべし、但し私権に關するものと雖も、山野荒蕪地等にして、民業勸奨に必要なる土地は之れを国有地に属すべし、若し今にして皇有・官有の制を定めずんば、他年世態の沿革に随ひ、或は皇有の實を失ふの虞なきを保せず、故に此の際事實に基づき、土地の所有權を皇有・国有・民有の三種に區別し、各々之れが管理の方法を設くべしと、閣議は此の議を採納せりと雖も、皇有地を設置する方法・順序等に至りては、尚攻究を経ざるべからずとし、其の議を参事院に付す、既にして右大臣岩倉具視の皇室財産設定に關する建議等の提出せらるゝあり、仍りて有朋、博文の議を採り、多年の懸案たる皇

有地設定の議を速かに決定せんとし、是の日参事院総会議を開き、之れに付するに、先づ明治七年改定の地所名称の中、官有地の称を廃し、更に御有地・官有地と為すの議を以てす、其の議に曰く、欧州諸帝国は政府の外に帝室に属する土地財産ありて、全く其の私有に帰し、立法・行政両部の外に立ち、帝室は之れに資つて其の臣民に非常の恩典を施し、教育を奨励し道徳を涵養し、以て皇基を鞏固ならしめ、帝徳を億兆に光被せしむ、我が皇室に於ても宜しく此の例に倣ひて、御有地を確定すべしと、然れども参事院会議は容易に是の議を可とせず、反対の二説現はる、乃ち其の一に曰く、我が国未だ曾て帝室と官とを分たず、地の苟くも称して官有と云ふ、何れか帝室の御有にあらざるなからん、今遽かに之れを分離せんとするは、抑々何の必要に基づくか、天皇の外に別に官なる一所有主を設

け、以て天皇の御有地と之れが區別を為さんと欲するが如きは、君主國に於て為すべからざるなり、若し仮に之れを區別せんとするも、何れの地を御有とし、何れの地を官有とするか、之れを別ちて御有少きに失するあらば、以て官費を償ふにらず、供御或は乏しきを告ぐるなきを保せず、不臣の責誰か之れを受くるものぞ、御有多きに過ぐれば、国会開設の日に臨みて、議員等は其の議及権ある官有地の僅少なるを慨し、却りて御有地を減削するに至ることあらんも測るべからず、殷鑑、日耳曼にあり、区分の困難なること知るべきのみ、然るに今之れが土地の種類を示さず、区分の方法を定めずして、唯名称のみを定めんとするは、畢竟本案の不整不備なるを示すものなり、廃棄するに如かずと、議官井上毅として之れを唱ふ」。 (注46)

すなわち、日本において帝室と官府はまだ

分離していない故に、皇有地の設定は必要ではないと井上が主張した。そして、皇有地を設定しようとする時、難しいところは、皇室の私有財産が少きに失することもできなければ、多きに過ぎることもできない。御有少きに失すれば、不臣の責がある。もし御有多きに過ぎれば、国会開設の日に臨んで、議員の議になることも警戒すべきだと論じていた。その内容から見れば、井上の国体観念に基づいた宮府一体の考えと皇室の神聖性・中立性を保とうとする意欲が窺える。前述したように、井上の伝統的国体秩序を重視することが、彼の岩倉と接近し得る大きな要素である。しかし、同じく伝統的国体の秩序観を持っている岩倉は、この皇室財産の問題で井上毅との間に、大きな相違を示しているのである。前の『明治天皇紀』も述べたように、伊藤がこの「皇有地の設定」の建議を提出する前に、岩倉はすでに皇室財産設定の建議を出した。それは明治十四年政変後の「皇室財産設定ノ

議」である。岩倉はその中で、積極的に皇室財産設定の必要性を述べていた。「我国今將ニ憲法ヲ建定セントセハ、先ツ皇室ノ基礎タル實質ヲ鞏固ニシテ以テ千万歳後大権動揺ノ弊ヲ今日ニ防遏セサル可ラス。皇室ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ道一ニシテ足ラスト雖、今日ニ於テ尤急務トナスモノ皇室ノ財産ヲ定ムルニ在リ。(中略)民権論次第ニ激進シ、憲法ノ明文其力ヲ實際ニ保ツコト能ハス、天子ト雖国会ニ左右セラレ、皇位ハ有レトモ無キカ如ク、大権遂ニ其鈞石ヲ失ヒ、万世不易ノ国体ヲ損シ、外ハ其侮ヲ受ケ、内ハ其民ヲ安ニスルコト能ハサルニ至ラン。此事ノ必無ヲ今日ニ保証スルハ甚々難シ。然レハ憲法ノ力ヲ保ツカ為メニハ、其實質即チ皇室ノ財産ヲ富贍ニシテ、陸海軍ノ經費等ハ悉皆皇室財産ノ歳入ヲ以テ支弁スルニ足ル可ラシムヘシ」(注47)

。しかし、岩倉は官有地の内から皇室私産を設定すべしというのではなかった。その「今ノ官有地ヲ挙テ悉皆皇室領トナスニ於テ誰カ

異議ヲ其間ニ挿ム者アランヤ」という官有地一括皇有地の主張は、「あたかもヨーロッパ絶対王政のごとく、国王直轄領収入を中心に政府を維持する半家産制国家を想定した」（注48）。井上毅は、岩倉のこのような「古典的絶対主義に近い構想の家産制的側面」に対して、次のように批判した。「書を具視に呈し、皇室自ら陸海軍を養ふが如きは、外国にも其の例がなく、斯かる巨額の皇室財産を有するは、却って百年の長計にあらず」（注49）と岩倉のような巨額の皇室財産の設定建議は外国に例がないだけではなく、長い目で見れば、日本にとっても適当なことではないと評していた。井上が「陸海軍ハ国家独立ノ基礎ニシテ、宜シク皇上ノ親シク主宰シ玉フ所タルヘシ」（注50）と主張していても、皇室自ら陸海軍を養うという巨額の皇室財産の設定には反対するのである。これは、やはり井上の近代的統治原理—統治権と所有権を区別すべきという認識から出たものであ

る。一八八三年四月、井上はその「土地所有考」で王土論的名分論に対して次のように批判した。

「明治六年ニ至リ地租改正を布告シ、嗣テ。八年ニ地券ヲ発行シ券面ニ所有ノ明文ヲ記載シ、又地所名称區別ヲ公布シタルヲ以テ、日本人民ハ全ク土地私有権ノ名実共ニ之ヲ得ルニ至レリ。然ルニ近来、議者ノ説ニ曰ク、日本ノ国土ハ天皇ノ御所有ナレバ、人民ニ土地私有権ヲ与フ可カラズ、人民ニ土地私有権ヲ与フル時ハ、皇室ノ日本国土ヲ管理シ玉フノ大権ヲ損スルナリト。其言固ヨリ愛国忠義ノ至情ニ出レハ、其意ハ深ク嘉スヘシト雖モ、是其一ヲ知テ未タ其二ヲ知ラス。所謂国土ノ義ニ暗キノ説ナリ。

抑人民ニ土地所有権ヲ与フルカタメニ、天皇ノ国土ヲ管領シ玉フ大権ニ於テ毫モ損スル所ナキハ、我国ノ文献ニ於テ。既ニ明カナルノミナラス、理論ヲ以テスル

モ、外国ノ例ニ拠ルモ、又万国公法ノ例ニ依ルモ、決シテ争フ可ラザルノ事タリ。」（注51）

ここは、明らかに天皇の国土においての「管理シ玉フ大権」と所有権を分けているのである。前にも論じたように、井上毅の国体観によれば、天皇の統治を近代的統治原理に合わせるために、天皇は公的なものしか意思しえない。言い換えれば、井上の論理によれば、天皇は私的な存在がありえないから、私有財産を持つことが論理的には成立しないのである。しかし、これと反対に岩倉の国体観から見れば、日本国は皇室の所有であり、大臣と官僚はすべて天皇の家臣となる。それは一種の家産制国体論である。したがって、井上と岩倉の最も違ったところは、やはり井上の近代的統治原理に対する認識である。すなわち、その近代的国家観念と融合する国体論は岩倉の保守的伝統主義の国体論と明らかに質の差を表しているのである。

しかし、岩倉との関係における状況と反対に、井上は近代的国家観念の面において、伊藤と接近するようになる。しかし、伊藤の方は井上のような体系的な国体論を持っていないために、伝統的国体観念の面において、両者が懸け離れる状態が時々現れてくるようになる。

前節ですでに述べたように、井上の国学的国体論に基づいた天皇制国家の官僚は公共権力である国家の官僚でありながら、天皇の官僚にもなる。だから、井上の天皇は公的にしか存在できないという論理から見れば、皇室と官府を一体にしなければならない。このような観念を持っている井上毅は、皇室財産の設定問題に面した時、その「官府一体論」を提出するようになった。一八八二年、官有地を割いて皇有地を設定しようとする参事院内務部案が出る時、井上は反論としてその「皇室財産意見案」を出すようになった。井上は彼の「官府一体論」をその意見案で次のよ

うに表現した。

「官有地ヲ分別シテ、更に皇有地又ハ御有地ノ名義ヲ設ケ、官ト皇トヲ區別スルニ至テハ、其我国ノ国体ニ重大ノ変態ヲ生スルノ關係アルノミナラス、独逸其他ノ模範ニ於テモ更ニ適當スル所アルヲ見ス我カ国現在ノ政体ハ、宮中府中ヲ一体トナシ、太政官即政府ハ天皇親臨ノ所ニシテ、皇室ノ外ニ政府ナシ。即チ皇ノ外ニ官ナキ也。此ノ政体ハ暗ニ独逸各國ノ憲法ト符節ヲ合セタルモノニテ、永遠不拔ノ制トイフモ可ナラン。

此ノ国体ニヨリ土地ニ於テモ官有地トハ即チ皇有地ノ謂ニシテ、決シテ二途アルニアラス。今、試ニ普通ノ人民ニ向テ、官有地トハ何等ノ性質ナルヤト問ハハ、其人思想<sup>(22)</sup>ヲ費スニ及ハスシテ、官有地トハ即チ王室ノ所有地ナル事ヲ答ヘ得ヘシ、何トナレハ、官トハ即チ王家ノ異名ナル事ヲ知ルハ、一般普通ノ意味ナレハ也

。然ルニ今コトサラニ官有地ノ外ニ別ニ皇有地或ハ御有地ノ名義ヲ設クル時ハ、従前ノ官有地ハ何人ノ所有トナル哉。官トハ国民公共ノ異名ナル哉。皇ト官トハ判然區別スヘキモノトスル哉。

土地ニ於テ既ニ皇ト官トニ分スル時ハ、政体ニ於テモ亦、帝室ト政府トヲ區別シ、判然兩体トナサ、ルコトヲ得サルヘシ。事此ニ至ラハ、我固有ノ政体ニ矛盾スルノミナラス、彼ノピスマルク氏カ学国ノ内閣ハ即チ帝王ノ内閣政府ニシテ、英国ノ政府ト其組織ヲ同クセストイヘル精神ト相背馳スルモノナリ。（中略）此度皇有地ノ件ハ、実ニ憲法上ニ重大ノ關係アルモノナレハ、願クハ精又精ヲ加ヘラレ、以テ異日不可追ノ悔ヲ遺スコト無カラシムコトヲ。」（注52）

ここで井上が皇有地の設定に反対する理由として、提出したのは官＝皇の論理である。そして、この官＝皇の論理に基づいた「宮中

府中ヲ一体」となす国体は近代的立憲体制にも適合できる「永遠不拔」ノ制であることを強調する。明らかに、井上が皇室の私有財産の設定に反対した最大の根拠は、やはり天皇が公的にしか存在し得ないという国体論にある。

しかし、井上は皇室財産の設定問題に限って、その「宮府一体論」を提出しただけではなく、明治十六年五月の参事院總會會議案となった刑法改正布告案に対して、井上がその「刑法改正意見案」を出した時、彼は次のように述べている。

「唯タ 皇室ニ対スル罪ト、国事犯トヲ兩別スルニ至テハ、實ニ建国ノ大義ニ乖キ、立憲ノ主義ニ戻リ、将来永遠ニ国体ト、相矛盾シ、不軌ノ徒ヲシテ、口実ヲ藉リ、邪説ノ資ト為スコトヲ得セシメントス、此レ乃チ断シテ改メザルヘカラザルナリ、今其理由ヲ詳論スルニ。

第一、百二十一条、政府ヲ転覆シ、邦土

ヲ僭窃シ、朝憲ヲ紊乱スルヲ以テ内乱ノ罪ト為ス、而シテ日本刑法訳ニ、朝憲ヲ紊乱スルノ句ヲ訳シテ『政府ニ於ケル皇帝ノ権利光榮ヲ滅スル』ト為ス、蓋政府ハ即チ天子ノ政府ニシテ、邦土ハ即チ天子ノ邦土、而シテ其朝憲ト謂ヘルハ、天子ノ朝憲ニ非スシテ何ソ、然ルニ内乱ノ罪トナシ、以テ皇室ニ対スルノ罪トナサズ、其不可一ナリ。

第二、各國ノ刑法、皆君主ヲ干犯スルノ罪ト、國ニ背キ乱ヲ作スノ罪トヲ以テ同一類ト為シ、或ハ一条ヲ以テ包括スル者アリ、或ハ条ヲ殊ニシテ節ヲ同クスル者アリ、此レ其故ハ、蓋シ、君主ノ身ヲ危クスルト、君主ノ位ヲ犯スト、其悖逆タルハ、則一ナリ、故ニ位ヲ犯ス者、亦皇室ニ対スルノ罪ニシテ、君主ヲ危クスル者、亦国事犯中ノ重キ者ナリ、夫レ政府ヲ転覆シ、朝憲ヲ紊乱スル者、君位ヲ危クスル者ニ非スシテ何ソ、而シテ独リ内

乱ノ罪トナシ、皇室ニ対スル罪ト別異ス、此レ其不可ニナリ。

第三、我国ノ政体ハ、宮中府中、共ニ一体ト為シ、大政官ハ、即チ天皇親臨ノ所ニシテ、皇室ト政府ト、曾テ兩岐アルニ非サルナリ、而シテ将来国憲制定ノ日、政府ヲ以テ皇室ニ属シ、政府ヲ以テ議院政党ニ属セザルヘキハ、蓋不易ノ理ナリ、今独り刑法ニ於テ、政府ヲ以テ、皇室ト区分シ、政府ヲ転覆スルノ事ヲ以テ、之ヲ内乱ニ属シテ、之ヲ皇室ヲ干犯スルノ罪トナサズ、此レ我カ政体ト相矛盾ス、其不可三ナリ。」（注53）

ここで、皇室に対する罪と国事犯を区別することに反対する理由は、やはりその皇＝官の論理である。そして、「政府ハ即チ天子ノ政府ニシテ、邦土ハ即チ天子ノ邦土」という表現から、井上の観念の中での天皇－政府－官僚の強い一体感が読み取れるようになる。また、将来国憲を制定しても、政府はやはり

皇室に属して、議院政党には属さないことの強調から、立憲君主制への執着と議院内閣制に対して一貫する反対姿勢が窺えるのである。

以上述べてきた井上の「宮府一体論」から見れば、井上の政治思想にとって、宮中・府中を一体とする政体は日本にとって、最も矛盾なく自然な政体である。そして、その最も適当な「宮府一体」の政体と合わせるため、憲法を制定する時、必ず「立憲君主制」を取らなければならない。議院内閣制を取れば、必ず宮府一体の制を破壊し、日本の社会秩序が乱されるようになる。その危険性を危惧している井上が、終始議院内閣制に対して反対の姿勢を崩さないのである。

しかし、以上の問題はいずれも宮中制度改革や天皇自身の問題に限っているのであるが、当時の日本においては改革すべき問題が宮中だけではなく、府中においてもいろいろと現れてくるゆえ、内閣の改革問題も当面の急務となってくる。明治十八年十二月になると、

体制近代化の必然的帰結として、非効率的な  
太政官制が近代的・立憲的内閣制度に切り替  
えられるようになった。現実の制度上に、宮  
府分離が事実として現れてくるようになった。  
この避けられない状況に直面している井上毅  
は、どう対応していくかについて、次章の課  
題として検討していきたいと思う。

【 註 】

- 注 1 『明治天皇紀』第四、二三一～二三三頁。
- 注 2 大久保利謙「明治十四年の政変」（明治史研究叢書Ⅰ『明治政権の確立過程』、御茶の水書房、一九七八年）三八頁。
- 注 3 稲田正次『明治憲法成立史』上冊（有斐閣書店、一九六〇年）、四九二頁。
- 注 4 同上。
- 注 5 同上。
- 注 6 同上。
- 注 7 稲田正次前掲書、第十章第二節に参照。
- 注 8 明治史研究叢書Ⅰ『明治政権の確立過程』（御茶の水書房、一九七八年）
- 注 9 大久保前掲論文、七一～七二頁。
- 注 10 『井上毅伝』史料篇第一、二二五頁。
- 注 11 『井上毅伝』史料篇第一、二二六頁。
- 注 12 『井上毅伝』史料篇第一、二二七頁。

注 1 3 『井上毅伝』史料篇第一、二二七～  
二二八頁。

注 1 4 同注 1 1。

注 1 5 『井上毅伝』史料篇第一、二二八～  
二二九頁。

注 1 6 『井上毅伝』史料篇第一、二三〇～  
二三一頁。

注 1 7 同注 1 1。

注 1 8 同上。

注 1 9 同上。

注 2 0 『井上毅伝』史料篇第一、二三五～  
二三六頁。

注 2 1 『井上毅伝』史料篇第一、二三九頁。

注 2 2 『井上毅伝』史料篇第一、二四〇～  
二四一頁。

注 2 3 『伊藤博文伝』中巻、二四五頁。

注 2 4 『伊藤博文伝』中巻、二四五～二四七  
頁。

注 2 5 稲田正次前掲書、第九章第三節に参照  
。福沢は政府の宣伝の新聞紙になるこ

とを危惧し、明治十四年一月引受を謝絶しようとしたところ、井上馨は福沢を説得するため、次のように述べていた。「我輩に於て国会開設と意を決したる上は、毫も一身の地位を愛惜するの念あるなし、仮令ひ如何なる政党が進出るも民心の多数を得たる者へは最も尋常に政府を譲渡さんと覚悟を定めたり、何卒この主義を以て此度の新聞紙も論を立て公明正大に筆を振ひたきものなり」。そして、この事は伊藤・大隈と三人で固く約束したることなれば万々動くことなしといったので、福沢も感心して新聞紙発行の事を承諾した。（四五二～四五三頁）

注 2 6 稲田正次前掲書、四五三～四五四頁。

注 2 7 『井上毅伝』史料篇第六、八〇頁。

注 2 8 『井上毅伝』史料篇第一、二三七～二三八頁。

注 2 9 『井上毅伝』史料篇第一、二三八頁。

- 注 3 0 大久保利謙前掲論文、一四五頁。
- 注 3 1 『井上毅伝』史料篇第三、六九二頁。
- 注 3 2 『井上毅伝』史料篇第三、六九二～  
六九三頁。
- 注 3 3 『井上毅伝』史料篇第三、六九三頁。
- 注 3 4 大久保利謙前掲論文、一〇三頁。
- 注 3 5 大久保利謙前掲論文、一〇〇頁。
- 注 3 6 同注 3 4。
- 注 3 7 『明治天皇紀』第四、七八〇頁。
- 注 3 8 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』  
(吉川弘文館、一九九二年) 四一頁
- 注 3 9 明治八年の大阪会議で、太政官制の大  
改正によって左院の後身として設けら  
れた元老院は、その章程における第四  
条(議案は勅命をもって内閣から交付  
する規定)及び、第五条(章程では議  
案本院の議定に係わる者と検視を経る  
者との類別あり、そしてその別は内閣  
においてこれを定む)・第六条(急を  
要する事件は内閣より便宜布告しての

ちに元老院の検視に付することができ  
る)の検視制度があるためにその議  
法権は極めて弱く、全く諮問機関に  
すぎなかつた。これは元老院の議決  
を経るを要する立法事項の範囲が法  
によって劃定されていなかつたから  
である。そこで元老院内部において、  
この点について内閣に改正を要求し  
たが、閣内での意見は不統一である  
ため、この問題を棚上げするようにな  
つた。この懸案になつた元老院の改  
革問題については、「明治十三年十二  
月伊藤博文は立憲政体に関する建議  
の中で、元老院更張策として元老議  
官は華士族の中に公選し外に国家の  
勲旧と士庶の碩学を収用し百人を以  
て定員とし期を定めて徴集し凡そ法  
律の文案は皆その議を経せしむべし  
と提議した。また井上馨も同年七月  
の建議の中で、元老院を廃し上議院  
を設くべしとしているが、その上議

院の組織は伊藤の意見に似て」いたの  
である。（稲田正次前掲書、三四四～  
三四五頁）すなわち、元老院を立憲体  
制の上議院としての機能を果たさせる  
ため、将来の上議院の構成を考えると  
きは上議院の主力を形成すべき華族の  
強化を図ることは絶対的要請である。  
ゆえに、伊藤の考えとしては、元老院  
を改革しようとするには、まず華族制  
度の強化という組織改革から着手する  
ようになった。

注 4 0 『井上毅伝』史料篇第一、二四一頁。

注 4 1 『井上毅伝』史料篇第五、八七頁（明  
治十四年十一月二十三日付井上宛伊藤  
書簡）。

注 4 2 『井上毅伝』史料篇第六、三一七～  
三一八頁（明治十四年十一月二十三日  
付井上宛伊藤書簡）。

注 4 3 『井上毅伝』史料篇第一、二四三頁。

注 4 4 坂田雄吉『天皇親政』（思文閣出版、

一九八四年)、四九頁。

注 4 5 「新しい歴史学のために」、NO. 2  
00、一九九〇年九月。

注 4 6 『明治天皇紀』第四、七三五～七三六  
頁。

注 4 7 鈴木正幸前掲論文、六頁。(『明治天  
皇紀』第四、六四六～六四七頁)

注 4 8 同注 4 7。

注 4 9 鈴木正幸前掲論文、一四頁。

注 5 0 『井上毅伝』史料篇第六、八〇～八一  
頁。

注 5 1 『井上毅伝』史料篇第一、三四九頁。

注 5 2 『井上毅伝』史料篇第一、三二一頁。

注 5 3 『井上毅伝』史料篇第一、三四三～  
三四四頁。

### 第三章

## 近代的政治体制の確立 と

### 井上毅の君主観

井上毅の論じた宮府一体は、井上毅が日本の国体に最も適合できると考えた体制である一方、それは井上が太政官制の現実と照らし合わせて、考えてきた理論である面も否定できない。

井上は伊藤と同じように、太政官制の非効率性を批判し、内閣改革の必要性を訴えたことは前節ですでに述べた通りであるが、一旦内閣制度を導入し、太政官制を廃するに至ると、井上の宮府一体論も現実上において、存在する余地がなくなるようになった。この点から考えると、井上は必ずしも内閣制度の導入に賛成したとは言えないであろう。しかし、近代的立憲体制の前提条件として、政府機構の近代化をはかるためには、内閣制度を導入

する必要性も否定できない。そこで、内閣制が事実上の制度として成立した際、井上の宮府一体論は、これで消えていくのか、或いは別の形で生き延びているのかについて、引き続き検討したいと思う。

近代的国家の成立というのは、まず立憲体制を備え、国家の根本法を確立し、国家統治権の発動は、この根本法律の定めるところに従って行なわれるのである。すなわち、君主も憲法の条章の定めるところに従って、統治権を行使しなければならない。ところで、権力の行使と深く関わっているのは政治責任の問題である。日本の君主としての天皇は、万世一系の神聖性に基づいての「神聖不可侵」の地位にあるので、その政治的責任を輔弼の立場にある大臣に負わせるようになる。すなわち、国家統治権の発動において君主大権を行使する時に、憲法ならびに法律に反することがあれば、これは君主の過失ではなく、大臣の過失であり、責任なのである。ゆえに、

国家運営上の統治権問題にあつては、君主の統治権と大臣の輔弼責任を合わせて考えなければ、その国家の権力構造を究明することができない。ここで、井上毅の宮府一体論の行方をとらえようとするのも、明治国家を内閣制度の確立をはじめとして、その後の立憲体制への進行過程での内閣と君主の関係についての制度化問題から検討していく必要があると考えられるからである。ゆえに、第一節において、まず近代的政治体制を創設する過程においての天皇大権と内閣の関係及び内閣の責任問題を重点に、伊藤と井上の主張の相違から、井上の近代的国家観を明らかにし、井上の執着しようとした君主観を検討したいと思う。そして、第二節では、第一節での検討に基づき、井上の宮府一体論の行方を突きとめ、井上の天皇観を究明しようと思う。

## 【第一節】 近代的政治体制における

### 伊藤博文・井上毅の関係

明治十六年に帰国した伊藤博文は、近代的政治体制を整備するため、翌十七年三月宮中に制度取調局を設け、井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎らを用いて憲法制定の準備をはじめた。そして、まず宮中の制度化問題を着手し、将来上院を構成すべき、皇室の藩屏としての華族制度を創設するため、十七年七月華族令を制定することになった。内閣制度の改革については、十八年四月伊藤が中国との天津条約の調印を済ませて、日本に帰国した頃から具体化してくる。伊藤博文の構想に基づく内閣制度は、明治天皇の「何ぞ速やかに政体の改定を議せざるか、苟くも政体の組織成り、将来の進路一定せば、随ひて其の任に適するの人を選ばざるべからず、故に先づ組織を定め、而して後、其の人を議するを可とす」（注1）という意向によって、明治十八年十

二月二十二日、新内閣官制（内閣職権）が發布されることによって創設され、同時に第一次伊藤内閣が成立した。

内閣制度制定の必然性と意義については、三條實美の奏議（明治十八年十二月二十二日）に明らかに述べられている。そこではまず太政官制の欠陥について次のように指摘した。

「蓋大寶ノ令、唐ノ尚書省ニ倣ヒ、太政官ヲ以テ八省ハ左右辨ニ分属シ官符ヲ得テ施行ス。明治二年職員令ヲ定メ六省ヲ置クニ当テ、仍大寶ノ制ニ依リ太政官ヲ以テ諸省ノ冠首トシ、諸省ヲ以テ隸属ノ分官トス。此レヨリノ後諸省ハ専ラ指令ヲ太政官ニ仰キ、太政官ハ批ヲ下シテ施行セシメ、凡ソ文書ノ上奏スル者ハ皆太政官ヲ經由シ往復ノ間、省ノ寮ニ於ケルニ均シ。此レ蓋一時ノ権宜ニシテ独親政統一ノ体ヲ得サルノミナラス、亦各省長官ノ責任ヲ輕クシ徒ニ曠滞ノ弊ヲ為ス者ナリ」（注2）。

すなわち、太政官を諸省に冠首させる制は天皇親政の体を得ていないのみならず、各省長官の責任を軽くし、且國務処理も曠滯の弊をなすと、太政官制の欠陥を指摘したのである。

そして、なぜ内閣制が必要なのか、引き続き次のように述べていた。

「方ニ今 陛下聖徳日ニ躋リ、大政ヲ総攬シ、事ヲ内閣ニ視、諸宰臣ヲ引見シ、文武ノ務親シク奏議ヲ聴キ玉フ。而シテ中外ノ事盤錯多端、官制宜シク更張スヘク、財政宜シク節度ニ就カシムヘク、要務ノ經画施措スヘキ者一ニシテ足ラス。此レ宜シク時宜ヲ斟酌シ、古今ヲ變通シ、太政官諸省ニ冠首タルノ制ヲ改メ、併セテ太政官諸職ヲ廢シ、内閣ヲ以テ宰臣會議 御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ、万機ノ政專ラ簡捷敏活ヲ主トシ、諸宰臣入テハ大政ニ參シ、出テハ各部ノ職ニ就キ、均シク 陛下ノ手足耳目タリ。而シテ其中

一人ヲ撰ヒ、専ラ中外ノ職務ニ当リ、旨ヲ承ケテ宣奉シ、以テ全局ノ平衡ヲ保持シ、以テ各部ノ統一ヲ得セシムヘシ。此レ乃祖宗簡實ノ政親裁ノ体制ニシテ立憲ノ義亦是ニ外ナラス。此ノ如クニシテ綱紀振張シ、各部宰臣均シク其責ニ任シ、用ヲ節シ實ヲ務メ以テ立國ノ目的ヲ達スルコトヲ得ハ、天下ト之ヲ公ニスヘク、宇内各邦ト之ヲ競フヘク、陛下中興ノ大業始メテ成緒ヲ終ヘ、微臣犬馬ノ勞モ亦与カリテ餘榮アラシ」(注3)

と、内閣は、天皇親臨の下に宰臣會議を開き、国務について奏上・輔弼すべきところであり、諸宰臣は入つては國家根本の方針・政策に参与し、各省の長官として出れば分担された国務を執行し、その責に任じる。そして、その中で一人を選んで、特に全國政の大本について聖旨を宣奉し全体の調和・統一をはかるの任に当らせるものとしたのである。

『井上毅伝』によれば、この奏議は井上毅

の起草したものである。だから、この奏議から、井上の内閣制度に対する根本的な観念が窺える。すなわち、従来の太政官制の不合理的な点は、主として直接国務を処理する省卿を兼ている参議が、その国務処理についての決定権を与えられず、一々太政官の指揮を待たねばならず、またこれを通さなければ上奏することができないという煩雑・非効率の点である。この点については、前節で述べたように、明治十四年九月の「内閣職制意見」で、太政官制の非効率を「従前書記官流ノ文書政事」と述べているように、井上はこれを改革すべきだと痛感した。また、各省の長官は、それぞれ分担された国務を執行し、その責に任じること、井上毅の従来の主張である「諸官分任ノ責ヲ重クセラル、事」を実現する。しかし、総理大臣の職務については、井上が望んでいるのは、各省長官の中「一人ヲ撰ヒ専ラ中外ノ職務ニ当リ旨ヲ承ケテ宣奉シ以テ全局ノ平衡ヲ保持シ以テ各部ノ統一ヲ得セシ

ム」という調和・統一の役割である。ところが、当時公布した「内閣職権」を見ると、総理大臣は従前の太政官以上の権限を持っているのである。この点について、井上毅はどんな考えを持っていたのか。引き続きで検証してみたいと思う。

「内閣職権」は全七条で、第一条から第四条までは、内閣総理大臣の権限についての規定であり、第五条は副署について、第六条は「軍機」に関する参謀本部長の帷幄上奏せるものは陸軍大臣が総理大臣に報告すべきこと、第七条は事務管理についてである。次の内容から見れば、総理大臣の権限がどれほど強大か、明らかになると思う。

「第一条 内閣総理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統督ス

第二条 内閣総理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ其説明ヲ求メ及ヒ之ヲ檢

明スルコトヲ得

第三条 内閣総理大臣ハ須要ト認ムルト  
キハ行政各部ノ処分又ハ命令ヲ  
停止セシメ親裁ヲ待ツコトヲ得

第四条 内閣総理大臣ハ各科法律起案委  
員ヲ監督ス

第五条 凡ソ法律命令ニハ内閣総理大臣  
之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ  
属スルモノハ内閣総理大臣及主  
任大臣之ニ副署スヘシ

第六条 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時  
々状況ヲ内閣総理大臣ニ報告ス  
ヘシ但事ノ軍機ニ係リ参謀本部  
長ヨリ直ニ上奏スルモノト雖モ  
陸軍大臣ハ其事件ヲ内閣総理大  
臣ニ報告スヘシ

第七条 各大臣事故アルトキハ臨時命ヲ  
承テ他ノ大臣其事務ヲ管理スル  
コトアルヘシ」(注4)

すなわち、この「内閣職権」の第一の特質

は、やはりこの総理大臣の優越的地位と権限である。このような内閣制度は天皇親政の實を果たせるであろうか。そして、このような内閣制度は井上の執着しているプロイセン式の立憲君主主義に矛盾していないかどうか。これらの問題について、まず「内閣職権」に至るまでの内閣制度の制定過程における井上の意見と配慮から、分析していきたいと思う。

明治十八年十二月十一日井上毅は伊藤に対して次のように書き送っている。「今度之勅諭并官制は、実に将来憲法之基本として、議院ニ対する内閣之城壁と被存ハハ、若一字一句ニても主義精神ニ曖昧之意味有之候ハハ、数年之後ニおいて忽ち幾百千言之辨解を費さゞることを得ざる之面倒を遺し可申歟、第一ニ内閣之組織ニおいて英国風ニ類似之傾キを生シ候ハハ、将来ニヴオト、オフ、コンヒデンス之媒介となるハ必然ニ可有之歟、望ムラクハ独逸流之憲法上、合議責任之特例ヲ除ク外、各自責任之意味最モ明白ニ相見え候様有

之度事ニ存候、既ニ交詢社之私擬憲法ニハ、  
内閣ハ連帶シテ其責ニ任スベシト、明文ニ掲  
ケ候も有之候、さてハ各相均シク皆内閣大臣  
として、諸省之事務ハ其分課兼任たる様之組  
織を示し候ハ、則ち連帶責任之議論ニ向て、  
此上なき論拠を与へ、勢力を増加するハ、予  
想すべき哉ニ奉存候」(注5)。ここで井上  
毅が、あくまでもイギリス型の議院内閣制を  
警戒しようとしていることは明らかである。  
すなわち、英国風の内閣組織に類似する傾向  
に陥ることなく、「独逸流之憲法上合議責任  
之特例ヲ除ク外各自責任之意味」を最も明白  
にすべきであると主張している。

井上はいったいどんな認識に基づいて、以  
上の意見を出しているのであろうか。この問  
題にふれる前に、まず日本の内閣制度のモデ  
ルであるプロイセンの内閣制度について、検  
討しなければならないと思う。「各國內閣制」  
に関する調査書類の中での「ロエスレル答議」  
には、プロイセンの内閣制度の沿革について、

詳しい説明があった。この書類には井上毅自身の書入れが至る所にある。この点から推察すれば、井上のプロイセンの内閣制度に関する知識は、この答議から教えられたところが多いと思われる。この答議の中で、ロエスレルはその制度においての首相と各省卿の関係について次のように述べている。

「各省長官ト首相トノ関係、此関係ニ付李國ニ在テハ種々ノ組織アリ、古代ニ在テハ國王親ラ施政上ノ総務ヲ直括セシカ、一千八百十年ニ至リ初テ首相ヲ置キ國王ノ顧問ニ備ヘ軍事ヲ除クノ外ハ首相ニ非サレハ國事ヲ國王ニ奏上スルコトヲ得ズ、或ハ各省長官ヲシテ奏上セシムルコト無キニアラサルモ首相ノ差図ニ因ルニ非サルハナシ、故ニ首相ハ政務ノ全部ヲ挙ケテ之ヲ総括シ、又各省長官ヲ統管シ各長官ヲシテ行政上ノ状況ヲ具上セシメ辨明セシメ、又各長官ノ発シタル布達指令ヲ停止シ、又必要ナル場合ニ在テハ其人

ノ黜陟ヲ為スコトヲ得タリ、故ニ政務ハ  
總テ國王ト首相トニ決シ、各省長官ハ之  
ヲ実施スルニ止マレリ」(注6)。

井上毅は以上の文章の欄外に「千八百十年  
ノ制ハ英国ニ同シ」と朱書している(注7)。  
では井上はなぜ「独逸流之憲法上合議責任之  
特例ヲ除ク外各自責任之意味」を明らかにし  
なければならぬのか。「ロエスレル答議」  
の内容を見ていくと、次のようである。

「一千八百二十二年首相ヲ置クノ制ヲ廢シ  
後再ヒ之ヲ置クコトナシ、方今ノ組織ニ  
於テハ國王自ラ各省ノ長官ヲ命シ、各省  
ノ長官ハ主管ノ政務ヲ專行シ、國王ニ対  
シテ其責任ヲ負担ス、夫レ孛國ハ議院政  
府ノ主義ニ非サルカ故ニ、各省長官ハ其  
揆ヲ一ニスルコト能ハス、又之ヲ統轄ス  
ル者ナシ、其實際上或ハ全權ヲ有スル者  
無キニアラサレドモ是レ即チ其人ニ存ス  
ル者ニシテ法律ノ然ラシムル所ニアラス  
、『ピスマルク氏』ノ如キモ常ニ他ノ執

政官ノ欲セサル所ハ之ヲ施行スルコトヲ  
得ザルヲ以テ患ト為セリ、各省長官ハ各  
自ニ其主管ノ政務ヲ專行シ、他者ノ事務  
ニ干与スルニ及ハス、又其責任ハ國王ニ  
対シテノミ之ヲ負ヒ他ノ執政官ニ対シ之  
ヲ負フコトナキ者ナリ、之ヲ約言スレバ  
孛國ニハ首席首相ナシト言フモ可ナリ、  
何トナレハ共同宰相（協議）ナクシテ各  
省長官ハ各自ニ其主管ノ事務ヲ断行スレ  
ハナリ」（注8）

すなわち、プロイセンにおいては一八一〇  
年勅令による大宰相制は一八二二年に廃止さ  
れ、その後は各省長官は主管の政務を専行し  
國王に対してのみその責任を負担することと  
なったのである。

「一千八百十四年以來、太政官ヲ設ケテ稍  
前述ノ主義ヲ改良セリ、太政官ハ執政官  
総員或ハ一二ノ執政官ト議長一名トヲ以  
テ組織セリ、（中略）太政官ハ多数主義  
ニ依ルニ非ス専ラ政略ヲ統一ニ歸セシム

ル為ニ設クル者ニシテ、全局ニ通スルノ  
事項ヲ取扱フ可キ一衙門ナリ、其各省ト  
異ナル所ハ一人ノ執政ヲ以テ其長官ト為  
サスシテ、各執政或ハ数員ノ執政均シク  
同等ノ権利ヲ以テ之ニ列スルニアリ、而  
シテ一人ノ議長アリト雖モ只之ノ上席タ  
ルノミニシテ決シテ他ノ議長ノ如キ決議  
権ヲ有スルモノニ非ス」(注9)

すなわち、「太政官の制」が設けられても、  
それは政略を統一するための制度であり、一  
人の議長があるといっても、ただ上席の座に  
あるだけで、決議権を有するという意味では  
ない。そして、内閣と国王の権力関係につい  
て、ロエスレルはまた次のように述べている。

「太政官ニ於テハ各執政ハ同等ノ發議権ヲ  
有シ、而シテ其省ノ官吏ヲシテ自己ノ代  
理タラシムルヲ得、議長ハ財務ヲ除クノ  
外只上席タルノ権ヲ有スルノミニシテ、  
各執政ノ叶議ヲ得ルコト能ハサル場合ニ  
在テハ止ムヲ得ス、之ヲ廢議ニ属セシム

ル歟、又ハ国王ノ決裁ヲ仰ク外ナシ、國王ノ決裁若シ一ニノ執政ノ意見ニ反スル時ハ、其執政ハ國王ノ決裁ニ従フ歟然ラサレハ辭職スルノ外ナシ」。(注10)

すなわち、プロイセンの太政官制においての各執政は同等の発議権を有し、その上席にいる議長は決議権がないので、議長は各執政の協議を得られない場合には、廢議になるか国王の決裁を仰ぐかしかないのである。そして、国王が一旦決裁すれば、それは何人も逆らうことのできない絶対的な決定となる。

以上の「ロエスレル答議」における大宰相制を廢止した後のプロイセンの内閣制度に対して、井上が「二十二年首相ヲ廢ス」「孛國ハ議院政府ノ主義ニ非ス」「孛國ニ大宰相ナシ」「議長ニ決議ノ権ナシ」と朱書している。すなわち、井上毅の望んでいる内閣制度はやはり一八二二年以後大宰相主義を廢した後のプロイセンの内閣制度である。そして、この内閣と国王の権力関係はすなわち井上毅が後に

「独逸的之憲法上合議責任之特例ヲ除ク外各自責任之意味」を明らかにすることになる伏線であると思われる。しかし、公布された「内閣職権」の内容から見れば、明らかに井上の望んだ方向と違っているのである。

ロエスレルの答議から得られた認識において、井上は一八一〇年勅令による大宰相の地位はイギリスの首相の地位に相当し、またイギリスの内閣の連帯責任制と共通するものであると考えている。それは、イギリス流議院内閣制に終始反対していた井上毅にとっては、確かに危惧すべき点であった。しかし、井上の警告にもかかわらず、「内閣職権」においての総理大臣の強大な権限は明らかに一八一〇年プロイセンの大宰相制に倣ったものである。「内閣職権」の各条中、総理大臣の各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部を統督するの権、行政各部の説明を求めこれを検明するの権、須要と認むるときは行政各部の処分又は命令を停止せしめ勅裁を待つ

の権の各条の如きは一八一〇年勅令を殆どそのまま採っておる」（注11）。

勿論井上は単にその危惧を提出するだけではなく、伊藤の依頼を受けて、明治十八年九月二十二日内閣職制改正試案を提出するのである。その内容は、三條實美の奏議の主旨と類似するところが窺える。

「内閣職制ニ付旧ト天皇親臨云々ト云ルガ如キハ、天子ノ職制ヲ示ス者ニ類シ贅言ニ過キズ、其他ハ大臣ハ天子ヲ輔翼シナドモ有振レタル陳言ニ候ヘハ、却而削除候方可然奉存候、維新以来内閣職制之更正已ニ七八度ニ及候皆左遷右移ニ過キズ、今度ハ陳腐ヲ去リ稍ヤ憲法之基址ヲ為し、面目ヲ一新被成候方可然奉存候、諸省ハ旧内閣分離之章程を解キ暫く無章程として實際に試験スル方可然歟奉存候、尤上款下款ヲ廃シ総而各省卿ニ委任被仰付其省と省との間之分界権限ハ仍ほ旧章程之通可相心得旨も達有之可然歟奉存

候？ 各省卿御委任中之事件ニ付其内閣  
會議ニ提出すべきものと各卿自己之處分  
ニ属すべきものハ暫く各省卿之適宜ニ任  
せ置き経験之方可然歟、欧州各國ニても  
然るや、尤も署名責任之方法有之專横之  
処分無之ものと被存候、従前各省ヨリ太  
政官へ当テ伺書を以テ指令を致候旨、即  
チ大宝制之精神ニより諸省ハ太政官之分  
司たる政体之遺物歟と存候、今度諸省卿  
即内閣たる之新制を被用候上者太政官な  
る一個之最上等官省あるにあらず故に以  
後太政官指令之制ハ被廢可然歟、而シテ  
諸省卿其主任之事務内閣之會議を経べく  
、又皇上陛下之制可ヲ得べきもの又元老  
院之會議參議院之議可を経べきものと思  
惟する時ハ、自ら署名せる文書を懐き内  
閣ニ提出するに過ぎざるべし、従前書記  
官流之文書政事ハ一變いたし度事と奉存  
候、右之文書ニ対し大臣ハ指令ニあらず  
して即ち他之内閣員と同しく是ニ可否之

画押あるに止まるべし、此の如くならざれハ以て諸省卿之責任を重くするに足らざらん歟、参議院ハ内閣之顧問院ニして大臣之為に指令案を作るの所にあらざるべし、旧左院六部書記局ハ即ち指令案之製造所ニて有之候、右等変遷ニ付てハ可成今度各省卿之責任を明に被成度奉存候、仍前昨日之高論ニ従ひ左に試草仕候」(注12)

以上の内容の主旨は、太政官が天皇と國務の執行機関との間に介在し、諸省に対して指令を発する制度を廃すべし、そして諸省卿の責任を重くすべしという主張である。それは三條の奏議と同じようなものである。太政官制に対する批判については、前述したように、井上が明治十四年九月の「内閣職制意見」ですでに「従前書記官流ノ文書政事」として提起したのである。ゆえに、太政官を廃し、實質上國務を処理している諸省卿に実権を握らせるといふ内閣改革の精神は、井上の従来

主張でもあった。しかし、問題は内閣の権限と責任の設定である。この九月の「内閣職制改正試案」で、井上は内閣の権限と責任について、次のように起草した。

「一、内閣ハ太政大臣左右大臣各省卿ヲ以テ組織ス

一、元老院議長、参議院長、参謀本部長ハ特命ヲ以テ内閣ニ列スルコトヲ得

一、凡ソ大政ノ改革ニ属スル詔勅、元老院ノ開閉、和戦ノ公布、疆土ノ劃線、皇室継統ノ大事、勅任勅授ノ官記位記、其他各省卿ノ分任ニ係ラザル政令ハ太政大臣左右大臣旨ヲ奉シ署名スベシ

一、各省卿ハ其主任ノ事件ニ係ル詔勅政令ニ付旨ヲ奉シ署名スベシ、其両省以上ニ係属スルノ事件ハ両省以上主任ノ卿同ク旨ヲ奉シ連署ズベシ

一、責任之条<sup>(マ)</sup>?

一、御前奏上ハ如従前大臣家ノ専任たる

乎又ハ内閣員各自之主任たる乎？<sup>(22)</sup>

一、御璽ハ大臣家之主掌たるべきや？<sup>(22)</sup>」

(注 1 3)

そして、責任ノ条について、また次のように補充している。(稲田正次『明治憲法成立史』上冊による)

「一、(太政大臣以下内閣各員ハ第三条ノ事件ニ付連帯シテ其責ニ任スベシ各省卿各々其主任ノ事件ニ付テハ各自責ニ任スベシ<sup>(22)</sup>と原案を削る)

一、各省卿其主任ノ事務ニ付重要ナリト思惟スルトキハ内閣会議ニ付シ決ヲ取ルコトヲ得、但事詔勅法律命令ニ関シ奏上シテ裁ヲ仰ク者ニ非サレハ御前議事ヲ要セズ」(注 1 4)

すなわち、諸省卿は大臣と同格で内閣を組織し、その主任の事務の重要な部分は内閣会議に付し、その主任の事件に係わる詔勅政令について旨を奉じ署名するなどである。ここで諸省卿の責任を重くする主旨が明らかであ

る。しかし、この内閣職制改正試案の主旨は三條の奏議と似ているにもかかわらず、この改正案の特色としては、太政大臣左右大臣を存置することと、首相の職権についての規定はなかったということである。また、責任の条においても、井上の慎重な態度が見られるのである。

内閣職権に関する考え方は、明治十五年の井上毅の憲法私案ですでに表していたのである。天皇の権限については、「天皇八大政ヲ総攬シ而シテ此ノ憲法ニ遵由シテ之ヲ施行ス」

(注15) というプロイセン流立憲君主制の原則に立ってより、そして内閣についての規定は次の三ヶ条がある。すなわち、「内閣ハ天皇臨御シテ万機ヲ親裁スルノ所トス、大臣参議各省卿ハ内閣ニ参預シ一人ヲ輔弼ス。」

(注16) 「行政ノ詔旨ハ大臣各省卿勅ヲ奉シ名ヲ署シテ行下ス奉勅ノ大臣省卿ハ専ラ其責ニ任スベシ、其名ヲ署セザル者ハ外ニ付シ頒行スルコトヲ得ズ。」(注17) 「各省卿

ハ各々其管掌ノ政令ニ就テノミ責ニ任スベシ、  
其事国憲ノ改正ニ関リ又ハ皇室継統ノ事ニ関  
リ又ハ議院開閉ノ事ニ関リ又ハ第<sup>(二七)</sup>条第<sup>(二七)</sup>条  
ノ場合ニ於テハ、内閣各員共ニ其責ニ責スベ  
シ。」(注18)との三ヶ条である。以上の  
天皇臨御と各省卿個別責任の主張はやはりイ  
ギリス主義を排斥する立場に立っているので  
ある。

総合して見れば、明治十四年政変の時期か  
ら、明治十八年の内閣制度の確立時期まで、  
井上の内閣の職権に対する考え方は終始一貫  
しているのである。それはやはり井上の憲法  
思想に基づいた憲法主義上の問題であった。  
井上は日本の政治制度を近代的に改革してい  
くことを歓迎するのにもかかわらず、近代的  
体制を取り入れる時のモデルの選択問題に直  
面する際に、日本の国体に合わないイギリス  
流議院内閣制を採ると、日本の国家と社会が  
危うくなることを危惧しているので、この点  
について終始堅い立場に立っているのである。

すなわち、近代的政治体制を取り入れようとする時、プロイセン流かイギリス流かという両岐路に立つ際、井上にとっては、彼の国体観に基づいた君主と官僚の関係を維持しうるようなプロイセン流立憲君主制を選択し、そして彼の国体観とその国体観に基づいた憲法思想と相容れないイギリス流議院内閣制を強く排除したことが考えられると思う。彼の国体観が変わらない限り、彼のこのような憲法主張は変えられなかったと想像しうる。

内閣制度を導入するまで、伊藤と井上は憲法主義上において、協働するように見えた。しかし、「内閣職権」の内容から見ると、井上の主張は結局伊藤に受けられなかった。伊藤はこの「内閣職権」によって、強大な権限を有するようになる。実質的には従来の太政大臣以上の「指揮命令」を獲得している。この点について、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』は次のように指摘した。「伊藤が優位な権限をもつ総理大臣の創設を推進したの

は、天皇に『常に能動者にして親ら政略を指揮する』君主を期待せず、総理大臣が『常に能動者にして親ら政略を指揮する』体制を構築しようとしたことを意味しよう」（注19）。すなわち、伊藤にとっては、国家主権は内閣にあり、天皇は内閣の天皇と考えたと言えよう。これに対して、井上が大宰相制を危惧した理由は、上述したように、ひとつは大宰相の地位はイギリスの首相の地位に似たところにある。すなわち、閣議は専ら首相の統べる所になると、天皇親政の主義を害するようになるという危惧である。もうひとつは大宰相の統督する職権のもとに、各大臣が連帯的責任になる傾向から、イギリスの議院内閣制になる可能性が潜んでいる点である。すなわち、前節で述べたように、政権の交代が円満にいかないことによる社会秩序の紊乱という恐れである。すなわち、井上の皇＝官という政治観念によると、「政府ハ即チ天子ノ政府」ということであるから、内閣が国家主権を握

って、天皇は内閣の天皇になるという伊藤のねらいは井上にとっては、あくまでも受け容れられないものである。ゆえに、明治十四年政変以来、憲法主義上において同調しているように見える伊藤と井上は、内閣制度が創設された時から、その政治思想上の根本的な差異が現れてくるようになる。その根本的な差異とは、すなわち天皇に対する考え方とそれに基づく天皇と内閣の関係についての考えの違いである。

明治十九年秋頃から伊藤らの憲法起草が、本格的に着手されるようになるが、その後、明治憲法が出来上がるまで、大体四つの検討段階を経てきた。その間、伊藤博文と井上毅が天皇の君主としての位置付けの問題、及び天皇と内閣の関係について、どう考え、そしてどう表現しているのか、さらにその考え方の相違をどう調整したかについて、引き続き検討したいと思う。

四つの検討段階とは、稲田正次『明治憲法

成立史』によると、次のようである。「まず最初は井上毅が主として起草を委嘱せられ、明治二十年四、五月甲案と乙案との二草案を脱稿して、伊藤の許に提出しており、これが第一段階である。同年六月以後は伊藤自身の手許で起草を行なうことになった。すなわち甲案乙案の作成と略々時を同じくしてドイツ人顧問ヘルマン・ロエスレルが日本帝国憲法草案を脱稿提出したが、伊藤らはこのロエスレル案と甲案乙案双方を材料として、同年八月いわゆる夏島修正案を作っており、これが第二段階である。次に夏島修正案に対して、井上毅は逐条意見を提出し、ロエスレルも修正意見書を差出したが、同年十月に至って伊藤以下四人が集まって草案の再検討を試み、再修正案を作成しており、これが第三段階である。更にこの草案を基礎として井上毅は各条の説明を書いたが、条文についても推敲を重ねることになり、伊藤以下四人の会合は翌二十一年一月から二月三月頃まで頻繁に続け

られ、最後の仕上げがなされ、二月頃には一旦まとまった中間案も作られたが、四月に至ってようやく成案を得た。これが最終段階である」（注20）。しかし、この四つの起草段階に入る前に、井上が伊藤の委嘱を受けて以来、ロエスレル、モッセに質問を発するなど、憲法に関する検討が始まり、明治二十年三月頃「初稿」（第一試案）を作成して伊藤博文の許に提出した。まずこの段階の井上の天皇大権、天皇と内閣の関係に関する考え方を究明しようと思う。すなわち、天皇大権、及び天皇と内閣の関係を憲法でどう規定するかという井上の苦慮から、その天皇の近代的立憲君主としての側面に対する考え方を明らかにしたいと思う。

天皇の大権をいかに規定するかという問題について、井上はロエスレルやモッセと同じように、天皇国権総攬の条をかかげる必要があると主張するが、君権を憲法に列挙するかどうかという問題に関しては、井上はそれが

君主主義を危うくするというモッセの見解に同意する。天皇大権を憲法に列挙すべきという意見を持つロesslerに対して、井上は質問を發し、主権不分割論を提出して、憲法の中で、天皇大権を規定することに反対する。その理由について、次のように述べていた。

「第一、（前略）我国ノ憲法ノ体裁ニ適セザルナリ、何トナレハ我が憲法ハ天皇ノ聖意ニ出テ特別ノ恩旨ニ依ル者ニシテ、即チ親裁ノ憲法タリ而シテ君民ノ叶議約束ニ成ル者ニ非サルナリ。

第二、（前略）我国ノ憲法ノ歴史ニ於テ、相当ナラザルナリ何トナレハ、各国ノ憲法ハ多ク其ノ国ノ創始ノ際又ハ其国ノ變乱ノ後ニ成レル者ニシテ、王権ハ民權ト共ニ此ノ憲法ニ倚頼シテ始メテ成立シ、或ハ少クトモ存立ヲ得タル者ナリ、是レニ反シテ我国ハ民權ノ成立ハ憲法ニ倚頼スト雖、王権ハ決シテ憲法ノ力ヲ仮リ始メテ成立シ、又ハ存立スル者ニ非ス、

各国ハ憲法アリテ始メテ王権アリト謂フコトヲ得ヘキモ、我国ハ王権アリテ始メテ憲法アル者ナリ、故ニ憲法ニ王権ノ各条ヲ列举スルハ、憲法ヲ以テ王権ノ創物者タルニ疑ハシカラシムル者ニシテ、我国ノ憲法歴史ノ相当ナル事状ニ非サルナリ。

第三、（前略）我国ノ憲法ノ主義ニ反対スル者ナリ、何トナレハ王権ノ各条ヲ列举スルハ、国王ヲ以テ行政ノ首長トスル、彼ノ三権分立ノ主義ニ原由スル者ニシテ、此ノ列举シタル各条ノ外ニ仍ホ幾許ノ国権アリテ、其一分ハ議院ニ属シ他ノ一分ハ司法部ニ属スルコトヲ示ス者ナリ、抑々主権ハ制限スヘクシテ分割スヘカラストハ、独乙憲法ノ緊要ナル主義ニシテ、我国ノ憲法ノ尤モ符合スヘキ所ナル。」（注 2 1）

すなわち、天皇の各々の大権を憲法に列举することは、1. 欽定憲法に適合しない。2. 王

権ありて始めて憲法あるという日本の憲法の歴史に適しない。3 主権は制限すべくして分割すべからずという日本の憲法の主義に反すると、三つの理由で反対したのである。しかし、ロエスレルは、君主の大権を憲法に列挙することによって将来の紛議の発生を防ぎ、国会勢力の進出を阻止しうると考え、井上の見解は理論としては正当であるが、実際上の必要には適合しないと評した。(注22)

そして、井上の「初稿」における第一章皇室部分の「第二条 天皇ハ大政ヲ総攬シ此ノ憲法ニ於テ勅定スル所ノ条款ニ循ヒ之ヲ施行ス」と「第三条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ継承ス」の欄外に「前置ノ上諭ニ譲リ条章ニ挙ケザル」という井上の書き入れがあった(注23)。それは、やはり天皇の大権を人民に明示するのに、憲法に列挙せずして前置上諭に譲るべきという井上の主権不分割論への固執である。

その「初稿」で掲げる第一章第一条の「日

本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」とその説明は、天皇を近代的君主として変身させる時、日本の国体に基づいた天皇の位置付けの表現である。そして、第二条は立憲政体においての天皇大権の表現である（この二条は、後の大日本帝国憲法の第一章第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」となった）。すなわち、この二条によって、天皇は日本国の君主として、行政と立法権を総攬する。これは他国の憲法に類例のない日本明治憲法の特徴である。

井上の国体的天皇観は「初稿」の第一章第一条の説明で次のように現れている。

「恭テ案スルニ、神祖開国以来年ヲ歴ルコト、二千有五百五十而シテ其間時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系、寶祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ、故ニ歴代ノ天子、即位ノ初ニ皆臣民ニ詔リタマ

ヒテ世々天命ヲ受ケ大統ヲ継キ八洲臣民  
ニ君臨スルノ義ヲ明カニスルヲ以テ常典  
トシタマヘリ（<sup>（にマ）</sup>儀式統日本紀）此条、国  
土ノ係属スル所、立國主權ノ大綱ヲ掲ケ  
以テ日本国民及国民ノ子孫タル者ニ示シ  
、我日本國ハ万世一系ノ皇統ト相依テ終  
始シ、古今永遠ニ亘リ（中略）古典ニ天  
祖ノ勅ヲ奉ケテ瑞穗國ハ是吾カ子孫可王  
之地、爾皇孫就而治焉トノリタマヘリト  
アリ、倭建命ノ言ニ吾者纏向ノ日代宮ニ  
坐テ、大八嶋國知ロシメス大帶日子淤斯  
呂和氣天皇ノ御子トノタマヘリ、文武天  
皇即位ノ詔ニ弥繼繼ニ大八島國知ラサン  
次トノタマヒ、又天下ヲ調ヘ平ケ公民ヲ  
恵ミ撫テムトノタマヘリ、世々ノ天皇皆  
此ノ義ヲ以テ伝國ノ大訓トシタマハザル  
ハナク、其後御大八洲天皇ト謂フヲ以テ  
詔書ノ例式トハナサレタリ、蓋祖宗ノ國  
ニ於ケルハ其君治ノ天職ヲ重ンシ、国民  
ヲ愛撫スルヲ以テ心トナシ玉ヘリ、謂ハ

ユル国ヲ治ストハ以テ全国王土ノ義ヲ明  
ニセラルノミナラズ、又君治ノ徳ハ国民  
ヲ統知スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ  
私事ニ非サルコトヲ示サレタル、此レ亦  
憲法各章ノ拠テ以テ其根本ヲ取ル所ナリ  
」（注24）

ここで井上が強調するのは、やはり天皇の  
万世一系の神聖性と「私事ニ非サル」という  
公的存在の「君治ノ徳」である。

そして、このような国体に基づいた天皇は  
政体上の近代的君主として統治権を行なう時、  
憲法の条款に循由し、内閣と議院の輔弼によ  
って、その行政権と立法権を施行するのであ  
る。すなわち、「内閣ハ天皇臨御シ各大臣ノ  
輔弼ニ依リ万機ヲ総ルノ所ナリ」（「初稿」  
第七条）と「天皇ハ元老院及議院ノ輔翼ニ依  
リ立法ノ事ヲ行フ両院議決ノ後天皇ノ裁可ヲ  
経ザレハ法律ヲ成サズ」（「初稿」第十三条）  
である。天皇の大権と最も関わっているのは、  
内閣と議院の輔弼である。

井上の「初稿」第十三条における説明によれば、「（前略）我カ国ノ議院ハ、欧州ノ中古ノ沿革ヨリ来レル会議体ノ遺物ト同カラズ、又民主政ノ理論ニヨリテ胎生スル者ト同カラズ、議院ハ天皇立法ノ輔臣ナリ、議院ハ主權ヲ分担スル者ニ非ス、又天皇ニ対向シ君民同治ノ部局ヲ為ス者ニ非サルナリ」（注25）と立法の大権は天皇の統べるところであって、議院は輔弼の任のみである。ここではやはり、天皇主權の不分割という点が強調されている。伊藤の反議会的な姿勢は井上より強いものである（注26）、この点については、伊藤は恐らく異議なしであったと思われる。しかし、問題になるのは行政権における天皇と内閣の関係である。前述したように、内閣制度を創設した時、伊藤にはすでに、内閣を中心とした政治システムを制度化しようとする意図が現れていたのである。だから憲法の制定においては、伊藤は必然的にその意向を憲法上に持ち込もうとしている。しかし、あく

までも君主主権主義と主権不分割論に固執している井上にとって、行政権の主体が内閣にあるという伊藤の意図を憲法上に持ち込むことは考えられないのである。そこで、憲法起草過程における伊藤と井上の考え方の相違を検討する前に、まず井上の内閣に対する考えを明らかにしたいと思う。

「初稿」における第七条の説明は、天皇の内閣親臨について、まず「上古ニ考フルニ、我国歴世ノ天皇ハ大臣大連ノ輔弼ニ依リ、親ラ文武ノ大権ヲ統ヘタマフ」（注27）と述べ、次に「十八年十二月太政官ノ名称ヲ廃シ、専ラ内閣ト称ス、十九年二月公文式ヲ定メ、法律勅令ハ上諭ヲ以テ公布シ、親署ノ後御璽ヲ鈴ス。蓋シ親裁ノ体制是ニ至テ大ニ備ハリ、政治ノ大権其統一ヲ得タリ」（注28）と天皇親裁主義を強調している。そして、天皇親臨の内閣の形態については、「之ヲ欧州ニ参スルニ、内閣ノ制各異同アリ。大臣会議ハ専首相ノ統ル所トシ、帝王臨御ノ事ヲ以テ

憲法ノ取ル所ニ非ズトスルアリ（英）。抑我  
カ国ニ在テ 天皇政ヲ視ルハ、古ノ大典ナリ。  
蓋大政ハ臣僚ノ專ニスベキ所ニ非ズ。 天皇  
外朝ニ臨ミ、各大臣ヲ集メ、庶務ヲ公庁スル  
ハ、即親政ノ實ヲ拳ゲ、内臣事ヲ執リ、王命  
ヲ出納スルノ弊ヲ塞グ所以ニシテ、之ヲ憲法  
ニ掲クルハ、後世ノ為ニ大政ノ綱要ヲ示スナ  
リ」（注29）と、閣議は「專首相ノ統ル所」  
の内閣制度は日本の天皇親政主義に反するこ  
とを強調している。この点について、第八条  
「内閣員ハ各省大臣（及参事院議長）ヲ以テ  
組織ス」の説明においても、次のように述べて  
いる。「内閣揆一ナラス、太政ノ方向一定  
ナラザレハ、以テ立憲ノ効用ヲ全クスヘカラ  
ズ、総理大臣ハ上勅旨ヲ承ケ、大局ヲ調理シ、  
各部ヲ統督シ、以テ統一ヲ期ス、蓋非常ノ時、  
非常ノ機、至重ノ任至難ノ責ヲ負フ者ナリ、  
今、大宝令太政大臣ヲ以テ則闕ノ官トスルニ  
依リ、内閣ニ総理大臣ヲ置クハ、其時宜ノ須  
要ニ従ヒ、唯タ勅旨ノ扱フ所ニ在ル者トシ、

限ルニ一定ノ制ヲ以テセザルハ、憲法ニ於テ、  
至尊ノ大権ヲ敬重スル所以ナリ、彼ノ欧州ノ  
国、或ハ専ラ首相ノ権勢ヲ重クシ、内閣ノ選  
任ハ、其意見ニ任セ、他ノ各大臣ハ一ニ首相  
ニ系属スルカ如キハ、我国体ノ宜キ所ニ非ザ  
ルナリ」(注30)と総理大臣の専権の内閣  
制度に反対する意を表している。そして、  
内閣の責任問題について、第九条「内閣総理  
大臣及各省大臣ハ其職務ニ就キ各々其責ニ任  
ス」の説明は次の通りである。まず、君主と  
大臣の責任関係について、「一国ノ君主タル  
者ハ、天下ヲ以テ憂トシ道義ノ責極メテ重大  
ナルニ拘ハラズ、法律ノ責ハ至尊ニ及フコト  
ナク永遠間然スヘカラザルノ位置ニ在リ、而  
テ大臣ハ輔弼ノ任ニ居リ其美キヲ奨順シ、其  
悪キヲ匡救シ、力ノ及フ所ヲ尽シ、朝ニ失政  
アルトキハ、躬ヲ以テ責ニ任シ、其過ヲ君主  
ニ帰セザルハ、憲法ノ大義ナリ」(注31)  
と述べている。次に、大臣の責任というのは、  
「我憲法ハ、明カニ大臣責任ノ義ヲ掲ケ以テ

君主ノ尊嚴ト相對照シ、大臣國ニ當ル者ヲシテ負擔ノ重キヲ知ラシム、茲ニ之ヲ正理ニ酌ミ之ヲ事情ニ考ヘ、其積義ヲ明カニシ以テ後世ニ示シ謬誤ノ濫弊無キコトヲ期セントス、曰ク大臣ハ國ニ對スルノ責任アリ、而テ其責ヲ裁制スル者ハ君主ニシテ人民ニ非ザルナリ、議院ハ一ニ建言ノ權ニ依リ其見ル所ヲ以テ君主ニ奏陳スルコトヲ得、ニニ大臣ノ答辨ヲ求ムルコトヲ得、此レヲ除クノ外糾彈斷罪ノ權ハ両ツナカラ有ルコトナキナリ、故ニ大臣ハ君主ニ對シ直接ニ責任ヲ負ヒ又人民ニ對シテハ間接ニ責任アル者ナリ、大臣ノ責任ハ單ニ政事ノ責任ニシテ刑法及民法ノ責ト相關涉スルコトナク、又相乘除スルコトナシ、而シテ法ニ違ヒ輕キハ法律ニ矛盾シ、及其他職權上施政其當ヲ得ザル者皆其區域ノ内ニ在ラザルハナキナリ」(注32)と大臣の責任を制裁するのは君主であり、人民ではない、そして、大臣は君主に対して直接に責任を負い、人民に対しては間接に責任を負うと説いている。

また総理大臣と各省大臣の責任関係については、「内閣総理大臣ハ、機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ太政ノ方向ヲ指示シ各部統督セサル所ナシ、職掌既ニ広ク責任従テ重カラザルコトヲ得ズ、乃各省大臣ニ至テハ其主任ノ事務ニ就キ各別ニ其責ニ任スル者ニシテ、固ヨリ連帯ノ責任アルニ非ス、蓋総理大臣各省大臣ハ均シク天皇ノ選任シ玉フ所ニシテ、各自ノ進退ハ一ニ叡旨ニ由リ首相既ニ各相ヲ左右スルコト能ハス、各省亦首相ニ繫属スルコトヲ得ザレハナリ、彼ノ内閣ヲ以テ専ラ團結ノ一体トナシ、大臣ハ一個ノ資格ヲ以テ参政スルニ非サル者トシ、法律上連帯ノ責任ヲ負ハシムルカ如キハ、固ヨリ我カ国体ノ宜キニ非ス、而テ其弊ハ或ハ連結ノ力ヲ以テ不能ノ大臣ヲ庇護シ又或ハ一人ノ過失ヲ以廷臣ヲ挙リテ一斉ニ更替シ、而テ政党ノ勢遂ニ以テ国ノ大権ヲ左右スルニ至ラントス、此レ我憲法ノ取ル所ニ非サルナリ」(注33)と、大臣はその職務について各々その責任に任ずるといふ大臣の各別

責任を強調し、連帯責任を排斥するのである。

その外に、第十条「内閣総理大臣各省大臣ノ進退ハ総テ天皇ノ大権ニ因ル」の説明においては、「内閣ハ政党争競ノ地ニ非ス、而シテ天皇進退ノ大権ハ、一ニ天皇ノ統フル所ナリ、賢能ニ信任シ成績ヲ終局ニ責メ偉業ヲ永久ニ期ス専ラ君徳ノ剛明ニ頼ルノミ」（注34）と述べ、そして「欧州各国ニ参照スルニ、内閣大臣ノ進退ヲ以テ専議院ノ権ニ帰スル者アリ、此レ乃主権ノ大柄ヲ顛倒シ政党ノ競争ヲ以テ政事ノ淵源トス、我カ国憲法ノ取ラザル所ナリ、本条ノ掲クル所ハ天皇ノ大権ヲ敬重シテ臣民ノ窃弄ヲ容レザルナリ」（注35）とあり、ここで井上の君主主権の主張を読み取れると共に、政党議院内閣制を防止しようとする意向も窺える。そして、第十一条「法律勅令其他國事ニ係ル詔勅ハ内閣総理大臣及主任ノ大臣又ハ臨時代理ノ大臣奉勅対署ス」の説明は、「（前略）蓋大臣政事ノ責任ハ、独法律ヲ以テノミ之ヲ論ズヘカラズ、亦道義

ノ関カル所ナリ法律ノ限界ハ大臣ヲ待ツ為ノ  
適當ノ範圍ニ非サルナリ、故ニ朝廷ノ失政ハ  
署名ノ大臣其責ヲ逃レサルコト固ヨリ論ナキ  
ノミナラズ、即チ情ヲ知り議ニ預カルニ於テ  
ハ署名セザルノ大臣モ亦其過ヲ負ハザルコト  
ヲ得ザル者アリ、（中略）若シ專署名ノ有無  
ヲ以テ責ノ在ル所ヲ判セント欲セハ、公式ニ  
拘ハリ事情ニ戻ルコトヲ免レズ、而テ大臣和  
衷ノ氣象ハ果シテ何クニカ在ル乎、我カ国ノ  
憲法ニ於テ大臣ハ專天皇ニ属シテ議院ニ属セ  
ズ、故ニ責任ノ義唯天皇之ヲ裁制シタマフ、  
而テ對署ハ以テ大臣ノ責任ヲ表示スヘキモ對  
署ニ依テ始メテ責任ヲ生スルニ非ザルナリ」。

（注36）すなわち、大臣の責任を表示する  
のは、法律勅令においての副署であるとして  
いるが、副署以前から、すでに君主に対して  
は責任を負っているとしている。

以上の「初稿」の説明から見られるように、  
井上に考えではその主権不分割論に基づく天  
皇大権を軸にして、内閣の行政輔弼はその軸

をめぐって動いているのである。すなち、内閣の権限はあくまでも天皇大権に属し、天皇の内閣として、政事を輔弼するのである。「初稿」における内閣に関する内容は、「甲案」・「乙案」もほぼ同主旨の内容であって、（注37）井上の基本的な主張であることがわかる。

明治二十年八月、伊藤は井上の「甲案」・「乙案」、及びロエスレル案（注38）を参照しながら、伊東・金子と協議して、夏島草案を起草した。伊藤はこの草案で、井上の案にもロエスレルの案にもない幾つかの条項を入れた。まず天皇大権に関する第二章においては、第六条「天皇ハ諸大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」を挿入し、内閣輔弼の原則を強調した。そして、この内閣輔弼の権限を強めるため、第三章帝国議会で、第三十二条「凡テ法律起案ノ権ハ政府ニ属ス」を入れて、議会の権限を削減しようとした。さらに、第六章行政では、行政権統一の主体が天皇ではな

く内閣であることを表示するために、第七十条「行政権ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一ス」を入れていた。そして、この第七十条と対応させて、第七十三条「各大臣ハ天皇ニ対シ合体又ハ各自ニ其責ニ任ス」を加えた。このような夏島草案の性質について、稲田氏は「（夏島草案において、井上の一引用者）甲案乙案、ロエスレル案のいずれにも見られぬことは、議院の上奏権、請願受理権、質問権などの条がないこと、大臣は天皇に対し責に任ずる云々の条があり、また『国民』の代りに『臣民』が使われていることなどがある。要するに夏島草案は、甲案乙案、ロエスレル案の双方から多く採っているが、そのいずれに比べても、一層保守的であると大体はいえるであろう。そしてこの草案は伊藤博文自身の意見が強く打ち出されており、また伊東巳代治あたりの意見もかなり加わっているもののように思われるのである」（注39）とされているが、むしろ以上の内容から見れば伊藤＝夏島草案

は、まさに坂本氏の指摘するように、「伊藤が内閣制度創設時と同様に、天皇を『常に能動者にして親ら政略を指揮する』君主として規定しようとはせず、総理大臣が『常に能動者にして親ら政略を指揮する』内閣を中心とした政治システムを制度化しようとしていることである」（注40）。したがって、前述した井上の「初稿」とその説明に現れた井上の天皇大権、及び内閣の位置に対する考え方は、明らかに伊藤の意向と矛盾しているのである。

夏島草案ができ上がると、これに参加しなかった井上とロエスレルはそれぞれその修正意見を提出した。次は井上の逐条的修正意見から、井上の伊藤に対する批判と両方の考え方の相違を検討して見よう。

第六条「天皇ハ諸大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」に対しては、まずそれがスタインの説によるものと判断し、そして「若『スタイン氏』ノ説ヲ以テ憲法ノ主義トセハ其結果ハ、第一ニ君主ノ行政権ヲ以テ制限的ノ主権ノ一

ト為サ、ルコトヲ得ズ、第二ニ内閣ヲ以テ一ノ憲法上ノ獨立機關トナサザルコトヲ得ス、第三ニ憲法ニ於テ君主ト内閣ノ輔弼ノ關係ヲ明示セザルコトヲ得ズ、第四ニ法律發議ノ權ヲ以テ之ヲ内閣ニモ予ヘザルコトヲ得ズ、果シテ然ラハ政府ノ体裁ハ往々一變シテ新規ノ型式ヲ現出スルニ至ルヘシ」(注41)と述べている。すなわち、この説を採用すれば、内閣が君主の主權を制限する一つの憲法上の獨立機關となり、現体制における君主と内閣の一体性も変わらなければならないのである。そして、「欧州現行憲法ノ主義ニ依レハ、君主ト内閣トノ關係ハ単ニ宰相ノ君主ニ代リ責ニ任スル事(對署ノ事ハ責任ト相聯ナル)ト、君主ノ任意ニ宰臣ヲ任免スル事トヲ掲クルニ止マリ、行政部ノ職務ハ之ヲ不文ニ付シ、即チ君主ノ完全ナル施行權ヲ認メ、君主ト内閣トハ實ニ一家一族ノ專道德上ノ關係ニ屬シ、法律上ノ規約ヲ仮ラザル如ク其善ハ君主ニ歸シ其惡ハ宰臣之ニ任スルノ圓活ナル範圍ノ中

ニ保タシメタリ、今憲法特ニ一條ヲ掲ケテ大臣輔弼ノ職ヲ明示セバ、必然ノ結果トシテ次ノ問題ヲ生セザルコトヲ得ズ。一君主ト大臣ト意見合ハザルトキハ、輔弼ニ由リ大政ヲ施行スルノ区域ハ何ノ限界アル乎、若輔弼ヲ欠クトキハ君主ハ大政ヲ施行スルノ權ナキ乎（中略）之ヲ憲法ニ掲クルニ於テハ、此ノ一條ヨリ連絡シテ發生スル所ノ理論ノ結果ヲ究察セザルヘカラザルカ如シ故ニ此ノ一條ハ削除アランコトヲ冀フ」（注42）と、この条の削除を希求し、欧州現行憲法のような君主と内閣の関係にならって、大臣の責任と大臣の任免のことを掲げるに止めて、行政部の職務はこれを不文にすることを求めていたのである。ここにおける井上の主張は、やはり天皇主權の不分割、及び天皇と内閣の一体化という原則に基づいた反対意見である。

そして、第三十二条「凡テ法律起案ノ權ハ政府ニ屬ス」に関する修正意見は、次の通りである。「本条ハ、憲法中ノ最大問題ナルヘ

シ、政府ト云語ニ向テ何等ノ解義ヲ予フヘキ  
乎、若奥國憲法ニ從ヒ皇帝ハ責任宰相及各部  
ノ官吏ニ由テ政權ヲ行フノ主義ニ依ルトキハ、  
政府ノ首領ハ即チ君主ナリ、若シチエル氏カ  
謂ヘル如キ、王ハ位ニ臨ミテ政ヲ執ラズトノ  
主義ニ依ルトキハ政府ハ宰相ノ事務局ニシテ  
王ニ關係スルノ名称ニ非ス、今若シ第一ノ解  
義ニ從フトキハ君主ト政府トハ一ニシテ二ニ  
アラズ、而シテ政府ノ行為ハ君主其ノ造意者  
ニシテ宰相以下ハ其助手加功ノ人タルニ過ギ  
ズ、故ニ凡ソ事ノ國權ニ関シ重大ナル者ハ、  
憲法上ニ政府ノ名称ヲ用ヒズシテ君主ニ歸ス  
ルヲ以テ当然トスヘシ、況ヤ法律起議ノ大權  
ニ於ケルヲ乎。(中略)法律ハ最上不侵ナル  
主權者ニ非サレバ之ヲ制作スル事ヲ得ス、各  
國ノ憲法ニ法律起議權ヲ敬重シテ、或ハ之ヲ  
君主ニ專屬シ、或ハ之ヲ君主ト議院トニ分屬  
シタルハ其當ヲ得タル者ナリ、蓋宰相以下ニ  
在テ此大權ニ預ルコトヲ得ス、但シ事實ニ於  
テ君主ノ輔弼トシテ之ヲ助功スルノミ、今若

君主ヲ離レテ法律起議ノ權ヲ宰相以下ニ歸スルニ至ラバ、法律ノ解義ヲ如何スヘキ乎」(注43)。ここでは、井上はまず君主と内閣との一体性に基づいて、法律起案權は政府に属せず、天皇に属すべきだと主張した。そして、法律は、最上不侵なる主權者でなければこれを制作することができない、ゆえに法律起案權は君主に帰属することが当然であると述べたのである。

行政の章における第七十条「行政權ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一ス」に対しては、次のように述べている。「本条ハ第四条ト顯ハニ相矛盾スルコト二種ノ起草ニ依ルガ如シ、第四条ニハ天皇ハ一切ノ國權ヲ総攬スト云、而シテ本条ニハ内閣ハ行政權ヲ統一スト云、抑々行政權ハ一切ノ國權ノ中ニハ包括セザル乎、内閣ハ行政ノ中心ナリトハ學術上ノ常習ノ説話ナルモ、行政權ハ内閣ニ於テ統一ストノ正条ヲ憲法ニ掲クルハ、豈天皇ノ大權ヲ冒触セサランヤ(中略)本条ハ之ヲ修正センヨリモ、

寧ろ之ヲ削除アランコトヲ望ム」(注44)。  
ここにおいて、井上は本条と第四条「天皇ハ  
帝国ノ元首ニシテ一切ノ國權ヲ総攬シ此ノ憲  
法ノ主義ニ基キ大政ヲ施行ス」が矛盾するの  
で、削除すべしと主張したのである。これも  
明らかに、天皇主権の不分割、並びに天皇と  
内閣との一体性に基いた考え方である。

こうした井上の「逐条意見」、及びロエス  
レルの「憲法草案修正意見」を参考にして、  
同年十月中旬頃、伊藤は井上毅・伊東・金子  
の三人を招き、夏島草案の修正会議を開いた。  
ここで作成された修正案が、十月草案と呼ば  
れ、これは明治憲法のほぼ原型である。ここ  
には井上が削除すべきと主張した条文の中で、  
第七十条「行政權ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一  
ス」が削除されたほか、第六条「天皇ハ諸大  
臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」は残され、十  
月草案の第五条「天皇ハ内閣大臣ノ輔弼ヲ以  
テ大政ヲ施行ス」となった。そして、帝国議  
会の章における第三十二条「凡テ法律起案ノ

権ハ政府ニ属ス」は、十月草案の第四十二条「帝国議会ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス」と修正された。すなわち、法律起案権は相変わらず政府に属しているのである。

この十月草案に対して、井上はまたその修正意見を提出したのである。第四十二条に対しては修正意見を出さなかったが、第五条「天皇ハ内閣大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」に対しては、次のように述べていた。「内閣大臣トシテ単数ニ呼フトキハ集合名詞ニシテ内閣合体ノ意義ヲ顕シ、即チ英国ノ共同責任ノ憲法ノ主義ヲ写出ス者ナリ、ムシロ内閣各大臣トナシテ孛國ノ分任主義ニ依ルヘシ、此事後日政事上ノ一大議論ノ種子ナルヘシ、特ニ文字上ノ争ニ非ス」（注45）と大臣の個別責任を主張し、英国のような連帯責任の制を警戒する姿勢を示している。すなわち、内閣大臣を改めて内閣各大臣とすべしと主張するのである。この意見が採用され、後で明治憲法第五十五条で「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼

シ其ノ責ニ任ス、凡テ法律勅令其ノ他國務ニ  
関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」となるに  
至った。

井上の修正意見が提出された後、翌年二月  
上旬から中旬にかけて、伊藤ら四人が会議を  
開いて検討したうえ、二月草案が作成される  
ことになる。この二月草案での著しい変化と  
言えば、まず井上の甲案乙案以来ずっと維持  
されていた天皇の内閣への親臨の規定が削除  
され、そして十月草案第五条「天皇ハ内閣大  
臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」も削除され、  
しかしその「内閣大臣の輔弼」を「國務各大  
臣の輔弼」と改めて、新設の國務大臣の章で  
第五十七条「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ及法  
律勅令其他國務ニ関スル詔勅ニ副署シ其ノ責  
ニ任ス」として、改めて規定されたのである。  
この二月草案は「三月三日乃至五日の井上に  
よる校正によって、説明付の憲法草案ができ  
上り、これを台本として浄写して、はじめて  
『大日本帝国憲法』と題された説明付の憲法

草案が作成されたのであった」（注46）。

二月草案でもう一つ注目される重点は、新設された第四章「国务大臣及枢密顧問」における第五十八条「枢密院ハ天皇ノ諮問ニ応フ」という規定の出現である。そして、最後の確定案になると、その「憲法説明」における第四章の説明は、「国务大臣ハ輔弼ノ任ニ居リ詔命ヲ宣奉シ及各省ノ長官トシテ各部ノ政務ヲ施行ス而シテ枢密顧問ハ至尊ノ諮詢ニ応シ枢密ノ謀議ヲ展フ皆行政最高ノ機関タル者ナリ」（注47）となる。二月草案の修正ができ上がった後、「憲法及び皇室典範の草案を諮詢すべき時期はいよいよ迫ったので、三月に至って伊藤は伊東に命じ、主旨を授けてロエスレルに枢密院官制の草案の起草を委嘱した」（注48）。稲田正次『明治憲法成立史』では枢密院の創設と伊藤の関係について、次のように述べている。「伊藤の書翰で示されているように、我が国の憲法の根本主義は主権を皇室に帰し、至尊の裁断をもって終局の

決定とするにあるから、政府議会の間争議起こった場合は聖断によって解決することになるが、この場合至尊の御困難は非常なものであるから、枢密院が勅裁を仰いで裁決に当るを適当とするという理由によるもののようで、伊藤が自分の新發明だといっているところのものである」（注49）。

しかし、井上は伊藤のこの新發明に対し、必ずしも賛成ではなかった。四月伊藤は井上に書簡を送って、ロエスレル起草の枢密院勅令案について意見を求めたが、井上は次のような意見書で返事した。「（前略）今両府の間の争議を判決するの一の最高等院即ち最上裁判所あらしめハ、議院中の事を好む者ハ瑣事細件においても動もすれハ政府と紛争を生じて、以て最高等院の判決を仰くに至る事宛も今日の府県会か法制局の審理を仰くを以て一の翫弄ニ供すると同一なるへし、若両府の争議において政府ハ敗訟を得たりと仮定せん、縦令其の事件ハ細小なるにもせよ、其の

政府ハ一日も其の地位を保つこと能はずして  
辞職の外無かるへし、何となれハ此の裁決ハ  
君主の親裁にして政府ハ当初より君主の本意  
に違ひし事を表白し、其の信憑ハ地に墮つへ  
けれハなり、此事情に就ては枢密院中の権勢  
を窺望するものニハ不可謂の奇談をも生すへ  
く、我カ国の憲法ハ一種の奇観ヲ呈すへし」  
(注50)。すなわち、政府と議会の間の争  
議を判決するため一の最上裁判所を置けば、  
議院側がこれを利用して、細小な事件につい  
ても政府と争い、最上裁判所の判決を仰ぐ恐  
れがあり、それがたとえ小さな事件であつて  
も、政府が敗訴すれば、辞職するところまで  
追い込まれるという弊害が生じてくることを  
危惧している。

そして、枢密院の制度が憲法の本質と矛盾  
することについて、次のように述べていた。

「更に之を極論すれハ此の制度ハ憲法の大体  
の本質と矛盾すといはざることを得ず、何と  
なれハ憲法の本質によれハ、天皇ノ勅諭ハ内

閣ノ贊襄副署ニ由ラザレハ憲法上ノ勅慮ト看  
做サル者トス、（第一）故ニ政府ノ意想ハ  
即チ天皇ノ勅慮ニシテ、政事ニ就テハ内閣ト  
帝室ノ區別ヲ立ツルコト能ハズ、唯タ然<sup>(47)</sup>リ故  
ニ天皇ノ政事上ノ命令ニ就テハ内閣総テ其ノ  
責ニ任スルニ非ス乎、（第二）今政府と議會  
との紛議ニ就テ天皇更ニ枢密院の輔翼ニより  
此を裁決し給ふときハ、此レ乃チ政府と天皇  
トハ判然として其の固有の意想を異ニスる事  
を徴証するものにして独其の紛争事件のみに  
止まらず、凡ソ政府の所為ハ皆天皇の勅慮之  
外ニ成立する事と解釈することを得へし、試  
ニ勅令又ハ裁可を経たる事件ニ就き問題を起  
したりとせんに、此の時天皇ハ最初ニ内閣之  
奏上を勅許し給へる勅慮と、後に枢密院の院  
議を決裁し給へる勅思と矛盾する事あらんに  
は、如何なる結果を生すへき乎」（注51）。

ここにおける憲法の精神と言えは、天皇の勅  
慮ハ内閣の贊助副署によらなければ、憲法上  
の勅慮と見做せない故に、政府の意思はすな

わち天皇の勅慮である。しかし、政府と議会の紛争については、天皇が枢密院の輔弼によってこれを裁決すれば、天皇と政府との固有の意思が異なる証となる。すなわち政府の行為がすべて天皇の勅慮の外に成立することと解釈することができるようになる。それは、明らかに憲法の本質と矛盾することになる。そして、枢密院の権能に関して、井上は次の意見を出した。「要之枢密院ハ其の権力をして、内閣及議院の上に立たしむへからず、故ニ枢密院の法律解釈之権ハ（憲法をも含む）、行政部内の質問答議に止まらしめ、而して議会との關係を有せざらしむへき歟ニ奉存候（即仏國ノ参議院ニ同シ）」（注52）。以上の井上の意見から見れば、井上はやはり従来主張である政治上の秩序に対する配慮、及び彼の政体に関する基本的な論理「官＝皇」から生じた天皇の意思＝政府の意思という憲法の本質に対する執着から反対意見を述べているのである。すなわち、井上はあくまでも

天皇と内閣の一体性に固執するのである。  
その後枢密院官制は、数回にわたる修正が加えられたすえ、四月三十日に「枢密院官制」と「枢密院事務規程」が公布された。井上の批判を受け入れたかのように、当初伊藤の考えた枢密院の権限は弱められた。しかし、枢密院を単に行政内部の調整機関にするという井上の意見もまた結局実現されなかった。（注53）

総じて見れば、内閣制度の創設を始めとして、憲法草案の四つの検討段階、及び枢密院の設立における伊藤と井上のやりとりは、すなわち明治国家の近代化における彼らの政治理念と天皇観の調整過程の表れである。前述してきたように、伊藤は国体的秩序の重視より、むしろ近代的政治体制の整備に重点を置いているので、彼の政治理念も論理的より、むしろ現実の面に傾いている。そして、近代的政治体制を創設する時、伊藤は天皇の位置付けについて、国体上の考慮より、現実上の

行政体系における天皇の役割を重んじている。したがって、実際に行政を行なわれている内閣に実権を持たせるため、天皇を内閣の天皇とし、内閣を中心とする行政の円滑化を図ろうとするのである。しかし、それに対して、井上はその一貫した国体観念に基づく「官＝皇」の論理を固執し、天皇と内閣の一体性を強調するのである。そして国体秩序を維持するために、行政権統一の主体は天皇であるべきだと主張している。なお、井上は日本の近代化を待望するとともに、欧州の近代化過程を鑑にしながら、近代化に伴なう社会秩序の紊乱現象は避けたいと望んだため、日本の国体と現状には適しないと考えた議院内閣制に対し、終始反対の姿勢を崩さなかった。こうして井上は、日本の近代的政治体制を整備する時、できるだけ議院内閣制の要素を取り除こうとするのである。

この節で比較した憲法の起草過程における伊藤と井上の政治理念の相違については、稲

田正次『明治憲法成立史』で整理された史料を多数参考した。なお坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』の第四章「憲法の制定」においても、天皇と内閣の関係で井上と伊藤の考え方について同様な比較が見られる。ところが、井上の憲法理念に関して、坂本氏は、「井上毅は、内閣制度創設時と同様、英国型立憲政体構想すなわち政党内閣制を阻止するという観点から天皇と内閣との関係を考慮していたのであった」（注54）という見解から、井上の憲法意見を解釈するのである。しかし、井上の内閣制度や憲法に対する意見から見れば、井上の天皇と内閣との関係に対する考慮は、やはりその一貫する国体観念に基づいた政治理念からの考えである。すなわち、井上の考えとしては、近代的政治体制を整える時、なによりも重要なのは、国体に適するような政体の確立であり、井上の論理に即してみれば、すなわち前述した「官＝皇」という論理から構築された内閣と天皇の一体化の原則で

ある。そして、井上にとっては、このような政体を確立するため、国体秩序を破壊する要素である議院内閣制度を排斥すべきだと主張したのである。ゆえに、天皇と内閣との関係に対する井上の考慮は、英国型内閣制を阻止するという観点からの考え方より、むしろ彼の従来からの国体観念に基づいた考え方であると思う。

次節は、この節での検討を基盤にして、内閣制度創設後の井上の宮府一体論とその天皇観を究明して見たいと思う。

【 註 】

- 注 1 『明治天皇紀』第六、五一三～五一四頁。
- 注 2 『明治天皇紀』第六、五一四～五一五頁。
- 注 3 『明治天皇紀』第六、五一五～五一六頁。
- 注 4 鈴木安蔵『太政官制と内閣制』（文松堂書店、一九四五年）一三八頁。
- 注 5 『井上毅伝』第四、九三頁（明治十八年十二月十一日付伊藤宛井上書簡）。
- 注 6 稲田正次『明治憲法成立史』上冊（有斐閣、一九六〇年）七四九頁。
- 注 7 同注 6。
- 注 8 稲田前掲書、上冊、七五〇頁。
- 注 9 同注 8。
- 注 1 0 同上。
- 注 1 1 稲田前掲書、上冊、七五四頁。
- 注 1 2 稲田前掲書、上冊、七三三～七三四頁。
- 注 1 3 稲田前掲書、上冊、七三四頁。

注 1 4 稲田前掲書、上冊、七三五頁。

注 1 5 稲田前掲書、上冊、五四七頁。

注 1 6 稲田前掲書、上冊、五四八頁。

注 1 7 同注 1 5。

注 1 8 同上。

注 1 9 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』

(吉川弘文館、一九九二年)一五八頁。

注 2 0 稲田正次『明治憲法成立史』下冊、

(有斐閣、一九六二年)一頁。

注 2 1 稲田前掲書、下冊、一〇～一一頁。

注 2 2 ロエスレルは次のように論じていた。

「国君ノ権利ヲ列举シテ政務ノ重要ナル範囲内ニ争論ヲ生ゼザラシメ且後來皇帝ノ謙退及勢力ノ衰滅ニ依リ皇帝ノ権力ヲ漸時議院及党派ノ首領ニ推譲シテ国民ノ害ヲ来サシメザルハ實際上必要ナリトスルコト予ノ所論ナリ又日本人民ハ専ラ英語ヲ用イ居リ英国及米国ノ国憲ヲ見聞シ居ルカ故ニ其政事上ノ主義ハ日本国会ニ

於テ必大ナル勢力ヲ占ムヘキハ尤モ  
注意スヘキノ一ナルカ如シ故ニ今ニ  
於テ其予防ヲナシ憲法ニ皇帝ノ權力  
ヲ明記シ紛議ヲ生シ易カラサラシム  
ルコト必要ナルカ如シ」。(稲田前  
掲書、下冊、一三頁)

注 2 3 稲田前掲書、下冊、四四頁。

注 2 4 稲田前掲書、下冊、五〇頁。

注 2 5 稲田前掲書、下冊、五六頁。

注 2 6 伊藤は夏島草案において、甲案・乙案  
やロエスレル案に存在した議会上奏  
権、請願受理権、質問権などの諸条を  
削除したのに対して、井上は「憲法ナ  
ク議院ナケレバ已マンノミ、既ニ憲法  
アリ議院アルトキハ少クトモ相当ノ權  
利ヲ以テ議院ニ予ヘザルヘカラズ、憲  
法ヲ設ケ議院ヲ開クハ主要ノ目的トシ  
テ以テ權勢ノ平衡ヲ保チ偏重ノ專横ヲ  
防カントス、此事独現在ノ為ニ謀ルニ  
非ス、即チ将来ノ為ニ国ノ幸福ヲ永久

ニ維持セントスルナリ、此レ固ヨリ喋喋ヲ暇ラズ、議院ノ政府ニ対スルノ権如何、（一）大臣弾劾ノ権（二）行政審査ノ権（三）政府ニ質問シ辯明ヲ求ムルノ権（四）請願ヲ受ルノ権（五）建議奏上ノ権（中略）第三第四第五ニ至テハ多少ノ制限ヲ加ヘテ其濫用ヲ防止スルニ拘ラズ、各国立憲ノ制ニ於テ之ヲ許可承認シテ以テ憲法ノ美德、国民幸福ノ淵源トナサマルハナシ、此レヲモ愛惜シテ予ヘズトナラバ憲法ハ何ノ為ニシテ設クルコトヲ知ラズ、議院ハ何ノ為ニシテ開クコトヲ知ラズ、實ニ我カ憲法ノ性質ハ距今七八十年前千八百年代ノ初メニ於ケル独乙各小邦ノ憲法ニモ比較シテ遙カニ劣等ニ居ル者タルコトヲ免レザルベク」（稲田前掲書、下冊、二二八～二二九頁）と主張していた。

注 2 7 鈴木安蔵前掲書、一四六頁。

注 2 8 同注 2 7 。

注 2 9 鈴木安蔵前掲書、一四六～一四七頁。

注 3 0 稲田前掲書、下冊、五二頁。

注 3 1 稲田前掲書、下冊、五三頁。

注 3 2 同上。

注 3 3 稲田前掲書、下冊、五三～五四頁。

注 3 4 稲田前掲書、下冊、五四頁。

注 3 5 稲田前掲書、下冊、五五頁。

注 3 6 同上。

注 3 7 稲田前掲書、下冊、第十八章第三節  
に参照。

注 3 8 明治二十年四月三十日ロエスレルはドイツ文の憲法草案を井上のもとに提出した。ロエスレル案と甲案乙案は大体同じ性格の草案といえるが、甲案乙案の方が幾分民主的要素を多くもっている。（稲田前掲書、下冊、一二七～一二八頁に参照）

注 3 9 稲田前掲書、下冊、二一三頁。

注 4 0 坂本一登前掲書、二三〇頁。

- 注 4 1 稲田前掲書、下冊、二一七頁。
- 注 4 2 稲田前掲書、下冊、二一七～二一八頁。
- 注 4 3 稲田前掲書、下冊、二二五～二二六頁。
- 注 4 4 稲田前掲書、下冊、二三五頁。
- 注 4 5 稲田前掲書、下冊、三二二頁。
- 注 4 6 稲田前掲書、下冊、三九五頁。
- 注 4 7 鈴木安蔵前掲書、一五一頁。
- 注 4 8 稲田前掲書、下冊、五三六頁。
- 注 4 9 稲田前掲書、下冊、五三九頁。
- 注 5 0 『井上毅伝』第二、一四～一五頁。
- 注 5 1 『井上毅伝』第二、一五頁。
- 注 5 2 『井上毅伝』第二、一六頁。
- 注 5 3 枢密院官制第八条「枢密院は行政及立法の事に関し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干与することなし」という規定から見れば、井上の批判が受け入れられたようであった。しかし、第六条「枢密院は左の事項に付会議を開き意見を上奏し勅裁を請

ふべし」とその第一項「予算其他会計上の疑義に関する争議」の規定から見ると、枢密院が紛議を直接裁決する機関ではなくても、政府と議会との間の争議に介入する性質は変わらないのである。

注 5 4 坂本一登前掲書、二三五頁。

## 【第二節】 井上毅の近代的君主観

前述した通り、井上は西洋の政治体制を見聞して、日本と西洋の根本的な国体の差異を体得してきたので、日本の近代への進路は、国体の秩序を妨げないような近代化であるべき、近代化の必要に合わせて、日本の伝統的国体の確保も当面の急務となりつつあると考えた。彼が考えたあるべき国体は、儒学だけではなく、日本の独特な国学の内容をもその国体論の重要な構成要素とする国体である。所謂「儒学的・国学的」国体である。また、国体的な君主像の確立も肝心なことと考えた。すなわち、天皇が近代的政治君主に変身していくにつれて、その「儒学的・国学的」君主像の確立も不可欠であるとされたのである。また、天皇と同様に治者の立場にいる官僚も、天皇の変身と同じ理由で、近代的体制の整備につれて、公共権力である国家の官僚でありながら、「儒学的・国学的」君主である天皇

の家臣としても位置づけられてくるのである。そして、井上が国体的統治秩序を近代的統治原理に適合させるため、その天皇は公的にしか存在できないという論理を提起した。その論理によって、同じ治者の立場にいる天皇と官僚は一体でなければならない。すなわち、皇室と官府を分離することはできないとされたのである。

しかし、近代的政治体制の整備につれて、「公」と「私」の分離は必然的な傾向となる。皇室財産の設定を始めとし、内閣制度の創設によって、皇室の「公」と「私」の分離ははっきりした形になった。明治十八年十二月二十二日太政官達第六十九号第二項に「内閣総理大臣及外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務遞信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス」（注1）とあるように、宮内省は明らかに内閣の外に置かれ、宮中府中の別は機構上において明瞭な形になった。さて、それでは、井上の宮府一体論も行き詰まったのか、或いは別の論理

によって、置き換えて生き延びているのか。  
前節で検討してきた近代的政治体制における  
井上の意見から見れば、その宮府一体の主張  
がまだ存在している。そこから、伊藤の主張  
との大きな差異が表れてきた。内閣制度の確  
立によって、機構上の宮府分離が事実として  
現れてきた時、井上はその宮府一体の主張を  
どのような論理で説明するのか。この点を、  
彼の「非議院制内閣論」（明治二十五年三月）  
と「君主循法主義意見」（明治二十五年）に  
沿って、見ていきたいと思う。

前述したように、井上は単に国体の観念に  
執着するために、その宮府一体論を提出した  
のではなく、彼はやはり伝統的統治秩序を近  
代的統治原理に適させるために、宮中府中を  
一体化しなければならないという主張を立て  
てきたのである。そして、その伝統的統治秩  
序の最も基本的な原則は、すなわち天皇は国  
家統治権の主体でなければならないというこ  
とである。この原則を失えば、井上の政治論

理が完全につぶれるのであるから、国民主権論や議院内閣制論は井上にとって、絶対排除すべきことは、井上の国体論から考えれば当然な成り行きである。だから、機構上の宮府分離にもかかわらず、主権が天皇にある限り、井上の宮府一体論はまだ存在する余地がある。それは、前節で検討した憲法草案をめぐる井上の意見から見れば明らかであるように、井上の主張は天皇と内閣の一体性に集中しているのである。すなわち、憲法の規定によって、主権者としての天皇がその統治権を行使する際に、内閣の輔弼が必要であるというところから、伝統的統治秩序における「皇＝官」の論理が「天皇の意思＝政府の意思」という「憲法精神」に置き換えられうる。そこで井上は依然として彼の宮府一体論を固執できるのである。だから、彼の国体観から築かれた宮府一体論は彼の憲法思想や憲法意見を貫いてきた。

それゆえ、内閣制度や憲法についての井上

の意見で見られるように、英国流議院内閣制度に対し、これに堅く反対する彼の態度は、政治上の利害関係に基づいたものではなく、彼の政治理念の根本的なところから議院内閣制と相容れないということに基づいていたのである。そして、近代法と接触してから、井上の国体観がだんだん形成され、そして立憲政体のモデルの選択問題に面した時、井上は必然的に彼の国体観に合わせるようにプロイセン流君主立憲体制を主張するようになる。したがって、近代的政治体制の整備過程において、井上が終始議院内閣制に反対する根本的な理由は、やはり彼の伝統的秩序観念及びその国体観に基づいたものである。だから、井上の近代的国家観を究明する時、彼の近代的政治理念と国体観を分離させて考えることはできないと思われる。

次に、井上の「非議院制内閣論」に述べた議院内閣制に反対する理由から、日本を近代的国家として建設する時、なぜ君主主権でな

げればならないのか、そして近代的君主としての天皇と内閣はどんな関係であるべきなのかということについて見ていきたいと思う。

井上はまず民主主義が大政維新の業を妨害することについて、次のように述べていた。

「願ふに大政維新の業は、幕府に委任したるの政権を皇室に復歸し、内は以て政令一途に出てしめ外は以て列国と対屹し、大に国家社会の進運を冀望せしに外ならさりき、然るに外交の事今尚ほ其素望を達するに及はず、而して或る点より云へは内政僅に釐正の初步に在るに際し、早く既に泰西の政理談に昵み、而かも浅薄極端の議論を喜び、再び上に統ふる国権の中心を変して、之を下に移さんとし或は之に籍口して私利私栄を計るの資として私党相携へて、斯の明治の盛業をして中道にして沮廢せしめんとするが如きは、慨嘆せざらんと欲するも得べからざるなり」。(注2)

すなわち、西洋列強と並び得るような近代国家を建設するために、内政の統一はその前提

であり、「内は以て政令一途に出てしめ外は以て列国と対峙」しなければならない。ゆえに、内政がまだ初步にある段階で、早く西洋の民主主義を取り入れるのは適當ではないと主張するのである。すなわち、国権の中心は皇室にあるべきであり、これを下に移せば明治維新の業を中道にして弛廢するようになることを警戒している。

そして「抑々勤王と云ひ討幕と云ふもの豈只だ名分に拘はるの空論ならんや。蓋し国運を開進するに於いては、主権一に歸し機宜活敏以て社会を保全するの必要に迫られたるに由来するや明白なり。然るに忽焉之を遺忘し、乍ち今日にして政党内閣則ち議院内閣の説を主張し、君主の大権に対峙して両岐の政体を行はんとする者あるに至ては、曷そ其邪妄を闡かざるを得んや。（中略）我社会は素より国権の分離を許さざるなり、蓋し議院制内閣論を主張して竟に政府をして議院一二百人の機関たらしめんとするの暴論は、既に名分に

於て我君主統治制と相容れざるのみならず、  
又政權を分離し、国威を失墜し、社会の勢力  
をして、政權の争闘に消耗するの端を啓くも  
のと云ふへきなり」(注3)と社会を保全す  
るために、主權を一にする重要性を述べ、な  
お議院内閣制の主張は、名分において明治国  
家の君主統治制と相容れないものであると同  
時に、政權の闘争の種にもなることを主張す  
るのである。すなわち、国家だけではなく、社  
会秩序の安定という面から考えても、主權を  
一つにすることが重要であり、そして「君主  
の大權に対峙して両岐の政体を行はんとする」  
議院内閣制は日本の社会にとって、危険な存  
在であるとしたのである。

さらに、欧州の実例を挙げて、議院内閣制  
の弊害を述べている。

「欧州大陸の諸国英国の制度を觀て、以て  
法律の力に由り之を自国に移さんとを試  
みしが仏國の如き最も其機熟せるにも拘  
らず尚且失敗を免れざりき。蓋仏國の今

日に至て、昔日急激の変更を政事に試みたるを悔悟するは、一の公然の秘密なり。其の学者政事家にして遠慮ある者は、政党内閣の弊を矯正するの策を講し、近年仏國々会に於て屢々問題となりし、彼の『ガードンドブイレン』氏の案の如き、陸海軍大臣を政党の外に卓然中立せしめ、議院の信用を以て進退せしめさらんことを主張し、極左党の代議士より之か議案を提出し『ミシエアン』氏は、亦其主義を推して外務大臣にも及ほし外交の衝に当る者にして下院の向背を窺ふて政策を左右せしむるは、外国に対する仏國の弱点なるを痛論せり。(中略) 仏國南方の新聞を一読するに、有名なる『ソレイ』新聞の如き断言して曰く、仏國をして再び君主制を復旧せしむるか、大統領をして有期の君主たるの實力を与ふるにあらされは、独普に対するの会稽の恥辱は之を雪くの望なきに至らんと。其論や

痛激に過ぎ一政党の私議として見るべきも、独人が最も衷心に恐悸する所たるなり、夫れ民主の仏國尚ほ議院制内閣の弊毒に懲り、寧ろ大統領の信任に一委して内閣を組織せしめ、以て内外の衝に当らしめんとせり。是一場の空論にあらず積年実験の已を得ざるに出でたるの嘆声なり。」（注4）

とまずフランスの政党内閣制による弊害とフランスにおける有識者の後悔を述べた。なお、「白耳義は一小国なりと雖も、人文の精華を集めり。殊に立憲制は独逸及諸外国に模範を垂れたりと云ふも、是れ國小なるが為に外国の大敵に拮抗するの政策を須ひるを要せず、力を内治に専にするを得るが故に能く議院内閣の制を維持することを得たるなり（中略）然るに白耳義に於けるも、尚其弊に堪へざらんとするの事實は、白國の博士として声誉全欧に轟けるラウラン氏が其著書に於て、議院は

政権争闘の市場となり、而して立法の職を尽すこと能はず。故に議院内閣の制を廢することを得ざれば、別に国会以外に立法會議を設立するにあらざれば誠実なる立法部は得て望むべからざることを詳論せるを以て知るに足るべし。是れ博士が机上の空論にあらずして實際の利弊を察したるに由り、白耳義の上院に此の提案を為したる所以なり。夫の極端なる自由主義を主張する英国のミル氏及ヘヤ氏等の政論家も、亦議院制と誠実なる立法部の併行し能はざるを洞見し、嘗て英国々会以外に独立の立法會議を設けんことを望みたることありき。又以て議院制内閣の制度を習慣とする国に於ても、国会は政党の賭博場となり、国家社会の福利を計る立法の天職を尽す能はざるに至らしむるを瞭知せるを見るに足るべし」。

(注5)

すなわち、白耳義が議院内閣制を維持しう

る原因は、外敵に対抗する必要がなく、内治を専らにすることができたからである。しかし、それにもかかわらず白耳義においても議院内閣制の弊害に堪えられなかったところがある。それは、議院は政権闘争の場であるから、立法の職責を尽くすことができないようになる。すなわち井上はここにおいて、議院内閣は誠実な立法部として期待できないという点を強調しようとするのである。

そして、これについて「欧州大陸に於て国富み兵強く世界に雄飛する独國の如き、奥國の如き、魯國の如きありと雖も、皆議院制内閣の国にあらざるなり」（注6）とあり、そしてドイツの例を挙げ、次のように述べる。

「独逸のビスマーク公の如き（中略）自ら保守党の一人として議院より出身せりと雖も、一たび君主の信任を担うて内閣に入りしより、内閣は君主の内閣にして保守党の内閣にあらざることを宣言し、自党をして初より我政略の翼賛者たらさらしめたり。故に時勢の変転

に随ひて、或は保守党、或は国民自由党、或ハ中央党其当時の議院の多数を制して『ウイ  
ルヘルム』第一の偉業を遂げしめたり。立憲  
君主内閣の主義は蓋し此に外ならざるなり。  
若しビスマーク公をして彼のフンゼン氏が試  
みし如く自党の勢援を引き以て其内閣の重き  
を致さんとせしならば、政党の盛衰を追て大  
臣進退せざるを得ず政策随て堅固ならず、恐  
らくは独乙統一の今日あるへからざるなり。」

(注7)とドイツが成功した原因は、「ビスマ  
ーク公」の「内閣は君主の内閣にして保守  
党(自党—引用者)の内閣にあらず」という  
信念にあることを強調したのである。

井上は欧州の実例をとって、その優劣を比  
較したあと、議院内閣制の政治理論が日本の  
国体と憲法に許されない理由について、論述  
している。まず議院内閣制の多数決原理につ  
いて、次のように批判した。

「世の政党政者流は、多数は少数を圧抑すべ  
きを自明の原理とし、何か故に少数は多

数に屈服すへきかを証明せず。蓋し多数決を以て一切万事に適応せしめんとするは我国体の天性にあらざるなり。又少しく欧州の制度史を修学したるものは彼に在りても亦近世の一風潮に過ぎざるを熟知すへし。古羅馬人は民衆の声は神の声なりと云へり。是尚我東洋の古哲か民人の帰向を以て天命に托すると其の理を一にし、国家の大勢の争ふへからざるを謂ふのみ、何そ必しも之を現今の法制に由る機械的の選挙法議事法の神聖なるを誇言するの理由とするに足らんや。仮りに民衆の声は神聖なりとするも、直接国税十五円以上を納むる男子の選挙に出る議院を以て神の声なりと断言すへきか。縦し万口一致なるも尚且つ然らざるを知る。況や多数を以て少数を圧し、辞を輿論に仮りて、国権政柄を奪掠せんとするに於てをや。我忠良の臣民は帝国の運命を挙げて此の危険なる多数圧制の原則に一

任するを甘んずる乎、吾曹決して然らざるを信するなり」(注8)。

ここにおいて、井上は議院内閣制の多数専制の非を指摘した。またその理論が帝国憲法に反するものであることについて、引き続き論述していた。

「所謂議院制内閣なるものは、法理にあらすして政治の趨勢なり、故に理論を以て之を強行せんとするも能はざること、(中略)抑々英国に於ける政党内閣の制は近代偶然の事実にして其法理にあらざる(中略)若し果して主権の柄は民選議院多数の掌握するものとせば、憲法が国会に二局を設くるのは何の為めぞ、國務大臣の任免は君主の大権に専属せしむるは何の為めぞ、之を議院の互選に委すること尚議長を互選するが如くするも妨なからんのみ。単に衆議院を以て帝国議会と云ふべからず、其多数は未だ以て国会の多数と認むべき理由なしとす。我帝国議

会は之を二院制に則り以て二局部平等の職権に偏重なからんことを期せり。然るに今の党派者流は衆議院をして唯一権力の主体たらしめんとする者にして、啻に国体を遺忘するのみならず亦憲典を藐視するものと謂ふべし。若し国会をして政権の中心たらしめ、政府をして其臣僕たらしめんと欲せば兩院一体と為り、卓く政府の上に聳立せざるべからずと雖も、是れ豈帝国憲法の許す所ならんや然らざれば、純乎たる民選一院の制を採るべきのみ。彼の政業者流の実務に迂なる衆議院の多数を有するときは、自由自在なる施政を為し得べしとする乎」（注9）。

ここでは、衆議院を唯一権力の主体とする政業者流は、国体と憲法の精神に違反し、そしてもし国会を政権の中心とすれば、兩院一体となって、政府がその臣僕となるようなことも憲法の許さないところであると強調した。したがって、「若し政業者流の企望の如くせ

ば、政治の権柄は政府及上下両議院の三者の軋轢の爲めに統合歸一する所を失ひ、鋭精を消磨するに至り、良民は其施政の主義の不堅固にして常軌なきに苦み、外国は機に乗じて内を窺はんとするなきを期すべけん耶」（注10）。すなわち、政業者流の論説が、国内の不統一をもたらすうえに、日本を外国からの侵略に導く危険もあると井上は警告しようとしたのである。

以上は政業者流の多数支配の論理を駁論したものであり、そしてまたドイツの「トライチケ」の論説を借りて、議院政治は貴族政治であり、真正の民衆政治はやはり君主制にあるという主張について説明している。

「トライチケ博士の論旨に議院政治の制は、貴族政治にして平民政治にあらざるなり、真正の民衆政治は君主制にあらされは之を行ふこと難し、何となれば如何に選挙の法を巧精にし、法制を縝密にして之に具ふるも、真正の民衆翼望を議院に

代表せしむること容易ならされはなりと云へり。又曰く英国の社会は貴族的なり、故に議院制を行ふことを得、我独逸国の社会は民衆的なり、故に君主制にあらざれば国民を率うること能はずと。我曹は博士の論を聞き大に我国の現状に対し殊に其感深からざるを得ざるなり。夫れ我国は封建の制を改め四民一政権の下に帰服し、貧富貴賤の差英国に於けるが如く甚しからず、寧ろ維新以降の社会は民衆的の社会なりと云ふべきに似たり。然るに現行選挙法の結果は、或は土地の所有者をして過分の代表者を議会に出さしめたるが為めに、社会的の問題に遭遇せば議会は土地の利益に偏重し、社会の他の利害に感応すること鈍ならんとす。是を以て偏へに国家の長計を思ふものは、所謂社会問題の生ずる日に於て、社会の階級の利害の軋轢の為めに、議会と社会と相背馳するの奇観を呈することあるべ

きを憂ふるなり。未だ議院内閣の制を採らざるも尚然り。況や社会の一階級に偏する議會を以て直に政府を組織せんとするに於ては、其軋轢の弊更に一層を加へんとす。社会問題は到底免るべからざる所ろなり。（中略）全能の君主上に在りて信任動かざるの政府能く社会層級の利害の軋轢を調和するの用を為すにあらされは、国家の団結は得て鞏固を望むへからず、即ち政党の起伏に関せざる君主内閣の亭々として議會の上に立つに非されは、永久生存する国家の進運を増すこと能はさるなり」（注11）。

ここで井上は「トライチケ」の論理を借りて、議院内閣制が貴族の利益を代表するのに対して、君主制は平民の利益を代表することをまず説明した。そして、維新後の日本社会はドイツと同じように、民衆的な社会であるので、英国のような貴族的社会で行なわれた議院内閣制を採用することができず、ドイツ

で実行された立憲君主制を取るべしと述べているのである。ここでは、井上は明らかに、社会の各階級の矛盾を調和できるのは、やはり国家の頂点に位置する全能の君主と、君主の信任を得る政府との結合による君主内閣制でなければならぬと主張するのである。

そして、議院内閣制と君主内閣制における大臣の責任問題を次のように比較した。「獨國公法の大家ラバンド氏は、大臣の責任を論じて曰く、議院制内閣は大臣専制の政体なりと。蓋し大臣の専恣に民人の忌嫌する所なり。然れども、若し議院内閣の制を採るときは、大臣は議会の名に於て下民を圧抑することを憚らざるべきなり。何となれば議院多数の信任を獲収人民の名に於て人民に臨めはなり、而して其責は咸く民衆の選挙せる議院に歸するなり。我曹人民は君主の圧制は尚忍ぶべきも、大臣の専恣に至りては之を忍ぶへからざるなり」(注12)、とまず議院制内閣における大臣は人民の名を借りて、専制の実を行

なうおそれがあると述べ、そして「立憲君主内閣制に於ては、其名義は君主の意旨を奉じ大臣行政の権柄を握ると雖も、其実際は大臣自己の責任に於て百政を施行するが故に、夫の大臣は議院の代表者にして議院の意志を執行する者なりと云ふの口実を以て其責を議院に嫁讓すること能はざるなり。是れ立憲君主制の内閣は其責重く議院制の内閣は其責軽き所以なり。英国公法家の説に曰く、議院内閣の制行れてより以来、殆ど大臣弾劾と云ふこと廢せられたりと。蓋し大臣の行為を檢束し若し法に觸るゝ者あれば乃ち之を審明糾断するの制度は、立憲君主制内閣にあらされは行はれざるなり。」（注13）と立憲君主内閣制においては、大臣は個別に責任を負っているので、議院に責任を転嫁することができない、ゆえに議院内閣制の大臣より責任が重いとするのである。ここで井上が強調しようとするのは、議院内閣制を採用すれば、大臣の責任が軽くなるから、かえって大臣専制の結

果を招きかねないということである。

そして、日本の立憲政体については、「今や我国既に立憲の制を取り、帝国議會を開く民衆の翼望を容るゝに吝なるべからざるは無論なりと雖も、議會は誠意誠心を以て憲法の命ずる職分を尽せば則ち足れり、夫の政府の組織の如き、憲法は全然天皇の大権に存し之を動かして下に移さしめざるものなり。則ち議會にして其本分を遺れ法令の制定政策の利害は挙て之を政府に委し、却て君主の大権に専属する閣臣の進退にのみ勢力を及ぼさんとするは、抑憲法の精神に遵ふものと謂ふべき乎。國務大臣は其信任に対しては、君主に向けて其責を有し、政策の利害に対しては間接に国会の監督を受け、輿望に随ふの施政を為すへきものたり。然るに之を翻して大臣の信任は議會の決にあり、施行の細目は君主の命に依るへしと云ふ、是れ本末を転倒するの暴言にして、国体之を許さず、憲法之れを容るさす、我曹人民豈亦之を恕るさんや、」（注1

4) と天皇・政府と議会の関係について彼の考えを述べていた。すなわち、天皇は国家の主権であり、閣臣の進退は天皇の大権に専属し、そして政府は天皇の信任を得て、天皇に対して直接の責任を負うが、国会の間接的監督を受けるといふ体制の主張である。ここにおいて井上が強調しようとするのは、やはりその国体と憲法の双方に適合できるような宮府一体の立憲体制である。

以上は、「非議院制内閣論」において井上が議院内閣制に反対した理由から、井上の考えた日本のあるべき立憲体制、及び天皇・内閣と議会のあるべき関係について、検討してきた。

次は同じく憲法発布後の文章である「君主循法主義意見」から、井上の考えた近代的君主としての天皇像を探ってみよう。すなわち、「儒学的・国学的」君主でありながら、近代的政治君主でもあるような井上のあるべき君主像を明らかにしたいと思う。

井上が、この文章でまず提出したのは、「  
帝室ハ法律ノ内ニ在ルベキヤ、又ハ法律ノ外  
ニ在ルベキヤ」という法理上の問題である。  
そして、この問題については、日本の上古以  
来の国体に沿って見ると、「至尊ノ大権ト国  
家ノ大法トヲ以テ一ニシテニナシトスルモノ  
ト如シ。今其例証ヲ挙グルニ難シト雖、之ヲ  
古言ニ徴スルニ、『ノリ』トイフ語ハ古人『  
法』又ハ『則』ノ字ヲ以テ之ヲ填訳シタリ。  
而シテ『ノリ』ナル語ハ『ノリト』又ハ『ミ  
コトノリ』ナドイヘル『ノリ』ヨリ来ルモノ  
ニシテ、其ノ原意ハ即チ『言』又ハ『宣』ノ  
字ノ義ナリ。播磨風土記云、大法山品太天皇  
於此山宣大法、故曰大法山ト。此ノ意義ニヨ  
リ推証スル時ハ、至尊ノ詔勅ハ、即チ臣民ノ  
法則ヲナスモノニシテ、『ミコトノリ』ト『  
ノリオキテ』トハ一ニシテニナキモノナリ。  
中古以来今ノ所謂法則ヲ『オキテ』トハ名ツ  
ケタリ。『オキテ』トハ『置キタル手』トイ  
フコトニシテ、某々ノ法則ニ主権者又ハ発令

者ノ手形ヲ置キ、即チ今ニテ言ハバ印璽ヲ捺シタルヲイフナリ。(中略)故ニ言法一致ハ、我カ国ノ歴史上ノ国体ニシテ、而シテ言行ノ違ハザルベキハ、又惟神ノ道ノ『マコト』トイヘル一大主義ニ基クヲ以テ知ルベキナリ」(注15)、と法律の語源から、天皇の言法一致は日本の国体に基づいた一大主義であると述べている。

また、中国の例を取って見れば、「支那ニテ歴史家が舜ノ徳ヲ称シテ、言為法、行為則トイヘルハ、暗ニ我カ国ノ古義ニ合スルモノナルベシ。中古ノ宣命ニ『ノリノマニマニ』トイフ語アリ、即チ法ニ随フトイフ意ナリ。是レ先王ノ遺法ニ従フノ意ナリ。支那ニテハ周ノ詩ニ周王ノ徳ヲ称シテ、不愆不<sup>(マ)</sup>遺<sup>(マ)</sup>遵由旧章ト云ヘルモ、亦此ノ意ナリ。是ニ由リテ觀ル時ハ、君主ノ言ハ即チ法則トナリ、而シテ既ニ法則トナル時ハ、君主モ亦所謂誠トイヘル一大主義ニ基キ其ノ法則ニ従ヒタマフベキコト疑フベクモアラズ。」(注16)すなわ

ち、中国の聖人の政も言法一致という主義に基づいたものである。

そして、また西洋の例を挙げて、次のように説明した。「之ヲ欧州立憲ノ学理ニ参照スルニ、此ノ事ニ付キ羅馬ノ主義ト独乙ノ主義ト懸隔ノ不同アリ。羅馬ノ主義ニ依ル時ハ、専ラ主権無限ノ説ヲ主張スルガ故ニ、帝王ノ主権ヲ掌握スル間ハ帝王ハ法律ニ服従セズトノ論ヲ唱ヘタルガ、其ノ後一変シテ他ノ一方ノ極端ニ走り主権在人民トノ僻説ニ陥リ、遂ニ收拾スベカラザルノ乱階トナルニ至レリ」

(注17)、ローマの主義の極端な君権無限の主義は、かえって主権在民の説に変化しやすくなると述べていた。しかし、ドイツはこれに反して、「古来君主ハ法律ニ依ルトノ主義ヲ執レリ」(注18)とする。井上は英国の「ブラクストン」という学者の説を引用して、欧州の立憲主義の源流について、次のように述べた。「国王ノ職務ハ、法律ニ従ヒテ国民ヲ統治スルニ在リ。是レ随意不定ノ政治

ヲ為サザル、我カ欧州大陸ノ独乙祖先ノ制ナリ、是レ嘗ニ自然自由道理及社会ノ主義ニ符合スルノミナラズ、常ニ英国通法ノ重要トスル所ニシテ、王権ノ最盛ナル時ト雖亦然リ。頭理第三世ノ時ニ『ブラクトン』著ス所ノ書中ニ言ヘルコトアリ。曰ク王ハ人ニ従フヲ要セズ、只神ト法律トニ従フヲ要ス。何トナレバ法律ハ王ヲ立ツレバナリ、蓋シ其欲スル所ニ従ヒテ統治シ、法律ニ従ヒテ政治セザル国ニハ、真ノ王ナシ」（注19）。なお、「独乙学者ノ説ニ従ヘバ、『君主ハ国ノ上ニ在ラズ、又国ノ外ニ在ラズ、而シテ国ノ中ニ在リテ、国ノ最高機関タリ』トイフ、是即チ君主モ亦法律ノ範囲内ニ在ルベキ主義ノ基ク所ヲ説明スルモノニシテ、我カ憲法ニ国ノ元首トイヘル大義ト正ニ相符合スルモノナリ」、（注20）とドイツの君主主義は日本の憲法における元首の大義と合致することを説明した。

そして、「総テ之ヲ約言スルニ、我カ国ノ国体及ビ憲法ニ於テハ、至尊ノ言行ハ自然ニ

法律ニ一致スルモノニシテ、決シテ相矛盾スルコトナシ。而シテ彼ノ英国人ノ法律ノ力ニ倚リ君主ヲ立ツト云ヘル説ハ、固ヨリ我カ国体ト霄壤ノ別アル者ナリト雖、帝室ハ法律ノ外ニ立ツコトヲ得ズ。而シテ法律ト相一致セザルヘカラザルハ、又不易ノ大則ニシテ、彼ノ所謂君主循法ノ主義ト亦相同キ者アリ、故ニ帝室ト法律トノ關係ニ於テ此ノ一大主義ヲ標準トシ、帝室及ビ帝室所属ノ臣僚ハ諸般ノ法律規則ニ従ハザルベカラズ、法律規則ノ禁令ヲ犯スベカラス」(注21)と結んでいる。

すなわち、井上が最も強調しようとするのは、天皇の言行は「自然に」法律と一致することである。そして、それが日本の国体や憲法に「自然に」符合するのである。この点については、井上がその「古言」で強調したように天皇の支配が「自然に」近代的統治原理に適應できるという「しらす」型統治原理の考え方を想起させる。

西洋列強に並び立てるような近代的明治国

家を建設しようとした時、対外的な独立の前提としてまず内政の統一が要請された。王政復古によって、その統一の機能を天皇に果たさせるようになる。そして、明治国家の近代化と共に、天皇を近代的政治君主として変身させてくる。しかし、自由民権運動の活発化につれて、君主主権に対する国民主権の思想も唱えられるようになる。すなわち、その時の明治国家は立憲君主制か、議院内閣制かという岐路に立つようになる。近代的官僚としての井上は、勿論自由民権運動者と同じように、明治国家の近代化を望んでいる。しかし、日本と西洋の根本的な国体の差異を体得してきた井上は、社会の安定を保たなければ、真の独立ができないという考慮に基づいて、近代的政治体制の確立が国体秩序を破壊しないように警戒している。近代的政治体制をどのように国体と矛盾なく融合できるかということが井上の最も苦慮したところである。そして、近代的立憲体制を整備した時、日本の国

体と最もかかわっているのは、天皇の位置付けの問題である。前にも述べたように、憲法上における天皇の位置付けは井上の最も苦心した問題である。すなわち、天皇を近代的政治君主にさせると同時に、国体上の「儒学的・国学的」君主であることができるような君主像をたてなければならない。そして、近代的政治君主としての天皇は、恣意的な前近代的君主と違って、必ず憲法の規定にしたがって、その統治権を行使しなければならない。それは、明治国家を西洋から認められるような近代的文明国家として立てる場合には、その国家の頂点に位置する君主も西洋諸国から承認されうるような近代的君主でなければならないまい。万世一系の国体上の天皇が、近代的政治君主にもなれるような統治の正当性は、すなわち井上の考えた「自然に」近代的統治原理に適應できるような天皇制によって保障されるものであった。そして、そのためには天皇の言行は自然に法律と一致するものとし



【註】

- 注 1 鈴木安蔵『太政官制と内閣制』（文松堂書店、一九四五年）一四二頁。
- 注 2 『井上毅伝』史料篇第三、六二二頁。
- 注 3 『井上毅伝』史料篇第三、六二二～六二三頁。
- 注 4 『井上毅伝』史料篇第三、六二三～六二四頁。
- 注 5 『井上毅伝』史料篇第三、六二五頁。
- 注 6 同上。
- 注 7 『井上毅伝』史料篇第三、六二五～六二六頁。
- 注 8 『井上毅伝』史料篇第三、六二七～六二八頁。
- 注 9 『井上毅伝』史料篇第三、六二八頁。
- 注 1 0 『井上毅伝』史料篇第三、六二九頁。
- 注 1 1 『井上毅伝』史料篇第三、六三一～六三二頁。
- 注 1 2 『井上毅伝』史料篇第三、六三二頁。
- 注 1 3 同上。

注 1 4 『井上毅伝』史料篇第三、六三四頁。

注 1 5 『井上毅伝』史料篇第二、五七一頁。

注 1 6 『井上毅伝』史料篇第二、五七一～  
五七二頁。

注 1 7 『井上毅伝』史料篇第二、五七二頁。

注 1 8 同上。

注 1 9 同上。

注 2 0 『井上毅伝』史料篇第二、五七三頁。

注 2 1 『井上毅伝』史料篇第二、五七四頁。

## 第四章 教育勅語の発 布と井上毅

明治十五年、「軍人勅諭」の発布によって、軍人精神を確立させようとしたことを鑑として、憲法発布後の明治二十三年、山県有朋総理大臣は国民精神の統合を図るために、彼のもとに召集された地方官会議で「教育勅語」の発布を具体化した。

「教育勅語」の成文化は、第一次山県内閣の榎本武揚文相時代にその端緒が開かれ、次でその後を襲った芳川顕正の時に完成した。最初は、中村正直（当時帝国大学教授）が榎本文相の委嘱によって、明治二十三年六月草案を作成した。それは乙案と言われたが、結局山県有朋と井上毅の批判を浴びて廃案となった。次いで同じ六月頃、井上毅が山県の委嘱を受けて別の草案を起草し、これに元田永孚が修正を加え、さらに八月まで推敲が行なわれて後、これが甲案といわれた。八月から

甲案をめぐって、多くの修正が加えられて、同年十月教育勅語の確定案として固まった（注1）。

稲田正次『教育勅語成立過程の研究』では、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』という先行研究について言及したなかで、海後氏の勅語起草関係者の役割に関する研究について、次のように述べている。「勅語の成立について井上の果たした役割は最も重大であるとし、元田は井上案の修文者であり、同時に勅語案成文化への実質的顧問役を担当し、天皇の意向を関係者に伝え修文を推進する任務についたとし、芳川の任務は井上の草案修正を進め山県の意向を質ね、天皇の内意をうけ、内閣の審議をまとめることであつたとし、山県が総理大臣であつたことも芳川や元田を働かせ勅語を成立させるための大きな力となつたとみとめている」（注2）。

すなわち、明治憲法における役割と同じように、国民精神を統合するために発布した教

育勅語に関しても、井上が重大な役割を果たしたのである。しかし、天皇が立憲的君主である限り、さらに国民を教化する君主として教育勅語を發布することが、近代的国家の君主として適当であるのか。また、教育勅語の發布は天皇の立憲的君主としての地位を損なう恐れがあるので、大臣は必然的にその政治上の輔弼責任を負わなければならないのではないか。この点について、憲法起草者としての井上は、教育勅語を起草しようとする時、起草者という立場で自家撞着という難題に遭遇しなかったのか。そして、近代的官僚としての井上は、教育勅語における大臣の責任問題についてどう考えていたのか。以上の問題について、まず井上の教育勅語に対する意見から、彼の近代的立憲精神と教育勅語との矛盾及びその解決法を考察し、さらに井上の起草案に現れた国体と倫理の関係から、憲法發布後の井上の国体における倫理的君主像をも検討しようと思う。

明治二十三年六月二十日、井上は山県に教育勅語の草案（初稿）を提出すると同時に、中村正直案に対する批判、及び教育勅語の性格と内容はどうかについての書簡もあわせて送った。その書簡で彼は、次のように述べている。

「被仰付候教育主義ノ件ニ付、遅延ノ罪恐縮奉存候、實ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ、両三日来苦心仕候其故ハ、第一、此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ。天生聰明、為之君、為之師トハ、支那ノ旧説ナレトモ、今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ、君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干涉セズ。（英国露國ニテハ宗旨上国教主義ヲ存シ君主自ラ教主ヲ兼子ルハ格別）今勅諭ヲ発シテ、教育ノ方嚮ヲ示サル、ハ、政事上ノ命令ト區別シテ、社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ。陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同シカラズ。

第二、此勅語ニハ、敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ。ナントナレハ此等ノ語ハ、忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ。

第三、此勅語ニハ、幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ。何トナレハ哲学上ノ理論ハ、必反対ノ思想ヲ引起スヘシ。道之本源論ハ、唯タ専門ノ哲学者ノ穿鑿ニ任スヘシ、決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ。

第四、此勅語ニハ、政事上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラズ。何トナレバ時ノ政事家ノ勸告ニ出テ、

至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ。

第五、漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ。

第六、消極的ノ砭愚戒惡之語ヲ用ウヘカラズ。君主訓戒ハ、汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク、淺薄曲悉ナルヘカラズ

第七、世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ

喜ハシメテ、他ヲ怒ラシムルノ語氣アルハカラズ。

此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ、真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ、實ニ十二楼臺ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟。文部ノ立案ハ、其ノ体ヲ得ズ、如是勅語ハ、ムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ、君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス、世人亦其ノ真ニ

至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ、感激スル者少カルヘシ。生ノ考案ニテハ両ツノ方法アリ、

甲ハ、文部大臣マテ下付セラレ世ニ公布セズ。

乙ハ、演説ノ体裁トシ、文部省ニ下付サレズシテ、学習院カ又ハ教育会へ臨御ノ序ニ下付セラル（政事命令ト區別ス）。

別紙ハ、右乙ノ積ニテ、試草仕候餘リ簡短ニ過キ候歟ナレトモ、王言如玉ハ、只

タ簡短ニ在リト奉存候、猶高教ヲ奉仰候  
テ更ニ再稿可仕候頓首

六月二十日

毅

山県伯閣下

」（注3）

以上から見られるように、第二、第三、第四、第五、第六、第七の意見はすべて勅語の永遠性と絶対性の主張であるが、興味深い所は第一のところに、「今日之立憲政体之主義ニ従ハバ、君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ」と、明らかに教育勅語は立憲政体の主義と矛盾することを指摘したこと、及び教育勅語を「政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ」「陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同シカラズ」とする主張である。

すなわち、井上が明治憲法の起草者であったという立場から考えれば、教育勅語は明らかにその憲法の主義に違反するといえる。しかし、彼が教育勅語の起草者でもある限り、君主の国民を教化する機能を認めなけ

ればならない。そのような自己矛盾に対して、井上は教育勅語を社会上の君主の著作として公告すべきという解決法を見いだしているのである。したがって、政治上の君主の命令とは区別するような発布方式によって、その矛盾を解決しようとするのである。

つまり、天皇が政治的君主として教育勅語を発布すれば、近代的立憲主義から見れば、これは明らかに違憲である。しかし、前に述べたように、井上は近代的立憲思想を持つと同時に、伝統的国体観念をも併せて持つのであり、そして天皇が近代的政治君主に変身していくにつれて、その伝統的君主像の確立も不可欠であるとしたのである。したがって、井上の持つ二つの君主像が近代的政治体制上に共存し得ない場合に、井上はその伝統的君主像を政治外の「社会」に位置づけようとするのである。これは明らかに、天皇の「公」的立場と区別して、天皇を「私」的立場に置くことによって、その政治上の責任を逃れさ

せようとする考えである。しかし、ここにおいて井上が近代的立憲主義上における矛盾をカバーしようとするために、政治上の君主＝公・社会上の君主＝私と置くなれば、それはかえって彼の考えた天皇＝公（公的なものしか意思しえない）という天皇の統治原理と矛盾するのではなからうか。すなわち、天皇が社会上の君主として置かれても、井上の天皇の統治原理によれば、天皇は公的なものしか意思しえないので、天皇が君主として、臣民の良心の自由に干渉するという事実は変えられないのである。

教育勅語の発布と立憲政体の主義との矛盾は、天皇に限らず、輔弼責任を有する臣下にも関わっているのである。この点について、六月二十五日井上の山県宛の書簡においては、次のように述べられている。

「奉謹啓候、教育勅語之件ニ付、猶再応熟考仕候到底不可然事と確信奉存候。其故ハ、一、政事上之勅令勅語ハ、責任大臣

之輔弼ニ成レル事、憲法上之公明正大なる主義なりと雖、若シ社会上之勅語ならハ、大臣の責任之件と同からず、然るに若シ真誠之教旨ニ出ずして、学理的議論を代表したる之意味ありて、十目所視内閣大臣之意見、又ハ何某之勸告ニ出たり、即チ入レ智恵なりとの感触あらしめハ、誰れか中心ニ悦服佩戴するものあらん哉。

二、道之本原を論ずるハ二種ありて、一ハ天神之宣命なりとし（邪蘇教）、他ノ一ハ人之性情ハ天徳と同体なりとす（仏説并易理宋儒）。而して此両説共に、近世哲学之多クハ擯斥スル所たり、即ちダールウイン派の運命説、スペンサーの不可識説、オーグスト、コント派の物証説ハ、天神之存在を信セズ、又ハ多ク之政事学者ハ性悪之説を唱フグナイスト氏之如き亦是なり。如此無形上の一戦場ともいふへき百家競馳之時ニ於て、一ノ哲理ノ

旗頭となりて、世の異説雜流を驅除スル  
ノ器械ノ為ニ、

三、福善禍淫とハ、古文尚書の偽作ニ出  
たる文字なる事ハ、清朝學者の証明ニ備  
ハル、印度小亜細亞の教門家ハ、此語の  
事実上ニ齟齬スル事多きに苦ミ、未來裁  
判天堂地獄之説を構造スルニ至る、加此  
陳腐之語、一タヒ勅語の中ニ顕レナハ、  
世間ニ一場之宗門の争端ヲ啓クベシ。

四、今日風教之敗レハ、世變之然らしむ  
ると、上流社会之習弊ニ因由ス、矯正之  
道ハ、只た政事家之率先ニ在る而已、決  
して空言ニ在らざるへし、空言の極、至  
尊之勅語を以て最終手段とするに至りて  
ハ、天下後世必多議を容るゝ者あらん右  
ハ、言激切ニ過といへとも、一美事之中  
ニ一大失計を包含スル事、或ハ睫眉之塵  
ニ類し候歟と懸念之餘、忌諱を顧ミズ奉  
録呈候、猶高明之再思を請ふ頓首再拜。

六月二十五日夜

於逗子 毅

総理大臣殿

」(注4)

以上の内容は、二十日の書簡とほぼ同主旨で、すなわち君主の勅語であるから、その絶対性と永遠性を損なうようなことはすべて避けるべきと主張した。しかし、この書簡で井上が改めて提起したのは、大臣の責任問題である。すなわち、立憲政体上の主義によれば、政事上の勅令勅語は責任大臣の輔弼が必要であるが、教育勅語は大臣の意見や勧告と関連すると、勅語の絶対性を損なって、国民の衷心的悦服を得られなくなる。ゆえに井上は、憲法上に規定された大臣の責任の件と矛盾しないという考慮に基づいても、教育勅語を社会上の勅語として発布すべきと主張するのである。大臣の輔弼責任と関わるのは、大臣の副署の問題である。この点について、明治二十三年十月二十二日元田宛の書簡で井上は、次のような意見を述べている。

「(前略)、偕ハ教育勅諭、其後如何相運候哉、(中略)発布方法之事ニ付而者、

先頃申上候通、生之愚見にてハ内閣之政事ニ混雑せずして、一二聖主之親衷ヨリ断セラレ、内閣大臣之副署なき勅語、又ハ御親書之体裁ニして、広ク公衆へ御下ケに相成候方可然歟、

開院式ノ勅語、又ハ陸海軍ノ軍令ニハ内閣大臣ノ副署ナシ、是各國ノ例ナリ若副署アル一ノ政令となりて発せらるゝ時ハ、國會ニ而喙ヲ容るゝ所之内閣責任政略之一と見做され、後日ニ政海之變動と共に紛更ヲ招ク之虞あるべく、却而千載不滅之聖勅之結果ヲ薄弱ならしむへき歟、御熟思有之度奉冀候、勅論文ニ付而は、猶内閣ニ而種々意見も有之、如拾落葉相見候処、漸クニして纏り居候様子ニ而、生も一見いたし候処、已ニ完璧と存候、若老臺更ニ御意見被為在候ハ、生ニ而承り、何個度も文部并内閣と打合せいたし度存候間、乍御手数至急ニも御一价被下度、早々帰京之上拝晤可仕候事、

既ニ持満之時ニ至候ハハ、一日モ不可緩  
、又一字も不可苟と奉存候、頓首、

十月二十二日夕

毅

元田先生

虎皮下

追啓

此ノ勅語ハ、公衆へ直接ニ相下付相成ル  
形ニいたし度、文部大臣之紹介なき方尤  
体を得候歟、蓋此事政事上之關係ニあら  
ずして、社会上即君主ハ億兆之師表タル  
位置ニ依りて発布せらるへきものなり、  
或ハ学校へ臨幸之序を以而其學費生徒ニ  
下付せられ、即ち広ク全国之子弟ニ下付  
せらるゝ等之手続、尤妙奉存候、追伸頓  
首」(注5)

要するに、もし勅語に大臣の副署を付けられ  
ば、それは政治上の一つ政令と同等視され、  
国会において内閣の責任として、議員に攻撃  
される恐れがあるので、かえって千載不滅の  
聖勅の効果を弱めさせられるようになると配

慮している。そして、発布の方法として、やはり天皇を社会上の君主に位置付け、人民の師表とする立場で発布する方が無難であると強調する。すなわち、社会上の君主によって発布される勅語は、大臣の副署を有するべきではないと考えているのである。また、教育勅語の憲法上における矛盾を、議会からの質疑によって提起されることをも避けることができるとしているのである。

井上が考えた社会上の君主としての発布方式は、教育勅語に限らず、彼の明治二十三年十月十日「神祇院設立意見」案においても、次のような主張があった。

「神祇ノ祭礼ハ、國ノ礼典ニシテ宗教ニ非サルニ因リ、社寺局ヲ以テ管理スヘカラズ。宜シク神祇院ノ設アルヘシトハ、其一理アルヲ認ムト雖、未タ全ク同意ヲ表スルコト能ハズ。神祇院ハ、縦令検査院ト同ク直隸独立ノ物タリトスルモ、大礼ニ於テ其ノ国務ニ属スル乎、或ハ然ラザ

ル乎ヲ判別セザルヘカラズ。若其ノ國ノ  
礼典ニ属スルカ故ニ、国務ノ一部ナリト  
セハ、此レ誤謬ノ甚キ者ニシテ、礼典ハ  
社会ノ事物ニシテ国務ノ事物ニ非ス、  
君主ハ国務ノ首長タルノミナラス、又社  
会ノ師表タリ、而シテ国務ノ事ハ之ヲ政  
府ニ任シ、社会ノ事ハ（礼典慈善ノ事ノ  
類）王家自ラ之ヲ變理ス、礼典ハ宜ク王  
家ノ内事ニ属スヘクシテ之ヲ国務ニ混ス  
ヘカラズ。若又礼ヲ以テ政ヲ為スノ説ニ  
従ハ、是レ宜ク漢土ノ礼部ニ倣ヒ一省  
ヲ設置シ以テ祭祀、及其ノ他ノ吉凶ノ礼  
儀ヲ掌ラシムヘシ、此レ固ヨリ建議ノ主  
旨ニ非サルヘシ、

蓋神祇院ヲ設クルノ説ハ、敬祀祖宗報本  
反始ノ大義ニ本クナルヘシ、果シテ然ラ  
ハ、是レ宜ク天子ノ躬親ヲ如在ノ誠ヲ尽  
サセラルヘキノ事ニシテ、決シテ閭外ノ  
事トシテ国務ノ臣僚ニ倚托セラルヘキニ  
非ス、即チ中古ノ神祇院亦必王氏ヲ以テ

其ノ伯トセラレタルヲ以テ知ルヘキノミ  
。故ニ祖宗ノ神事ハ、固ヨリ宮内省ニ属  
スヘクシテ、國務ニ属スヘカラズ（検査  
院ハ其ノ独立タルニ拘ラス亦國務ノ一部  
タル者ナリ）」（注6）。

つまり、神祇の祭礼は国の礼典であって宗  
教ではないにもかかわらず、それはすなわち  
國務の一部と見做すことは適當ではないと強  
調し、そして礼典は社会の事物にして、國務  
の事物に属しないと考えた。ゆえに井上は、  
神祇の祭礼は社会的君主として皇室自ら掌理  
し、國務と混ざべきではないと主張したので  
ある。

以上の教育勅語發布の方式、及び神祇院設  
立の建議で現れた井上の社会上の君主に関す  
る考え方を、前述した井上の天皇観から考察  
すれば、井上の国体上における伝統的君主像  
は政体上における近代的君主像に対する妥協  
から生じたものである。すなわち、憲法發布  
後、明治日本が一つの近代的立憲国家として

登場する場合に、欧米列強に認めさせられるような近代的立憲君主は、必然的に近代的立憲体制の主義に従わなければならない。ゆえに、国内における社会秩序の維持や国民精神の統合という役割を果たさせようとする国体上の君主は、国務と分離させて、社会上の君主として存在させようと考えている。これは、すなわち井上の国体上の伝統的君主像が憲法の発布と共に、社会上の君主として変身してきたのである。次は、井上の教育勅語の起草案における国体と倫理の関係から、憲法発布後の井上の国体における倫理的君主像を究明したいと思う。

井上は明治二十三年六月二十日、山県総理大臣に次の勅語初稿を提出した。

「我カ祖我カ宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚、臣民厥ノ祖考ニ繼キ、王室ニ忠ニ、世々厥ノ美ヲ濟シ、以テ邦ノ光ヲ為セリ、朕カ躬ニ逮テ大業ヲ中興シ、首メニ有司ニ詔シテ、尤モ教育ヲ

慎マシム、教育ノ要ハ善ニ從ヒ、知ヲ進  
ムルニ在リ、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、  
夫婦相和シ、親族相睦シクシ、隣里相保  
チテ相侵サズ、朋友厚クシテ相欺カズ、  
自ラ愛シテ他ニ及ホシ、己レカ欲セザル  
所ハ以テ人ニ施サズ、其ノ國ニ在リテハ  
、万衆心ヲ一ニシ、義勇公ニ奉シ、山海  
八道實ニ祖宗ノ旧物ニシテ、即チ臣民ノ  
郷土惟レ守リ惟レ固クシ、以テ天壤無窮  
ノ皇道ヲ冀戴ス、善ニ非スシテ何ソ乎、  
人知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ窮極アル  
コト無シ、乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導  
キ、業ヲ勉メ芸ヲ習ヒ、各々其ノ器ヲ成  
シ、小ニシテハ生計ヲ治メ、大ニシテハ  
公益ヲ広メ、以テ俊良ノ民ト為リ、身ヲ  
立テ家ヲ利シ國ノ興運ヲ助ク、知ニ非ス  
シテ何ソ乎、斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニ  
シテ、立教ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハ  
ズ、以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ、以テ中外  
ニ施シテ悖ラザルヘシ、朕衆庶ト俱ニ遵

由シテ失ハザラムコトヲ願フ」(注7)

以上の内容から見られるように、それは、「儒学的・国学的」思想の現れである。それに、最も重要なのは「以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ、以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ」という勅語の絶対性と永遠性の強調である。

冒頭の節における「我カ祖我カ宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚、臣民厥ノ祖考ニ継キ、王室ニ忠ニ、世々厥ノ美ヲ濟シ、以テ邦ノ光ヲ為セリ」という内容を、彼が起草した憲法発布勅語の草案での「惟フニ、我カ祖我カ宗及我カ臣民ノ祖先ハ、相与ニ心ヲ協ヘカヲ合セテ我カ帝国ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ、此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト并ニ我カ臣民ノ賦性醇厚ニシテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」(注8)に照らして見れば、ほぼ同主旨のものと考えられる。すなわち、国学的国体の説明によって、日本の皇室と臣民の「忠＝孝」の関係を結ぼうとするのである。

しかし、以上の内容から明らかに見られる儒学的五倫道德について、井上は教育勅語案起草のころ、五倫を儒学に専属するものではなく、古今・中外に問わず、この世に生存するあらゆる人間の道德であると考えていた。井上はその「五倫と生理との関係」（注9）で、次のように述べている。

「五倫は、人と人たるものゝ世に生活する為に必履み行ふべき道にして、古今に通し中外に施して遁れむとして遁るゝこと能はず、避けむとして避ること能はざるものなり。誰か五倫を儒教一家の主義といふか、又これを東洋一種の旧説とし視るか、海の東西を問はず、世の古今を論せず、何等の論理も吾人の呼吸生息する生機の原則に抵抗し能ふへからず。個人の生活と五倫の関係とは、譬へは目と色との如し、色なければ目なし、暗室に幽蔽して目に五色を見されは盲となる。人にして倫理の関係を失はば、生機絶えむ

。余は儒家者流の五倫の説をは誇りがほ  
に一門の専有物の如く称へて、他の百家  
をは無父無君など言ひ罵るを厭ふ者な  
り。又世人か五倫を以て儒教主義の特産  
に帰し、己れは五倫の教の為に立つもの  
如く心得るを笑ふ者なり。」（注10）

すなわち、井上は教育勅語を伝統的道德君主の教化とするに止まらず、近代的精神及び西洋の道德にも適用できるような永遠性と絶対性を立てるために、教育勅語に東洋的なものが現れるのを否定しようとするのである。ここでは、前節に述べた井上の「君主循法主義意見」で強調された「天皇の言行は自然に法律と一致する」という論理と同様に、天皇の教化も「自然に」古今・中外の道德に適用できるとされているのである。したがって、憲法発布後の井上の国体上における倫理的君主をも、近代的倫理道德に一致できるような国体的君主とするようになってきた。青年時代の井上が、『交易論』（元治元年頃）で述

べた「日本ト西洋トハ、国土ノ區別、格別ニ  
テ、各其風俗人質モ不同、言語礼法モ不同、  
教法宗旨モ不同、立國ノ基本モ不同」という  
日本の国体と西洋の国体の相違、及び日本は  
「孔孟仁義ノ道ヲ守」る「宇内第一ノ仁義國」  
という強調がこの時期になってくると、西洋  
との「不同」の強調より西洋との「同」の強  
調に置き換えられるようになる。すなわち、  
政体上の君主像の「近代化」につれて、国体  
上の君主像も近代化されるようになる。しか  
し、井上の五倫に関する知識はやはり儒学の  
勉強から得たものである点から見れば、井上  
が教育勅語に現れた五倫の道德が東洋的な道  
徳であることをいかに否定しようとしても、  
その内容としてはやはり儒学的な東洋道德で  
あるという事実は否定しがたいと思われる。

この井上の教育勅語起草案は、前にも述べ  
たように、元田永孚の修正を加えた後、また  
井上の修正意見と検討を経てから、明治二十  
三年八月文部大臣の中間案として天皇へ奉呈

され、その後また多くの修正が加えられて、同年十月勅語の確定案となったのである。すなわち、井上の起草案は教育勅語の原型とも言える重要な存在である。

勅語の絶対性と永遠性を保つため、井上の起草案はできるだけ東洋的な徳教の色彩を取り除こうとしていたのに対して、「元田の初稿修正案（井上の初稿に対する修正案－引用者）は、彼（元田－引用者）の教育大旨に引きつづいて、五倫・三徳の説述に主力を注ぎ儒教的色彩が濃かった」（注11）。結局、「井上は次稿で、首尾の節では元田の初稿修正案初稿再修正案をいくらか採り、そのため東洋的な君主の勅諭としての体裁が一層整ってきた」（注12）。

なお、井上の次稿では、「常ニ国憲ヲ重シ  
国法ニ遵ヒ」の一句が加えられるようになる。稲田氏の推察によれば、それは国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることを恐れたから、芳川顕正の意見

によってこの句が加えられたようである（注13）。しかし、その後井上が「元田修正案を大幅に改削しているうちに、文部上奏案に『常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ』とかかけられ、元田修正案では『国憲国法ニ率ヒ由<sup>(マ)</sup>リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ』と改められていたところが、全く消されてしまったのが注目される」（注14）。井上はどうしてそれを削ってしまったかの理由を、示さなかった。しかし、その理由を彼の教育勅語に対する考え方から考察すれば、国憲国法は立憲政体上のことであるので、国体上の君主として発布される教育勅語のなかにそれを入れると、立憲政体上の精神と国体上の倫理道德との混雑をもたらすと同時に、国体上の君主による徳教の絶対性と永遠性をも損なうようになるという考えに基づいたのであろう。しかし、その一句は結局十月の内閣上奏案で復活されて、十月三十日に発布された教育勅語のなかで出現するようになる。

九月二十六日の閣議で、請議された勅語案と勅語発布の方法について審議が行なわれた。

「教育勅語換発由来」（注15）における芳川顕正の談話によれば、大臣の中からも勅語発布に対する異論が出たようである。その次第について次のように述べている。

「既ニ決セラレ、之レヲ内閣ニ附シテ更ニ妥議セシム。諸大臣之ヲ見テ間々異議ヲ唱フルモノアリ。曰ク政ト教トハ各別ナリ。此等教訓ノ如キハ君権ノ与ル所ニアラス。且ツ今日文明ノ運ニ棹セリ。而シテ忠孝仁義ノ説ハ東洋古人ノ唱フル所ニシテ、恐ラクハ時勢ニ適セス。果シテ此説ノ如クナレハ則チ昔日ニ於ケル攘夷鎖国論ノ再燃ヲ致サスヤ、外交ヲ損シ交誼ヲ害シ而シテ復讐之挙復タ起ルコトナキカト唱フル者アリ」。（注16）

つまり、大臣の中でも井上と同じような考慮を持った者がいる。天皇が徳教に関して勅語を発布することは、忠孝仁義の説が東洋の

旧道徳であることもあり、今日の時勢に適しないなどの考えである。

勅語発布の方法に関しては、九月二十六日付の閣議決定の書類（注17）が次のように掲げている。

「文部大臣提出徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議

右其要点ハ

一 勅諭案

右発表ノ方法ハ

第一ハ、高等師範学校ニ聖駕親臨シ、勅諭ヲ文部大臣ニ授ケ給ヒ、文部大臣訓令ヲ全国ニ発スルコト。

第二ハ、小学校令発布ノ同時ニ勅諭ヲ公布セラルルコト」。（注18）

そして、この閣議で勅諭発表の方法については、第一案すなわち高等師範学校に親臨、勅諭を文部大臣に授ける云々の方法をとることにほぼ決定したのである。（注19）閣議を終えた後、十月二十日次のような上奏書類がつくられた。

「 德教ニ関スル勅語ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治二十三年十月二十日

内閣総理大臣伯爵山県有朋 花押

### 勅語発布手続

一 高等師範学校へ

車駕親臨シ勅語ヲ降シ給フ文部大臣之ヲ  
奉シ訓令ヲ全国ニ頒布シテ普ク衆庶ニ示  
ス

一 勅語案ハ別ニ具フ

### 勅語案

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ  
臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニ  
シテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ  
国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此  
ニ存ス。爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ  
、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ

持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ  
習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ  
、進テ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国  
憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼  
スヘシ。是ノ如キハ、独リ朕カ忠良ノ臣  
民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風  
ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ  
テ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所。之ヲ  
古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ  
悖ラサルヘシ。朕爾臣民ト俱ニ、拳々服  
膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日

御名 御璽 」（注20）

なお上の文書の末尾に、「軍人ヘノ勅諭ト  
同一ノ体ニテ別ニ文部大臣等ノ副署ナシ」と  
いう書き入れがある。（注21）すなわち、  
勅語は、「内閣ノ政事ニ混雜せずして」、「  
内閣大臣之副署なき」にすべしという井上の

意見が受け入れられるようである。

しかし、軍人への勅諭の場合の例にならって（注 2 2）、宮中において文部大臣に賜わるという方法で、教育勅語が發布されるようになった。すなわち、井上が主張した教育勅語を「社会上ノ君主ノ著作公告」とする公布方式は、結局採用されなかった。つまり、井上が臣民の良心の自由を干渉するという教育勅語の矛盾をカバーしようとするために、教育勅語を社会上の君主の著作公告として公布すべきと主張したが、明治国家はやはりその主張を採用せず、その矛盾を露呈したままに、軍人勅諭と同じような方式で教育勅語を發布するようになった。

【 註 】

- 注 1 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』  
（講談社、一九七一年）、第一章「教育勅語成立史の先行研究と史料」に参照。
- 注 2 稲田前掲書、六頁。
- 注 3 『井上毅伝』史料篇第二、二三一～  
二三二頁。
- 注 4 『井上毅伝』史料篇第二、二三三～  
二三四頁。
- 注 5 『井上毅伝』史料篇第四、六〇五～  
六〇六頁。
- 注 6 『井上毅伝』史料篇第二、二八一～  
二八二頁。
- 注 7 稲田前掲書、一九八～一九九頁。
- 注 8 稲田正次『明治憲法成立史』、下冊（  
有斐閣、一九六二年）八四八頁。
- 注 9 その内容は、明治二十三年十一月七日  
日本新聞に掲載された「倫理と生理學  
との関係」と同様である。（稲田『教

育勅語成立過程の研究』、二〇二頁に  
参照)

注 1 0 『井上毅伝』史料篇第三、六四一～  
六四二頁。

注 1 1 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二二一頁。

注 1 2 同上。

注 1 3 「要するに芳川らが『国憲ヲ重シ』の  
句を勅語の中に入れていたしたのは、  
(中略) はじめから特に立憲主義を重  
視するという主旨ではなく、臣民が憲  
法の条章を遵奉し、日本の国体、国情  
に適した穏和な立憲政治の運用に協力  
することを期するためである」(稲田  
『教育勅語成立過程の研究』二八三頁、  
により引用)

注 1 4 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二三五頁。

注 1 5 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二五〇頁。

注 1 6 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二五一頁。

注 1 7 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二五二頁。

注 1 8 同上。

注 1 9 同上。

注 2 0 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二六九～二七〇頁。

注 2 1 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、  
二七〇頁。

注 2 2 軍人への勅諭の場合は陸軍卿兼海軍卿  
代理大山巖に賜る。（稲田正次『教育  
勅語成立過程の研究』二八六頁に参照）

## む す び

明治日本は対外独立という緊急の課題に対応するため、社会の近代化を待たずに、国家が先導する近代化を進めてきた。そしてこの近代化の必要に応じて、長期間非政治化された天皇が、西洋列強に認められるような近代的政治君主でなければならないことになってきた。しかし、国際的契機の要請のもとで、国家の政治体制の近代化が急がれた半面、当時の日本社会は未だ前近代的なものであったゆえに、政治体制と社会実状の間に、必然的に矛盾が現れてきた。そしてその矛盾のために、国家と社会の頂点に位置する天皇は、近代的政治君主でありながら、社会秩序の維持及び国民統合のために、伝統的道德君主としての役割も求められた。

幼少のころから青年期まで、儒学を中心に勉強してきた井上毅の国体観と天皇観も、伝統から近代への進展過程を経てきた。ただし、

近代的国家官僚としての井上は、明治国家の近代化に尽力するうえで、社会秩序を破壊しないような近代的国家の建設に配慮し、漸進主義を唱えるようになった。日本社会の安定を維持するために、伝統的国体をいかに近代的政体に適合させるかに井上の苦心した。井上は漸進的なプロイセン流の君主立憲主義を主張しながら、伝統的国体上の君主像をいかに近代的政治君主像に適合させるかについても、苦心したのであった。すなわち、近代的君主像を構築する一方で、伝統的君主像の再生が必要になってきたのである。

「公」・「私」未分離の前近代的君主としての天皇は、宮府分離を原則とする内閣制度の創設につれて、体制上において、「公」・「私」が区別されるような近代的政治君主となり、憲法発布後さらに近代的立憲君主であるようになった。前近代的な恣意の君主と違って、天皇が近代的立憲君主である限り、必ず「憲法の主義」を遵守しなければならない。

しかし、憲法発布後の明治国家は強力な統一国家をつくるため、国民統合の必要から、天皇は井上の言う「臣民の良心の自由に干渉せず」という「憲法の主義」に違反し、教育勅語を発布したのである。

憲法起草者としての井上は、教育勅語の発布と天皇の近代的立憲君主像との矛盾を見極めたうえに、教育勅語を政事上の政令と違って、「社会上の君主の著作公告」とする公布方式を主張した。すなわち、その矛盾をカバーするため、井上は天皇を社会上の君主として教育勅語を発布すれば、「憲法の主義」を遵守すべき政治上の君主の責任も避けられると考えた。しかし、明治国家は井上の主張を採用せず、その矛盾を露呈したまま、教育勅語を発布してしまった。

しかし、もし仮に、明治国家が井上の意見を採用したとしても、井上の考えた公布方式は理論上においていかに完結していようと、教育勅語が臣民の良心の自由に干渉するとい

う事實は変わらない。また、外見上において憲法との矛盾を解決し得るようにみえても、それはまた彼の考えた天皇はただ公的にのみ存在するという天皇統治の正当性の論理と矛盾することになった。

不平等条約を廃止して、対外的独立を果たすためには、当時の状況では天皇統治の正当性を西洋列強に認められるような近代的統治原理から説明しなければならない。そこで、万世一系という天皇支配の正当性を「公」と「私」の区別という近代的統治原理に適合させるため、井上は天皇統治の正当性を、日本の伝統的神話に見いだされる「公的統治」原理に照応する「しらす」型の統治原理で根拠付けようとしたのである。すなわち、天皇統治の正当性を、天皇は公的なものしか意思しえないという論理で説明しようとしたのである。この論理によって、井上は国体上の伝統的君主像と政体上の近代的君主像を、天皇という君主の中に結合させるようになった。だ

が、万世一系の国体上の天皇が「しらす」型統治原理によって、近代的政治君主にもなれる、すなわち「自然に」近代的統治原理に適応できるためには「天皇の言行は自然に法律と一致する」ものとしなければならなかった。

しかし、井上の考えた教育勅語の公布方式によれば、天皇という君主の中に共存している二つの君主像が分離させられ、国体上の伝統的君主像を政治外の「社会」に位置づけることになり、政治上の君主＝「公」・社会上の君主＝「私」という統治形態になるのである。それは明らかに、井上の考えた天皇統治の正当性である「しらす」型の統治原理と矛盾し、また、井上の「天皇の言行は自然に法律と一致する」という論理に即して見れば、かえって天皇の言行（「教育勅語」）は法律（井上毅の考えた憲法）と一致し得ないという証明になってしまったといえよう。

つまり、教育勅語の発布によって露呈した明治国家の近代化の矛盾は、井上の考えた理

念上のあるべき明治国家においても、解決しえないことだったといえよう。

明治国家の対外独立の究極的な目的は、やはり、西洋列強と並び立てるような強い軍事力を有する近代的帝国国家である。そして、その目的を果たすために、まず強力な統一国家を樹立せねばならなかった。また、急速な近代化を果たすために、軍事のみならず、殖産興業や教育の整備なども重要な課題であった。ゆえに、軍人勅諭に倣って、国民統合を目的とする教育勅語も発布されるようになったのであるが、そのため明治日本は以上のような原理的矛盾をかかえこみながら、近代的帝国国家を建設する道を進んでいくことになった。大正期を経て昭和期に入ってから、この近代的天皇制の矛盾はますます深刻なものになり、ついには太平洋戦争への道に繋がっていったと考えられる。

このような明治国家の近代化の矛盾の、その後の日本帝国主義の展開における現れにつ

いて、引き続き検討することを将来の研究課題として残しておきたい。